2026年11月9日

各　　位

会社名　　フクダ電子株式会社
代表者名　代表取締役社長　白井 大治郎
（コード：6960、東証スタンダード市場）
問合せ先　社長室　経営企画部
（TEL. 03-5684-1558）

第三者委員会の調査報告書の公表及び今後の対応に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 25 日付け「第三者委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社元代表取締役会長による経費の不適切利用等に関する真相究明、原因分析及び再発防止策の検討・提言のため、当社及び経営陣から独立した第三者委員会による調査を進めておりました。

同年 10 月 30 日付け「第三者委員会からの調査報告書受領のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は同日、第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。このたび、個人のプライバシー及び機密情報の保護等の観点から、非開示措置を講じた上で、別添のとおり当該調査報告書を公表いたします。

当社は、同報告書における指摘及び提言を厳粛に受け止め、既に着手している再発防止策及びコーポレート・ガバナンス改革の実効性を一層高めてまいります。

具体的には、2026年6月3日付け「再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、公私混同を許さない企業文化の醸成と態勢整備、及び組織の抜本的な改革を行うことのできるコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け、交際費及び会社資産の管理体制の強化、内部監査及び内部通報制度の強化、取締役向けの研修の充実等の施策に取り組んでおります。

また、同月26日付け「コーポレート・ガバナンス改革プロジェクト発足に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社としての機関設計、経営人財の世代交代の制度化、経営と執行の役割の明確化、当社会議体の刷新、経営人財育成システム、及び報酬体系と決定プロセスの透明化を基本方針として、改革を進めております。

今後、第三者委員会の指摘及び提言とこれらの施策との対応関係を整理し、必要な見直し及び追加施策を検討してまいります。その具体的な内容、実施状況及び今後の工程については、決定次第、改めて公表する予定です。

株主、投資家、お取引先その他の関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社は、再発防止及び企業統治の強化に着実に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以上

（添付資料）

2026年10月30日

フクダ電子株式会社　御中

調　査　報　告　書

第三者委員会

委員長　房村精一

委員　西村光治

委員　髙木明

目　次

第１　第三者委員会設置の経緯及び調査概要等 2
１　第三者委員会設置に至る経緯 2
２　当委員会の目的 2
３　当委員会の構成と調査体制 3
４　本件調査の実施期間及び対象期間 3
５　本件調査の実施方法 3
（1）関係資料の精査 3
（2）デジタルフォレンジック調査 4
（3）関係者に対するヒアリング 4
（4）ホットラインの設置 6
（5）アンケート調査 6
６　本件調査の限界に係る留保 6
第２　フクダ電子の組織及び事業内容 8
１　フクダ電子の組織 8
（1）設立、沿革 8
（2）機関と構成員 8
（3）企業統治体制 9
（4）内部統制体制 10
ア　内部統制に関する基本方針及び組織 10
イ　フクダグループ行動規範 10
ウ　内部通報制度の整備 10
エ　内部通報制度の運用状況 11
２　フクダ電子の事業内容 11
第３　元会長の公私混同行為の分類 13
１　監査役会報告書における調査対象事項 13
２　監査役会報告書作成後に外部から指摘された事項 13
（1）経費の私的利用 13
（2）秘書及び役職員の私的利用 13
第４　元会長の公私混同行為に係る事実関係 14
１　本郷事業所地下駐車場の私的利用 14
（1）本郷事業所の駐車場の構造等 14
ア　地下駐車場 14
イ　１階駐車場 14
ウ　地下駐車場エレベーター 14
（2）本郷事業所で管理される社有車等 14
（3）東京都駐車場条例 14

(4) 地下駐車場の利用状況 15
(5) 監査役会調査について 16
(6) 検討 17
ア　元会長による地下駐車場の利用にかかる損害について 17
イ　ガバナンス上の問題点 18
2　本郷事業所８階設備の私的利用 19
(1) 本郷事業所８階設備の構造等 19
(2) ラウンジが設置された経緯 20
(3) ラウンジの利用実態 20
(4) 倉庫の利用実態 20
(5) ラウンジ、倉庫以外の個室の利用実態 20
(6) 元会長の８階フロアの利用にかかる損害について 21
3　運転手の私的利用 22
(1) フクダ電子と交通会社との自動車運行業務に関する業務委託契約 22
ア　[redacted]との間の業務委託契約の概要 22
イ　[redacted]との間の業務委託契約の概要 22
(2) 元会長による運転手の私的利用の実態 22
ア　[redacted]との契約期間における運転手の私的利用 22
イ　[redacted]との契約期間における運転手の私的利用 25
(3) フクダ電子の損害額又は経済的損失額について 28
ア　業務委託先である各交通会社への委託料について 28
イ　ガソリン代について 29
ウ　高速道路通行料について 31
エ　小括 32
(4) その他 33
4　秘書及び役職員の私的利用 33
(1) 元会長の業務を担当していた役職員 33
ア　秘書 33
イ　役職員 33
(2) 事実認定の前提となるインタビュー調査及びデジタルフォレンジック調査等 34
(3) 元会長による秘書の私的利用の実態 34
ア　前提事項 34
イ　私的利用に関する実態及び事実 36
ウ　元会長の秘書の私的利用にかかる損害について 47
5　経費の私的利用 48
(1) 元会長による飲食費の私的利用について 48
ア　フクダ電子における経費処理のルール 48
イ　元会長の経費処理プロセスの実態 49

ウ　当委員会が認定する損害額 50
(2) 東京ドーム専用客室及び観戦チケットについて 52
(3) 山形等出張について 54
ア　フクダ電子における出張経費の処理ルール 54
イ　出張経費の処理プロセスの実態 54
ウ　当委員会が認定する損害額 55
(4) ヘリコプター利用について 58
(5) スガテツ建商への委託料ないし報酬について 59
ア　取引経緯 59
イ　支払稟議に関するルール 60
ウ　スガテツ建商との取引 60
エ　[redacted]氏と元会長の親族との関係 61
オ　結論 61
(6) フクシン販売保険について 61
ア　取引経緯 61
イ　自動車保険に係る取引 61
ウ　フクシンとの直接取引 62
エ　フクシンと元会長との取引 64
オ　結論 64
(7) 不動産の私的利用について 64
(8) 寿司屋における請求書払いについて 65
第 5　ホットライン調査及びアンケート調査の結果 66
1　ホットライン調査の結果 66
2　アンケート調査の結果 66
第 6　その他の外部指摘事項について 68
第 7　原因分析 69
1　前提事実（元会長による私的利用を認識していた役職員の存在） 69
(1) 地下駐車場 69
(2) 秘書の私的利用 69
(3) 運転手の私的利用 69
(4) 経費処理 69
(5) その他監査役会報告書公表後に指摘された公私混同行為 69
(6) 前提事実のまとめ 71
2　フクダ電子の企業統治体制の評価・問題点 71
(1) 元会長への権限と影響力の集中 71
(2) 取締役会の監督機能の不全 72
(3) 監査役による監査の機能不全 72
(4) 本件発覚後の対応 72

3　フクダ電子の内部統制体制の評価・問題点 72
(1) 経費処理における代表取締役の例外扱い 72
(2) 秘書室による代理申請の形骸化 73
(3) 秘書室への機能の集中と牽制機能の欠如 73
(4) 会社資産の管理体制の欠如 73
(5) 内部監査の対象外 73
(6) 内部通報制度の機能不全 74
4　フクダ電子の社風 74
(1) 創業家と会社の境界の曖昧さ 74
(2) 忖度と沈黙 74
(3) 公私混同を問題視しない感覚の定着 75
5　小括 75
第 8　再発防止策 76
1　はじめに 76
2　監査役会報告書及び会社の再発防止策に対する評価 76
(1) 監査役会報告書に対する評価 76
ア　調査について 76
イ　原因分析について 76
(2) 会社の再発防止策に対する評価 77
3　再発防止策に係る委員会提言 78
(1) 経営トップの意識改革と責任の明確化 78
(2) 取締役会の監督機能の強化 78
(3) 監査機能の強化 78
(4) 役員の経費管理の厳格化 79
(5) 秘書室の業務の見直し 79
(6) 会社資産の適正な管理 79
(7) 内部通報制度の実効性の強化 79
(8) 再発防止策の実施状況の検証・モニタリング 80
4　結語 80
別紙 1　デジタル・フォレンジック調査の概要 81
別紙 2　会社組織図 88
別紙 3-1　運転手の私的利用 89
別紙 3-2　運転手の私的利用 93
別紙 4-1　「[redacted]氏の沖縄（石垣島）訪問日一覧」 95
別紙 4-2　「[redacted]氏の静岡県（小山町・御殿場等）訪問日一覧」 96
別紙 4-3　「[redacted]氏の東北訪問日（日本酒買付け）一覧」 103
別紙 4-4　「[redacted]氏の沖縄・静岡・東北以外の地域への訪問日一覧」 104
別紙 5　元会長の私的な経費伝票一覧 105

別紙６　区分別出張一覧108

本調査報告書において用いる主な略語は以下のとおりである。

略語	用語
フクダ電子	フクダ電子株式会社
元会長	福田孝太郎元会長
役員、職員、従業員	フクダ電子役職員
本郷事業所	フクダ電子本郷事業所（2021 年 7 月竣工）
地下駐車場	本郷事業所地下駐車場
8 階フロア	本郷事業所 8 階フロア
[redacted]氏	[redacted]社長室秘書室長
アトミック産業	アトミック産業株式会社
センチュリー産業	センチュリー産業株式会社
セントラル産業	セントラル産業株式会社
東京エンタープライズ	東京エンタープライズ株式会社

第１　第三者委員会設置の経緯及び調査概要等

１　第三者委員会設置に至る経緯

フクダ電子の監査役会は、2026 年 4 月 10 日、当時の代表取締役会長であった福田孝太郎氏による経費の不適切利用等に関する外部からの指摘を受け、フクダ電子と特別な利害関係のない阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士の助言及び検証を踏まえ、同年 5 月 14 日まで調査を実施した。

監査役会は、同年 5 月 14 日付監査役会報告書（以下「監査役会報告書」という。）において、地下駐車場の私的利用、運転手の私的利用、業務との関連性に疑義のある交際費の支出及びスポーツ観戦チケットの利用に関する調査結果をとりまとめた。フクダ電子は同日、その概要、総額 154,497,155 円の弁済に関する元会長との合意、再発防止策及び関係役員の報酬の自主返納を公表した。[1]

その後、フクダ電子は、同年 6 月 3 日、監査役会報告書を公表するとともに、取締役会の監督機能、監査機能及び会社資産管理の強化等を内容とする追加の再発防止策を決議した旨を公表した。[2]同公表によれば、フクダ電子及びその子会社は、元会長から既に上記 154,497,155 円全額の弁済を受けており、元会長は、同月 16 日付で取締役を辞任した。

フクダ電子は、監査役会による調査及びその結果の公表後も、本件に関する真相究明、原因分析及び実効性のある再発防止策の策定について、より一層の客観性及び独立性を確保した検証が必要であると判断した。そこで、株主及び投資家を始めとする利害関係者に対する説明責任を果たすため、同年 6 月 25 日開催の取締役会において、日本弁護士連合会の定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した当委員会を設置することを決議した。[3]

２　当委員会の目的

当委員会の目的は、フクダ電子からの委嘱により、以下の事項を対象として調査及び検討を行い、その結果を報告することである。

① 既に公表された経費の不適切利用等を含む、元会長による公私混同行為の有無及び内容の調査

② 当該不適切利用等に関連するガバナンス上の問題（フクダ電子の経営陣の果たしてきた役割を含む。）の検討

③ 当該不適切利用等の原因分析

④ 当該原因分析を踏まえた再発防止策の検討及び提言

⑤ その他、上記に関連して当委員会が必要と認める事項

[1] 「当社代表取締役会長による経費の不適切利用等と再発防止策に関するお知らせ」2026 年 5 月 14 日公表

[2] 「再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ」2026 年 6 月 3 日公表

[3] 「第三者委員会設置に関するお知らせ」2026 年 6 月 25 日公表

3　当委員会の構成と調査体制

当委員会は、設置時には、以下の 3 名により構成された。

委員長　房村精一（弁護士、松井法律事務所、元名古屋高等裁判所長官、元公安審査委員会委員長）

委員　西村光治（弁護士、弁護士法人松尾綜合法律事務所代表パートナー）

委員　那須美帆子（公認会計士、PwC リスクアドバイザリー合同会社パートナー）

那須美帆子委員は、一身上の都合により 2026 年 8 月 31 日付で辞任し、同日、髙木明氏（公認会計士、株式会社 KIC 代表取締役）が新たな委員として選任された。[4]これにより、当委員会は、房村精一委員長、西村光治委員及び髙木明委員の 3 名による構成となった。

当委員会の委員は、日本弁護士連合会が定める「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づいて選定されている。また、当委員会は、同ガイドラインに従って調査を実施している。

当委員会は、専門的かつ中立的な調査を実施するため、その指揮監督の下、弁護士法人松尾綜合法律事務所の弁護士ら合計 6 名を調査補助者として起用したほか、2026 年 8 月 31 日までは、PwC リスクアドバイザリー合同会社所属の公認会計士ら、委員交代後は、株式会社 KIC 所属の公認会計士ら合計 7 名及び株式会社 foxcale 所属の公認会計士ら合計 21 名を調査補助者として起用した。

4　本件調査の実施期間及び対象期間

当委員会は、2026 年 6 月 25 日から同年 10 月 29 日までの間、本件調査を実施した。その間、本報告書提出時点までに合計 19 回、委員会を開催したほか、委員間による協議を多数回実施した。

また、本件調査における対象期間は、2016 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までとした。ただし、調査対象事項の事実関係や背景事情を把握するために必要な範囲で、当該対象期間以前の事象についても調査・検討の対象とした。

5　本件調査の実施方法

(1) 関係資料の精査

当委員会は、主に以下の関係資料を確認した。

・社内規程
・取締役会、監査役会、経営会議、アメーバ会議、その他会議体の議事録
・内部統制関連資料
・監査役会報告書
・職務権限表

[4] 「第三者委員会の委員の辞任と追加選任に関するお知らせ」2026 年 8 月 31 日公表

・会計処理の前提となる取引書類、経理書類
・会計データ
・内部監査に関する報告書及び関連資料等
・各社組織図
・内部通報規程
・内部通報記録
・元会長車関連資料（運行記録等）
・元会長手帳
・その他各種書類等

(2) デジタルフォレンジック調査

当委員会は、別紙 1 のとおり、フクダ電子の役職員 23 名（退職者を含む。）について、必要かつ可能な範囲で、フクダ電子で利用されているメールおよびチャット、会社貸与パソコン、会社貸与携帯電話及び本人の同意を得たうえで個人携帯電話等を保全し、当委員会が適切と認めるキーワード等を利用して抽出するなどしたメールおよびチャット等をレビューした。

また、当委員会は、フクダ電子が管理するファイルサーバ及び社内クラウドストレージに保存されていた文書ファイル、地下駐車場及び元会長の執務室が所在する 8 階フロアの監視カメラ映像及び入退室記録並びに会長専用車及び社用車のドライブレコーダーの記録データについても、必要かつ可能な範囲で保全し、レビューを実施した。

(3) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、2026 年 10 月 29 日の時点で、フクダ電子及びその子会社の役職員その他関係者 42 名に対し、延べ 62 回のヒアリング調査を実施した。[5]複数回実施した者に関しては、ヒアリング回数も以下の表に記載する。

【ヒアリング対象者一覧表】			
	対象者		
	氏名（敬称略）	役職・所属等	回数
1	福田孝太郎	元会長	4 回
2	白井大治郎	代表取締役社長	
3	小川治男	常務取締役技術統括	
4	玄地一男	常務取締役営業本部長	
5	久野直樹	常務取締役社長室長	
6	福田修一	取締役特命担当	
7	杉山昌明	取締役（社外）	

[5] 一部の者に対しては複数回ヒアリングを実施した。

8	古屋一樹	取締役（社外）	
9	伏黒久高	取締役（社外）	
10	[redacted]	元取締役（社外）	
11	福田雅	取締役（社外）	
12	[redacted]	元取締役（社外）	
13	[redacted]	元取締役	
14	太田垣吉孝	常勤監査役	2 回
15	廣江昇	監査役（社外）	
16	[redacted]	元監査役（社外）	
17	[redacted]	元常勤監査役	
18	[redacted]	元監査役（社外）	
19	[redacted]	社長室秘書室（室長）	5 回
20	[redacted]	社長室秘書室（一般）	
21	[redacted]	社長室秘書室（一般）	
22	[redacted]	社長室秘書室（一般）	
23	[redacted]	社長室経理部資金課	
24	[redacted]	㈱フクシン代表取締役	
25	[redacted]	[redacted]㈱（元運転手）	3 回
26	[redacted]	[redacted]㈱（元運転手）	2 回
27	[redacted]	内部統制部監査室（嘱託）	3 回
28	[redacted]	内部統制部次長	
29	[redacted]	社長室経理部	4 回
30	[redacted]	営業本部システム事業 Gp 統括責任者	
31	[redacted]	スガテツ建商代表取締役	
32	[redacted]	人事総務部付（専門課長）※元社長室秘書室	3 回
33	[redacted]	アトミック産業㈱元代表取締役 セントラル産業（株）代表取締役 センチュリー産業（株）代表取締役	
34	[redacted]	社長室	
35	[redacted]	社長室経営企画部	
36	[redacted]	人事総務部長	
37	[redacted]	人事総務部総務課	2 回
38	[redacted]	社長室経理部	
39	[redacted]	社長室経理部経理課	
40	[redacted]	さつき税理士法人	

41	[redacted]	弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所）	
42	情報提供者		2 回

（4）ホットラインの設置

当委員会は、当委員会の調査に関連する情報を広く収集するため、フクダ電子グループ全役職員を対象として、ホットラインを開設した。開設期間は、2026 年 7 月 22 日～同年 9 月 4 日である。

ホットラインを通じて当委員会に提供された情報は合計 9 件であり、この 9 件について当委員会から個別にコンタクトし、追加資料の提供ないしヒアリング調査への協力を要請した。このヒアリング調査依頼に対して 6 名の情報提供者から協力を得られることとなり、当委員会は 6 名の情報提供者に対してヒアリング調査を実施した。

（5）アンケート調査

当委員会は、①本不適切利用等又はそれらに関連若しくは類似する不適切な取引等に関して認識している事実 ②本不適切利用等の背景となる、社内ガバナンスに関する情報、事情 ③その他本件調査に関連する事情の有無を確認するため、フクダ電子グループの役職員合計 508 名を対象として、配信されたメールのリンク先から回答する方法でアンケート調査を実施した。

その結果、2026 年 9 月 11 日から 2026 年 10 月 9 日までに 444 名（回答率 87.40%）から回答を受領し、その内容を確認するとともに、必要に応じて、回答者に対するフォローアップのヒアリングを実施し（9 名）、詳細を聴取した。

※ アンケートの回答期限は 2026 年 10 月 9 日としていたが、期限後に寄せられた回答についても受け付け、その内容を確認した。最終的な回答者数は 447 名（回答率 87.99%）であった。

6　本件調査の限界に係る留保

本件調査は、強制権限を有しない任意の調査であり、資料の収集及び関係者からの聴取は、関係者の任意の協力を得ることができた範囲で実施されたものに限られている。本報告書における事実認定及び評価は、所定の調査期間内に当委員会が入手し、確認することができた資料及び供述等に基づくものである。

当委員会が入手又は確認することができなかった資料及び事実については、本報告書に反映されていない可能性がある。また、記録が作成又は保存されていない事項については、関係者の記憶に依拠せざるを得ず、その経過期間等により、事実関係を十分に確認できない場合がある。

このように、本件調査の結果の参照にあたっては、本件調査に対する各種制約が存在すること、本件調査で得られた資料や供述の誤り、新たな事実の発覚等によって本件調査報告書の内容を修正・変更すべき場合があり得ること等について留意を要する。

また、本件調査報告書の内容は、裁判所又は行政機関等における将来の判断を保証する

ものではなく、本件調査報告書の内容と異なる事実認定や法的評価がされる可能性がある。

第２　フクダ電子の組織及び事業内容

１　フクダ電子の組織

(1) 設立、沿革

フクダ電子は、1939 年 7 月に「福田特殊医療電気製作所」として創業し、1948 年 7 月 6 日に株式会社福田電機製作所として設立された。1950 年には福田エレクトロ製作株式会社に商号を変更し、1969 年にフクダ医療電機株式会社との合併を経て、現在の「フクダ電子株式会社」に商号を変更した。

フクダ電子は、心電計の開発及び販売を基礎として事業を拡大し、1953 年以降、主要都市への営業拠点の展開を進めた。1973 年には千葉県白井市に工場を建設し、1990 年代以降は在宅酸素療法等に係る在宅医療事業を展開した。2004 年以降は自動体外式除細動器（AED）の販売及び普及にも取り組んでいる。

フクダ電子は、1982 年 6 月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、2004 年 12 月にジャスダック証券取引所に上場した。その後、2022 年 4 月の東京証券取引所の市場区分再編に伴い、スタンダード市場へ移行した。

フクダ電子の本店所在地は東京都文京区本郷 3 丁目 39 番 4 号である。今回問題となった元会長の執務室や地下駐車場のある本郷事業所は、同区本郷 2 丁目 35 番 8 号に所在する。2026 年 6 月 16 日現在の会社概要によれば、資本金は 46 億 2,160 万円、フクダグループの売上高は 1,396 億 9,700 万円、従業員数は 3,497 名である。これらの売上高及び従業員数はグループ全体の数値であって、フクダ電子単体の数値ではない。

2025 年 3 月 31 日時点のフクダ電子の筆頭株主は元会長であり、保有株数は 5,640 千株（持株比率 19.4%）であったところ、2026 年 3 月 31 日時点のフクダ電子の筆頭株主は、センチュリー産業（保有株数 3,000 千株、持株比率 10.96%）となり、元会長の保有株数は 2,640 千株（持株比率 9.64%）となっている。なお、元会長はセンチュリー産業の取締役である。

(2) 機関と構成員

フクダ電子は、株主総会、取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く会社である。取締役会が経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行い、監査役及び監査役会が取締役の職務執行を監査する体制を採用している。

2026 年 10 月 29 日現在のフクダ電子の取締役は、白井大治郎（代表取締役社長）、小川治男、玄地一男、久野直樹、福田修一、杉山昌明、古屋一樹、伏黒久高、及び福田雅であり、杉山昌明、古屋一樹、伏黒久高、及び福田雅の４名が社外取締役であり、フクダ電子はこの４名を独立役員として届け出ている。

なお、元会長は、1968 年 4 月にフクダ電子に入社し、1985 年 8 月に同社代表取締役社長、2012 年 6 月に同社代表取締役会長に就任し、2026 年 6 月 26 日開催の株主総会前の同月 16 日に退任した。また、2026 年 6 月 26 日提出の有価証券報告書における役員の状況によれば、同日開催の定時株主総会後の取締役は 10 名であり、社外取締役として、阿部啓子氏が選任されていたが、同氏は 2026 年 7 月末にはフクダ電子の取締役を辞任し

た。

監査役は、太田垣吉孝（常勤監査役）、廣江昇及び藤戸久寿の 3 名であり、廣江昇及び藤戸久寿が社外監査役とされている。

（3）企業統治体制

フクダ電子は、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題の一つとして位置付け、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を図り、健全で透明性の高い経営を実現することを基本方針として公表している。

フクダ電子の公表資料及び 2026 年度組織図（別紙 2 参照）によれば、取締役会及び監査役会のほか、社長直轄として、役付役員会議、経営会議、内部統制部、社長室、人事総務部、人材開発部、法務部、購買部、コーリン営業部、国際営業本部、営業本部、ライフテック本部、技術統括役員、生産本部の組織が置かれ、社長室直轄として、秘書室、経営企画部、経理部、関連会社管理部、経営システム部、コールセンター、プロモーション企画部が置かれている。

社内会議体の位置付け及び運用状況は、以下のとおりである。

役付役員会議については、取締役会規程第 18 条に、取締役会決議に基づき役付役員会を置いて審議させることができる旨が規定されており、従前は、経営会議の前日に開催されていたが、現在は開催されていない。

経営会議は、取締役、執行役員、常勤監査役、国際営業本部長及びフクダコーリンの代表者が参加し、月 1 回開催される。同会議は、業務執行に関する事項の決議及び取締役会決議事項の事前審議を行うことを目的としている。

アメーバ幹部会は、取締役、執行役員、常勤監査役並びに営業、開発、生産及び管理の各部門長が参加し、月 1 回開催されている。同会議は、経営層と各部門の責任者（主として営業部門及び開発部門）が業績、品質及び事業上の課題等を共有し、経営計画の達成に向けた意思統一と改善の推進を図ることを目的としている。

役員等が参加するその他の会議として、製商品企画会議、事業計画会議及び販売会社・ライフテック会議がある。製商品企画会議は、取締役、管理系を除く執行役員、品質保証部門の本部長及び部長、開発管理部門長並びに発表部門の部門長及び当該部門長が指名した者が参加し、新製商品の企画を審議するため、月 1 回開催される。

事業計画会議は、取締役、管理系を除く執行役員、開発部門長及び営業部門長が参加し、年 1 回、中期事業計画について審議する。各部門による発表時には、課長も同席する。

販売会社・ライフテック会議は、年 3 回開催されている。

なお、フクダ電子は、元会長による経費の不適切利用等を受け、2026 年 6 月に取締役会の監督機能や監査機能の強化等を含む再発防止策を公表し、同月にはコーポレート・ガバナンス改革プロジェクトの発足を公表している。

（4）内部統制体制

ア　内部統制に関する基本方針及び組織

フクダ電子は、内部統制整備の基本方針に基づき、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、内部統制に係る事項の報告及び審議を行う体制を公表している。2025 年 3 月期の有価証券報告書によれば、2024 年度には同委員会が延べ 10 回開催された。また、内部統制部内に SOX 推進室及び監査室を置き、内部統制制度の整備、改善及び運用確認を行う旨が記載されている。

2026 年度組織図（別紙 2 参照）にも、内部統制部、SOX 推進室、監査室、内部通報窓口及び法務部等が記載されている。ただし、同組織図から、各組織の職務上の権限、元会長に対する牽制の実効性、内部監査結果の監査役会及び取締役会への報告経路等を確定することはできない。

イ　フクダグループ行動規範

フクダ電子は、フクダグループの取締役、監査役、常勤顧問及び従業員等を対象として「フクダグループ行動規範」を 2013 年 4 月 1 日に定めている。

同規範は、業務における不正、虚偽報告及びグループの利益に反する個人的な行為等を行わないこと（3 項）を定めるほか、顧客等への接待・贈答について節度ある範囲で行うこと（6－9 項）、会社資産を適正に管理し、私的用途に流用しないこと（9－2 項）、経費精算等を会社の定める手順に従って行うこと（9－6 項）を定めている。

ウ　内部通報制度の整備

フクダ電子は、法令、社会規範及び社内諸規程に違反する行為等の早期発見及び是正を目的として、内部通報規程を 2007 年 11 月 1 日に制定し（最新は 2021 年 10 月 1 日第四版）、同日より内部通報窓口「フクダヘルプライン」を設けている。

同規程によれば、通報の対象者は、フクダグループ各社の役員、従業員及び派遣社員であり、退職後 1 年以内の退職者も含まれる（5 条）。通報はインターネット又は電話により行うことができ（2 条及び 4 条）、窓口は通報内容を検討して、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、又は法務部等及び弁護士等と共同して必要な事実調査を行う旨が定められている（6 条）。

内部通報規程は、当該事案に関係する者を調査対応業務に関与させない措置、調査担当者の守秘義務、調査協力義務、不正が判明した場合の是正及び再発防止措置、通報者に対する不利益取扱いの禁止並びに調査結果等の通知を定めている（6 条から 12 条）。

フクダヘルプラインの運営は社外の株式会社ディー・クエストに委託されており、インターネットによる通報は 24 時間受付、電話による通報も可能とされ、実名又は匿名での通報を選択できる。2022 年 10 月 1 日には、これらの内容を記載したフクダヘルプラインカードを、対象者に配布している。

エ　内部通報制度の運用状況

当委員会は、内部通報制度の運用状況を確認するため、2021 年度から 2026 年度上期までの内部通報記録を確認した。

同記録によれば、フクダ電子及びそのグループ会社においては、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場環境に関する問題のほか、労働時間管理、賃金の支払、不適切な売上計上、経費精算、社内規程違反、個人情報の取扱い等、多岐にわたる事項について内部通報が行われていた。また、匿名による通報も多数認められた。

内部通報を受け付けた後は、必要に応じて通報者に追加情報の提供を求めるとともに、本社の内部統制部、人事総務部その他の関係部門が、通報者及び関係者に対するヒアリング、関係部署や販売会社への訪問調査等を実施していた。また、販売会社の代表者や関係部門の責任者に事実確認及び必要な対応を指示し、その結果について報告を受ける対応も行われていた。

これらの調査等の結果、通報内容の全部又は一部について問題が確認された事案では、関係者に対する注意・指導、懲戒処分、配置転換、経費の返還、社内規程や運用の見直し等の是正措置が講じられていた。具体的には、不適切な経費精算に関して経費の返還及び懲戒処分が行われた事例、不適切な売上計上に関して調査及び関係者の処分が行われた事例、社用車事故を理由とする一律の賞与減額制度について、制度の廃止及び減額分の返金が決定された事例等が確認された。

また、通報者の匿名性の確保に配慮し、調査に当たって通報者の了承を求めたり、通報者の意向に応じて情報の共有範囲を限定したりする対応も認められた。調査結果や是正措置については、原則として通報者に回答する運用が行われていた。

他方、通報内容が抽象的であり、通報者から追加情報が得られなかった場合等には、十分な事実確認に至らないまま、内部通報窓口としての対応を終了した事例も認められた。また、内部通報窓口において対応を終了した後も、別の経路で調査や是正措置が継続されていた事例が存在した。

以上のとおり、内部通報記録上は、通報を端緒として事実確認や是正措置が実施された事例が複数確認され、内部通報窓口が不正行為等の発見及び是正に一定の役割を果たしていたことが認められる。

もっとも、同記録は主として個別の通報に対する対応経過を記載したものであり、調査の十分性、是正措置の実効性及びその後の継続的な改善状況、通報情報の経営陣や監査役等への報告状況については、同記録のみから確認することはできない。

2　フクダ電子の事業内容

フクダ電子の事業内容は、医用電子機器の開発、製造、販売及び輸出入である。同社は心電計等の循環器系の医療機器を中心に事業を展開してきたが、現在は検査、治療、在宅医療及び経過観察等に用いられる医療機器及び関連サービスを提供している。

2026 年 3 月期決算短信によれば、フクダグループの事業は、①生体検査装置、②生体情報モニター、③治療装置及び④消耗品等の 4 つの報告セグメントに区分される。同連結

会計年度の売上高は、順に 269 億 4,300 万円、93 億 1,000 万円、636 億 6,400 万円及び 397 億 7,800 万円であり、連結売上高の合計は 1,396 億 9,700 万円である（セグメント別の金額は百万円単位の開示に基づく。）。

生体検査装置部門は心電計、ホルター心電計、超音波画像診断装置及び血圧脈波検査装置等、生体情報モニター部門は病院内で患者の状態を把握するための各種モニター等を取り扱う。治療装置部門は AED、除細動器、在宅酸素療法及び睡眠時無呼吸症候群に係る療法等に用いられる医療機器を含み、消耗品等部門は医療機器の使用に伴う消耗品、保守・サービス等に関する事業を扱う。

フクダグループは、販売会社及び在宅医療事業を担うフクダライフテック等を通じて国内の営業・保守サービス網を展開している。フクダ電子の公式サイトでは、2026 年 6 月時点のグループ拠点数を 224 拠点、取扱製品数を 2,000 点以上としている。

第３　元会長の公私混同行為の分類

当委員会は、元会長による会社の資産、経費及び人的資源の私的利用に係る公私混同行為の有無を検証するため、2026 年 6 月に公表された監査役会報告書において調査対象とされた事項に加え、同報告書の公表後である同年 6 月 15 日に外部から新たに指摘された事項についても調査対象とした。

１　監査役会報告書における調査対象事項

⑴本郷事業所地下駐車場の私的利用

⑵本郷事業所 8 階設備の私的利用

⑶運転手の私的利用

⑷経費の私的利用

ア　高額な会食経費の私的利用

イ　読売ジャイアンツ VIP シーズンシートの私的利用

２　監査役会報告書作成後に外部から指摘された事項

（1）経費の私的利用

ア　日本酒の買付け及び温泉巡りを目的とした山形出張等

イ　私有ガレージ及びサーキット訪問のためにヘリコプター使用

ウ　スガテツ建商向け支払い（元会長の妹世話代が含まれていた疑義）

エ　保険子会社フクシンの私有車保険事務での過剰利用

オ　本郷周辺寿司屋等への請求書払いの悪用

（2）秘書及び役職員の私的利用

ア　日本酒の買付け及び温泉巡りを目的とした山形出張等

イ　秘書による所有不動産管理及び私的レストラン開業準備等

第４　元会長の公私混同行為に係る事実関係

１　本郷事業所地下駐車場の私的利用

（1）本郷事業所の駐車場の構造等

ア　地下駐車場

地下駐車場の駐車区画は、普通乗用車用 19 区画、小型乗用車用 10 区画、及び障害者等用駐車区画 1 区画の計 30 区画から構成されている。また、小型乗用車用 10 区画のうち 2 区画は洗車スペースとされているほか、同時に 2 台分の充電を可能とする充電スタンドが 1 基設置されている。

地下駐車場内には、駐車区画のほか、消火ポンプ室や受水槽ポンプ室、清掃員控室、防災備蓄倉庫等の各種設備が設けられており、また、緊急用のもの 1 基を含む合計 3 基のエレベーターが用意され、そのうち 1 基は VIP 用とされている。

イ　1 階駐車場

上記のとおり、地下駐車場に 30 台分の駐車区画が用意されているほか、本郷事業所には、1 階に合計 5 台分の駐車区画がある。

ウ　地下駐車場エレベーター

上記のとおり、地下駐車場につながるエレベーターは 3 基設置されているところ、フクダ電子の職員のエレベーターの利用については、一定の制限が課されており、各部門長等の一部の職員を除き、地下駐車場や 8 階フロアへはアクセスができない設定がされていた（エレベーターで移動先を指定する際に社員カードをカードリーダーにタッチする必要があるところ、一般の職員については地下駐車場や 8 階フロアにアクセスする権限が付与されていなかった。）。

元会長は、地下駐車場と 8 階フロアの移動時に VIP 用エレベーターを利用していた。

（2）本郷事業所で管理される社有車等

2026 年において、本郷事業所には秘書室が管理する車両 5 台（元会長用 3 台、社長用 1 台、一般職員用 1 台）、営業本部が管理する車両 1 台、総務課が管理する車両 1 台の合計 7 台の社有車が存在する。また、本郷事業所の竣工時から現在まで、多少の変動はあるものの、同事業所の社有車の台数は概ね同様であったと考えられる。

フクダ電子においては、上記のとおり、元会長及び社長に対し、専用の社有車が割り当てられており、両名ともに、社有車を利用する際は、地下駐車場にて乗り降りをしていた。

また、社長のほか、一部の役職員については地下駐車場を利用することがあり、その際に同駐車場の構内の状況を直接目にしていた。

（3）東京都駐車場条例

当委員会が実施したヒアリングによれば、本郷事業所の建替工事を行うに際し、地下 1

階に駐車場を設置することとした理由は、東京都駐車場条例に基づく駐車施設の附置義務に従うためとのことであった。

この点、同条例は、一定の区域内に大規模の建築物を建築する場合の駐車施設の附置義務を定めており、一定規模以上の建築物を新築する場合は、同条例第 17 条に定める基準に従い、駐車施設を附置することが求められている。

そして、当該基準によると、本郷事業所を新築するにあたっては、35 台以上の自動車を駐車することを可能とする施設を附置する必要があったものと考えられる。

（抜粋）東京都駐車場条例

第 17 条　別表第三の(い)欄に掲げる区域内において、当該区域に対応する同表の(ろ)欄に掲げる床面積が同表の(は)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(に)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(ほ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計して得た数値(延べ面積(自動車及び自転車の駐車の用に供する部分の床面積を除く。以下同じ。)が六千平方メートルに満たない場合においては、当該合計して得た数値に同表の(へ)欄に掲げる算式により算出して得た数値を乗じて得た数値(当該数値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)とし、当該数値が一の場合は、二とする。)以上の台数の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（以下、省略）

（4）地下駐車場の利用状況

当委員会は、令和 8 年 6 月 29 日に本郷事業所を訪問しているところ、地下駐車場には以下の 3 台の車両が駐車されていることを現認した。これらはいずれもフクダ電子の所有する車両であり、元会長の私有車は駐車されていなかった。

トヨタ　MIRAI Z（[redacted]）
トヨタ　アルファード（[redacted]）
メルセデスベンツ（[redacted]）

地下駐車場には監視カメラ 5 台が設置されているところ、当委員会は、上記日時において現存していた同監視カメラの映像データ（令和 8 年 6 月 16 日から同年同月 21 日までに撮影されたもの）の提供を受けた。これらの映像データによれば、元会長の私有車は同年同月 15 日までに地下駐車場から搬出されていたものと認められた。

また、上記映像データからは、地下駐車場の車路等、駐車区画以外の場所に車両が駐車されている状況は確認されなかった。

一方、監査役会報告書によれば、同社監査役らが地下駐車場に赴いた際に、フクダ電子の所有する車両ではない車両 25 台が駐車されていることを確認したとされる。

また、上記監視カメラの映像データのほか、当委員会が入手した地下駐車場内で撮影された写真、動画の中には地下駐車場の各駐車区画にブルーシートで覆われた車両が駐車さ

れている状況が撮影されているものも認められた。加えて、元会長は、同人の私有車を地下駐車場に多数駐車していたことを自認しており、元会長の社有車の運転手や、元会長の担当秘書等、定期的に地下駐車場に来場していた者からもこれに沿う供述を得た。

もっとも、上記動画に撮影されている各車両のうち、自動車登録番号標を確認可能なものが 2 台認められたほかは、地下駐車場に駐車されていた元会長の私有車を特定することが可能な資料、情報を得ることはできず、また、その正確な台数や、駐車されていた時期、その他元会長による地下駐車場の具体的な利用状況等を確認可能な資料、情報も得られなかった。そして、この点について、元会長は、本郷事業所の新築工事が完工した後、徐々に地下駐車場に私有車を駐車するようになった旨を述べているところ、地下駐車場に定期的に来場する機会があった者等の供述を総合すれば、元会長が述べるとおりの事実があったものと考えられる。

また、元会長は、新築工事の完工後 1 年ほど経過したころまでに、社有車を駐車するための駐車区画や洗車用の駐車区画を除く駐車区画の大半を利用するようになっていた旨を自認しており、遅くとも当該時期までにそのような利用状況が生じていたものと認められる。

他方、当委員会が実施したヒアリングによれば、駐車区画のみならず車路にも元会長の私有車が駐車されていた旨の供述も得られているところ、視認可能な範囲では車両が駐車されていた駐車区画が 7、8 割程度であった、駐車区画以外の通路部分にまで駐車していたということはなかった、身動きが取りづらくなるため、車路に車両を駐車することはなかった等、これと相違する供述も確認されており、当該事実まで認定することは困難と判断した。この点、当委員会が入手した上記写真、動画の中には、車両数台が駐車区画外に駐車されている状況が撮影されたものが数点あったが、これらの写真、動画からは恒常的な状況があったのか、一時的な状況に留まるものかの判断は困難であり、元会長に不利に認定することはできないと判断した。

なお、元会長が地下駐車場に駐車していた車両の中には、東京エンタープライズ名義等、元会長以外の名義で登録されている車両も含まれていたが、いずれも元会長の資産管理会社と考えられ、当該車両は事実上元会長が占有していたものと思われることから、本報告書においては、特段区別することとなく、元会長の私有車として評価することとした。

(5) 監査役会調査について

監査役会報告書によれば、フクダ電子の監査役会は、元会長による地下駐車場の私的利用について、下記のとおり報告するとともに、フクダ電子に生じた損害について 75,471,827 円と算定した。

会長による本駐車場の使用（通勤用車両の駐車を除きます。）は、当社に無断で行われており、そのため、当社には、会長が私的目的で駐車しているスペースにつき、駐車開始当初から現時点までの賃料相当額の損害が発生しています。また、会長からのヒアリング

によれば、現在駐車されている車両以外にも既に本駐車場から他所へ移動された車両が複数台あるとのことであり、その場合、当社には、当該各車両の駐車開始当初から移動時期までの賃料相当額の損害が発生しています。

しかしながら、当社には、本駐車場の利用状況を記録する資料が備えられておらず、そのため、会長所有の各車両の駐車開始時期、移動時期を特定することができませんでした。また、会長に対するヒアリングによっても、各車両の駐車期間を特定することはできませんでした。

そこで、最も幅広く会長が私有車両を本駐車場に駐車した場合を想定し、本駐車場利用開始当初から少なくとも配備されていた会長車と社長車のスペースを除いた 28 台分のスペースについて会社として請求できるスペースとして、当該スペースの賃料相当額を認定することといたしました。ただし、この点について、本件調査につき助言を得た阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士からは、概要、本駐車場の駐車スペース（30 台）のうち 6 台は当社役員の使用する社有車及び会長の通勤車両が駐車されていることが予定されていること、これまで、会長が、それ以外の駐車スペース（24 台）を自身が所有する車両を私的目的で駐車する場所として随時利用してきた事実を踏まえると、当社は、本来、会長に対し、本駐車場の 24 台分のスペースの賃料相当額を請求できるものと評価しうるとの助言を得たところです。しかしながら、当監査役会は、会長の責任を厳格に問う方針で臨むこととし、上記のとおり、可能性として最も多く利用されえたスペースである 28 台分についての賃料相当額を請求すべきと判断いたしました。

本駐車場近隣に所在する駐車場（平面）の賃料（月額（税込））相場を確認したところ、その平均額は 39,707 円であり、最低賃料（27,000 円）の事例を除いた平均額は 42,248 円でした(なお、駐車場の利用開始時の賃料は現在より低額であったことと推測されますが、算定に当たっては、現在の駐車場の賃料を利用することとしました)。

（6）検討

ア　元会長による地下駐車場の利用にかかる損害について

上記のとおり詳細に不明確な点は残されるものの、本郷事業所の竣工後、元会長が私有車を地下駐車場に多数駐車していた事実は特段争いなく認められ、長期間にわたり、元会長が地下駐車場を広範囲に占有していたものと評価される。

そして、この点について、フクダ電子として、元会長による当該態様による地下駐車場の利用を認めた事実は確認されなかった。また、元会長が令和 8 年 6 月 16 日に辞任するまでフクダ電子の代表取締役であったことから、フクダ電子の代表者として、地下駐車場の利用にかかる一定の取引を行ったとの可能性についての検討を加えるが、当該取引については会社法上の利益相反取引（同法第 356 条第 1 項第 2 号）に該当すると解されるものの、フクダ電子の取締役会において当該取引を承認した事実は確認されなかった。そうすると、結論として、元会長が私有車を恒常的に駐車することにより地下駐車場を占有していたことについて、適法な占有であったと認めることはできない。

次に、土地を不法占拠された場合に土地所有者が蒙る損害については、「当該土地を他

に賃貸することにより通常得べかりし賃料相当額にあたるものと解するのが相当」などとされている（最高裁昭和 41 年 6 月 24 日第二小法廷判決参照）。そうであるところ、上記のとおり、地下駐車場については、東京都駐車場条例に定める附置義務を遵守するために設置されたものと認められ、元会長が自身の私有車を駐車するために地下駐車場を設置したものとは考えられない。また、地下駐車場には 30 台分の駐車区画が存するところ、フクダ電子の社有車複数台が地下駐車場に駐車されていたものと推認されるほか（実際、上記のとおり、当委員会が本郷事業所を訪問した際に、社有車 3 台が地下駐車場に駐車されていたことを現認している。）、地下駐車場には、本郷事業所の全体用の設備である消火ポンプ室や受水槽ポンプ室、清掃員控室等の各種設備も存在しており、元会長が地下駐車場全体を独占、排他的に利用していたものとまでは認められない。

これらの事実を考え合わせると、通常得べかりし賃料を算定するに際しては、元会長が地下 1 階全体を賃借していたとの評価を前提とするのではなく、利用していた駐車区画の数に、1 駐車区画あたりの賃料を乗じた金額とすることが妥当な考え方と解されるところであり、また、その際に、監査役会調査において採用されたように、一駐車区画あたりの賃料として近隣に所在する駐車場における一般的な賃料を採用することが特段不合理な考え方ではないと考えられる。

一方、上記のとおり、元会長が私有車の駐車を開始した正確な時期や、地下駐車場に駐車していた車両の台数等の詳細までは確認できないところ、フクダ電子に生じた損害を算定するにあたっては、本来はこれらの事実についても特定する必要があると考えられる。

この点、監査役会調査においては、「最も幅広く会長が私有車両を本駐車場に駐車した場合を想定し、本駐車場利用開始当初から少なくとも配備されていた会長車と社長車のスペースを除いた 28 台分のスペースについて会社として請求できるスペースとして、当該スペースの賃料相当額を認定」しているところ、上記の各事情に鑑みれば、当委員会として、監査役会報告書において認定された金額を超える損害を認めることまではできないと考える。

イ　ガバナンス上の問題点

上記のとおり、フクダ電子においては、元会長のほか、社長についても社有車の利用が認められており、社長も本地下駐車場において社有車の乗降を行っていた。そうすると、元会長による地下駐車場の利用状況については、社長においても、日ごろから目にしていたと考えられる。

しかしながら、社長から元会長に対して、地下駐車場の私的な利用を中止するよう要請した様子は伺われず、また、仮に元会長の所有する車両との認識まではなかったのだとしても、所有者を特定するための措置を講じた様子も伺われない。

社長としては、元会長による地下駐車場の私的な利用をそもそも問題視していなかったか、あるいは、元会長への遠慮等から利用の中止を要請することができなかったものと考えられるところ、いずれにしても、元会長による地下駐車場の私的な利用が長期間継続していた事実からは、フクダ電子のガバナンスの機能不全の一端が示されているといえる。

2　本郷事業所８階設備の私的利用

（1）本郷事業所８階設備の構造等

フクダ電子の本郷事業所は８階建てであり、８階は最上階に位置する。同フロアは、仕切り壁により会長室、秘書室、会議室、ラウンジ、倉庫等の個室が合計９部屋設けられている。基本的には、会長室と倉庫等は元会長と秘書しか入れないようになっている。

８階フロア全体の延べ床面積は 894.25 平方メートルであり、各部屋の延べ床面積は、以下のとおりとなっている（括弧内のパーセンテージは、フロア全体の延べ床面積に対する割合である。また、延べ床面積が大きい順に記載している）。

	部屋名	用途	延べ床面積（倉庫を除く）
1	ラウンジ	接客用スペース	77 平方メートル（8.61%）
2	会長執務室	会長の執務スペース	47 平方メートル（5.26%）
3	会議室２	会長との会議で使用	47 平方メートル（5.26%）
4	秘書室	秘書の執務スペース	41 平方メートル（4.58%）
5	応接室	接客用スペース	41 平方メートル（4.58%）
6	会議室１	社内外の会議で使用	39 平方メートル（4.36%）
7	倉庫１		－
8	倉庫２		－
9	倉庫３	冷蔵庫あり	－
合計（1~6 の合計）			292 平方メートル（32.65%）

＊7～9 の倉庫については、正確な延べ床面積を確認できなかったため記載していない。

なお、7 階フロアには、社長室、役員会議室等の個室が合計 9 部屋設けられている。

7 階フロア全体の延べ床面積は 1,544.54 平方メートルであり、各部屋の延べ床面積は、以下のとおりとなっている（括弧内のパーセンテージは、フロア全体の延べ床面積に対する割合である。また、延べ床面積が大きい順に記載している）。

	部屋名	用途	延べ床面積（倉庫を除く）
1	役員会議室２		96 平方メートル（6.22%）
2	役員会議室１		77 平方メートル（4.99%）
3	社長室	社長の執務スペース	70 平方メートル（4.53%）
4	社長応接室		41 平方メートル（2.65%）
5	役員会議室３		41 平方メートル（2.65%）
6	応接室		39 平方メートル（2.53%）
7	秘書室		19 平方メートル（1.23%）
8	待合室		12 平方メートル（0.78%）
9	倉庫		9 平方メートル（0.58%）

合計（1~6 の合計）	292 平方メートル （45.18%）

（2）ラウンジが設置された経緯

ラウンジは、他社事例（[redacted]等、本社にラウンジを設けている会社がある）を参考として、取引先や業務関連先などを接客するための応接スペースとして設置されることが検討され、8 階フロアに設置されることとなった。仕様については、元会長が接客時にお客様に寿司を振る舞いたいとの意向を持っていたことを考慮し、寿司を振る舞えるように設計された。

（3）ラウンジの利用実態

ア　ラウンジは、社内懇親会や社内ランチ会で使用されていた。社内懇親会は年末又は年明けに開催されるもので、年に１～２回程度、社内ランチ会は、月に１～２回程度の頻度で開催されていた。社内懇親会や社内ランチ会に参加するメンバーは、社内の参加者については、秘書と元会長と親しい営業本部長のみであることが多かった。また、社外の参加者は、税理士事務所職員、フクダ電子がスポンサードしている女性レーサー、元会長の趣味の車関係の仲間等、元会長がプライベートで親しくしている方であった。

イ　当委員会は、その他の利用実態についても確認すべく、ラウンジの利用実態に係る事実関係の確認を試みたが、利用頻度が少ないこともあり、利用実態を明確に確認できる記録は残されていなかった。

そのため、設計段階におけるラウンジの主な使用目的は取引先や業務関連先などを接客するための応接スペースとして使用することにあったが、元会長が退任するまでの期間において、接客用として頻繁に使用されている事実は確認できなかった。

（4）倉庫の利用実態

倉庫には、日本酒、洋酒、ワインが数多く保管されていた。これらのお酒類は、芋煮会、社内表彰式などの社内イベントが開催される際に提供されたり、お客様訪問時の贈答品として使用されたりしていた。倉庫に保管されているお酒の中には、元会長の私物として購入したお酒やふるさと納税の返礼品も含まれていた。元会長のふるさと納税の返礼品には肉などもあり、冷蔵室に保管されていた。

また、倉庫には、旧本郷事業所に保管されていたトレーニング機器等が移設され、保管されていた。トレーニング機器は元会長の私物であった。

（5）ラウンジ、倉庫以外の個室の利用実態

8 階フロアのラウンジ及び倉庫以外の個室は、会長執務室、会議室１及び２、秘書室、応接室の５部屋である。

インタビュー結果から、会議室及び応接室は、定例会議、業績報告、監査法人対応、重

要顧客応接などの会社業務で利用されるなど、いずれの個室も会社業務で利用されていたことが確認された。

（6）元会長の８階フロアの利用にかかる損害について

ア　ラウンジの主な使用目的は接客用の応接スペースとして利用することであり、また、運用面では、社内懇親会や社内ランチ会でも使用されていた。

ラウンジの仕様に元会長の意向が反映されていたこと、元会長がプライベートで親しくしている方が招かれたことがあったとしても、そのことによって、フクダ電子の職務執行と全く無関係な元会長のプライベートな施設と認定することはできない。本郷事業所８階及び７階には、ラウンジのみならず応接室も設置されている。このような設備の状況を踏まえると、ラウンジも会社の応接用スペースの１つ、すなわち、フクダ電子の共用施設の１つと考えるのが相当と判断する。

イ　インタビュー結果から、倉庫に保管されているお酒類は、会社主催のイベントに提供されるなどしていた。また、前述のとおり、８階フロアには、接客用の応接スペースとしてラウンジも設置されていた。

倉庫がフクダ電子の業務用の倉庫として利用されている実態があり、また、接客用の応接スペースとしてのラウンジが近接していることを踏まえると、倉庫にお酒類を保管する合理性はあったものと評価できる。

一方で、元会長の私物であるお酒やふるさと納税の返礼品が倉庫に保管されていたことも確認されているが、これによって、フクダ電子による倉庫としての利用に特段の支障があったわけではなかった。

ウ　また、倉庫には元会長の私物であるトレーニング機器が保管されていた。ヒアリング結果によると、トレーニング機器を保管していた理由は元会長の健康維持に配慮したためとのことであり、元会長が高齢であることを考慮すると、業務関連性が全くないと判断することは困難である。

エ　以上より、その仕様に元会長の意向が反映されているとしても、ラウンジ自体はフクダ電子の共用施設であり、同社が接客用の応接スペースとして使用することが可能である以上、フクダ電子に損害が発生しているとまでは認められない。

また、倉庫に元会長の私物が保管されているという実態があり、元会長による公私混同との誹りは免れないと思われるものの、フクダ電子の業務用の倉庫としての利用に特段の支障が生じていなかった実態を踏まえると、フクダ電子に損害が発生しているとまでは認められない。

3　運転手の私的利用

（1）フクダ電子と交通会社との自動車運行業務に関する業務委託契約

フクダ電子は、元会長を送迎する社有車（以下「元会長車」という）の運行業務に関し、2022年10月から2026年6月までの間は[redacted]と、それ以前の2013年4月から2022年7月までの間は[redacted]と、それぞれ業務委託契約を締結していた。

なお、2022年8月から同年9月の間は、秘書が運転して元会長を送迎したり、ハイヤーを利用していたとのことである。

ア [redacted]との間の業務委託契約の概要

[redacted]との間の業務委託契約においては、平日午前8時00分から午後5時00分、1ヵ月あたりの走行距離上限2,000kmとする基本料金月額65万円（税別）のほか、これらの時間・距離を超過した場合の料金、深夜料金、休祝日による規定日外料金が発生することとなっていた。

また、ガソリン代や高速道路通行料等の費用はフクダ電子が負担することとなっていた。

[redacted]からは、運転手として[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という）が派遣されていた。

イ [redacted]との間の業務委託契約の概要

[redacted]との間の業務委託契約においては、平日午前9時00分から午後6時00分、1ヵ月あたりの走行距離上限2,500kmとする基本料金月額43万円（税別）（2018年6月まで）又は47万円（税別）（2018年7月以降）のほか、これらの時間・距離を超過した場合の料金、休祝日による管理日外料金が発生することとなっていた。

また、ガソリン代や高速道路通行料等の費用はフクダ電子が負担することとなっていた。

[redacted]からは、運転手として[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という）が派遣されていた。

なお、フクダ電子が2017年11月に社長を送迎する社有車（以下「社長車」という）の運行業務に関して交通会社と業務委託契約を締結するまでの間は、[redacted]氏は上記[redacted]との間の業務委託契約に基づき、社長の送迎の運転業務も担っていた。

（2）元会長による運転手の私的利用の実態

ア [redacted]との契約期間における運転手の私的利用

（ア）　運転業務

[redacted]氏によれば、静岡県駿東郡小山町内に所在する元会長の資産管理会社が所有するガレージ（2021年8月新築、以下「小山町ガレージ」という）への送迎（車検等のための元会長又は元会長の資産管理会社が所有する元会長の私有車（ただし、普段の運行業務用に使用していた元会長の資産管理会社所有車両を除く。以下「元会長私有車」という）の

入れ替えのための送迎等を含む。）、元会長の個人的な買物のための送迎、自動車関連イベントへの参加のための送迎、そのほか会長私有車の修理工場への預け入れ、引き取り等をしていたとのことである。

この点、[redacted]氏が作成した運行記録には、運行業務を実施した日ごとに、運転した自動車の社有車（ただし、普段の運行業務用に使用していた元会長の資産管理会社所有車両１台を含む。以下、本項において同じ。）の車種、出庫時間・場所、出庫時メーター、帰庫時間・場所、帰庫時メーター、走行距離、運行経路、給油量等が記載されている。しかし、運行経路等には、具体的な目的地の名称が記載されているのではなく、当該目的地が所在する地名が記載されているのみであったことから、運行記録だけからは目的地を具体的に特定することが困難である。また、運行記録は概ね運転した社有車の車種ごとに作成されていたため[redacted]氏が運転した社有車は特定できるものの、元会長私有車を運転した場合における元会長私有車についての運行記録は作成されていない。社有車ごとの運行記録には「他車〇km」と当該運行記録の社有車ではない他の車種を運転したことが伺われる記載はあるものの、[redacted]氏によれば、「他車〇km」との記載は、必ずしも元会長私有車を運転した場合とは限らず、社有車ごとの運行記録を作成していない他の社有車を運転した場合も含まれており、運行記録の記載だけからは元会長私有車を運転したか否かを明確に区別することは困難であるとのことであった。

他方、元会長のスケジュールは、Outlook におけるカレンダー等で管理されており、これらには元会長の具体的なスケジュールが記載されていたほか、本郷事業所内の[redacted]氏の待機場所である地下１階運転手控室内及び元会長執務室からモータースポーツ等の大会や自動車関連イベントへの参加を示す通行パス等の物品が発見された。これらの元会長のスケジュールや通行パス等の物品のほか、[redacted]氏及びその他関係者のヒアリング内容その他関連資料等と運行記録に記載された運行経路の地名を照合することにより、一定程度、元会長を送迎した目的地を特定することができた。

ただし、運行記録の記載は約３年９ヵ月の長期間にわたっており古い予定も多分にある上、異なる目的地であっても当該目的地が所在する地域が同一である場合には運行経路上の地名は同一の地名が記載されていることから、運行記録に地名で記載された目的地すべてを特定することは困難であった。

以上を踏まえ、当委員会は、運行記録、元会長のスケジュール、通行パス等の物品、[redacted]氏及びその他関係者のヒアリング内容その他関係資料等を総合し、以下の目的地への送迎等を元会長による運転手の私的利用としての運行であると認定した（各私的利用が行われた日については別紙 3-1 参照。）。主として、小山町ガレージ及びその周辺への送迎（車検等のための元会長私有車の入れ替え等のための送迎等（[redacted]氏が元会長私有車を一人で運転して入れ替えをすることもあった。）を含む。）、自動車関連イベントへの参加のための送迎、外国車のディーラーへの送迎や修理工場等への会長私有車の預け入れ、引き取り等といった自動車関連のためのほか、東京都内のデパートや家電量販店等での買い物、美容室への送迎等といった元会長の身の回り関連のために運転手が私的利用されていたことが認められた。このほかにも、元会長の私的利用と疑われる送迎は存

在するものの、私的利用か否かについて評価が分かれると思われるものや目的地の特定に疑義が残るものは除いている。なお、本郷事業所からの距離についてはインターネット上のルート検索サイトにて検索して算出した。元会長の私的利用による総走行距離は合計約 4 万 4,992.5km であり、[redacted]との契約期間における総走行距離 8 万 1,542km の約 55.1%に相当する。

【2022 年 10 月から 2026 年 6 月までの間】

	目的地等	目的	本郷事業所からの距離(片道(往復)、約 km)	回数(往復)	総走行距離(約 km)
1	小山町ガレージ及びその周辺[6]	元会長私有車関係	107.5(215)	195	41,925
2	銀座	フェラーリ関連パーティーへの参加	5(10)	1	10
3	幕張メッセ	AUTOMOBILE COUNCIL(自動車関連イベント)への参加	34.5(69)	3	207
4	幕張メッセ	東京オートサロン 2026(自動車関連イベント)への参加	34.5(69)	1	69
5	明治神宮	La Festa Mille Miglia 2024(クラシックカーレース)観戦	8.5(17)	1	17
6	鈴鹿サーキット	Suzuka Classic 2024 challenge(クラシックカーレース)観戦	385(770)	1	770
7	東京都東京ヘリポート	富士スピードウェイで開催される自動車関連イ	14(28)	1	28

[6] 「小山町ガレージ及びその周辺」には静岡県駿東郡小山町内の富士スピードウェイも含むが、フクダ電子がスポンサードしているレーシングチームやレーサーが参戦したレースの観戦目的である可能性があるものについては業務関連性が認められ得ることから私的利用認定から除外している。

		ベントへ参加するためのヘリコプター利用			
8	BMW 正規ディーラー（東京都内）	元会長私有車関係	9(18)	9	162
9	フェラーリ車修理工場（東京都内）	元会長私有車関係	10.5(21)	10(片道 2,往復 8)	189
10	ポルシェ車修理工場（東京都内）	元会長私有車関係	15.5(31)	14(片道 9,往復 5)	294.5
11	自動車教習所（東京都内）	元会長私有車関係	17(34)	1	34
12	松坂屋上野店又はその周辺	買物	1.5(3)	36	108
13	日本橋三越本店	買物	3.5(7)	27	189
14	ビックカメラ AKIBA 又はその周辺	買物	2(4)	40	160
15	オリンピック白山店	買物	1.5(3)	18	54
16	代官山 T-SITE	展示物の鑑賞等	13(26)	2	52
17	美容室（東京都内）	散髪	1(2)	17	34
18	静岡県三島市内	知人との会食等	114(228)	3	684
19	寺(東京都内)	福田家法要	3(6)	1	6

合計：4 万 4,992.5km

（イ）　その他

元会長の私的利用目的のための自動車の送迎等のほか、[redacted]氏は、元会長個人の用務である元会長私有車の車検等の管理等を行っており、これらも元会長による運転手の私的利用であると認めた。

なお、[redacted]氏は、外部から一部指摘されている元会長個人の引っ越しの手伝いや元会長宅への家電搬入については否定しており、これらを[redacted]氏が行っていたと認定するに足る証拠は見当たらなかった。

イ　[redacted]との契約期間における運転手の私的利用

（ア）　運転業務

[redacted]氏によれば、元会長の個人的な買物、自動車関連イベントへの参加のための送迎、

元会長又は元会長の資産管理会社が契約していた東京都内の駐車場への送迎、同所等に保管されていた会長私有車の移動や修理工場等への運搬等を行っていたとのことである。

[redacted]氏が作成した運行記録には、運転業務を実施した日ごとに、使用者（乗車者）、運転した自動車の車種、始業開始時刻・場所、開始時メーター、就業時刻・場所、終了時メーター、走行距離、運転区間、給油量等が記載されている。しかし、運転区間等には、具体的な目的地の名称が記載されているのではなく、当該目的地が所在する地名が記載されているのみであることから、運行記録だけからは目的地を具体的に特定することが困難である。また、2018 年 4 月までの運行記録には運転区間欄に具体的な地名が記載されているものの、2018 年 5 月から 2022 年 7 月までの運行記録には[redacted]氏による回送等の場合には同様の記載がある一方で、元会長を送迎した際の運転区間欄はすべて空欄になっており、元会長を送迎した地域すら不明であった。

加えて、元会長のスケジュールが管理されていた Outlook のカレンダーは、2018 年 3 月以降のものしかなく、それ以前の元会長のスケジュールが記載された資料を入手することができなかったことから、上記[redacted]との契約期間の場合とは異なり、元会長のスケジュールと運行記録に記載された運行区間の地名を照合して元会長を送迎した目的地を特定することはできなかった。

もっとも、上記[redacted]との契約期間における運転手の私的利用の実態についての分析から得られた元会長による運転手の私的利用の傾向や[redacted]氏の供述から、運行記録の運転区間欄に記載された地名の具体的な目的地を一定程度特定することができた。また、運行記録の運転区間欄に元会長を送迎した際の地名すら記載されていない 2018 年 5 月以降についても、元会長のスケジュールと元会長を送迎した自動車の当該日における総走行距離（たとえば、元会長のスケジュールに「小山町」と記載され、元会長を送迎した自動車の当該日における総走行距離が本郷事業所から小山町ガレージまでの距離に相当する 200km 以上である場合等）の照合、[redacted]氏及びその他関係者のヒアリング内容等から一定程度具体的な目的地を特定することができた。

以上を踏まえ、当委員会は、運行記録、元会長のスケジュール、[redacted]氏及びその他関係者のヒアリング内容その他関係資料等を総合し、以下の目的地への送迎等を元会長の私的利用としての運行であると認定した（各私的利用が行われた日については別紙 3-2 参照。）。主として、小山町ガレージ建設前の土地探し等のための静岡県御殿場市周辺への送迎、小山町ガレージ及びその周辺への送迎（小山町ガレージ建設後）、元会長の資産管理会社が駐車場等として賃借していた東京都内の倉庫への送迎、同倉庫等内に保管されていた元会長私有車の移動や修理工場等への運搬、自動車関連イベントへの参加のための送迎等の自動車関連のためのほか、東京都内のデパート等での買い物といった元会長の身の回り関連のために運転手が私的利用されていたことが認められた。なお、このほかにも、元会長の私的利用と疑われる送迎は存在するものの、私的利用か否かについて評価が分かれると思われるものや目的地の特定に疑義が残るものは除いている。なお、本郷事業所からの距離についてはインターネット上のルート検索サイトにて検索して算出した。元会長の私的利用による総走行距離は合計約 1 万 5,747.5km であり、[redacted]との契約期

間における総走行距離 9 万 9,576km の約 15.8%に相当する。

【2016 年 4 月から 2022 年 7 月までの間】

	目的地等	目的	本郷事業所から距離(片道（往復)、約 km)	回数（往復）	総走行距離(約 km)
1	静岡県御殿場市周辺[7]	元会長私有車関係	105.5（211）	31	6,541
2	小山町ガレージ及びその周辺[8]	元会長私有車関係	107.5（215）	9（片道 1,往復 8）	1,827.5
3	東京都内の倉庫（駐車場）①（同所への送迎等）	元会長私有車関係	15（30）	44(片道 15,往復 29）	1,095
4	東京都内の倉庫（駐車場）②（同所から修理工場等への車両運搬）	元会長私有車関係	各運行記録に記載された走行距離（目的地特定困難のため）	18	3,514
5	幕張メッセ	AUTOMOBILE COUNCIL(自動車関連イベント)への参加	34.5（69）	3	207
6	幕張メッセ	東京オートサロン(自動車関連イベント)への参加	34.5（69）	4	276
7	鈴鹿サーキット	SUZUKA Sound of ENGINE 2019 (クラシックカーレース)観戦	385（770）	1	770
8	ポルシェ車修理工場（東京都内）	元会長私有車関係	15.5（31）	8（片道 6,往復 2）	155
9	会長私有車の運転	元会長私有車関	運転記録に記載	7	1,174

[7,8]「静岡県御殿場市周辺」及び「小山町ガレージ及びその周辺」には静岡県駿東郡小山町内の富士スピードウェイも含むが、フクダ電子がスポンサードしているレーシングチームやレーサーが参戦したレースの観戦目的である可能性があるものについては業務関連性が認められ得ることから私的利用認定から除外している。

	（目的地不詳。休日かつ元会長のスケジュール上予定が入っていない日のものに限る。）	係	された走行距離（目的地特定困難のため）		
10	松坂屋上野店又はその周辺	買物	1.5（3）	16	48
11	日本橋三越本店	買物	3.5（7）	20	140

合計：1 万 5,747.5km

（イ）その他

[redacted]氏の供述及び運行記録から、[redacted]氏は、元会長の私的利用目的のための自動車の送迎等のほか元会長私有車のメンテナンス、清掃、上記倉庫（駐車場）の清掃等を行っていたことが認められた。[redacted]氏によれば、その他は、元会長の個人的な用務を元会長から依頼されて行ったことはないとのことであるところ、[redacted]氏がこれら以外の元会長の個人的な用務を行っていたと認める証拠は見当たらなかった。

(3) フクダ電子の損害額又は経済的損失額について

フクダ電子が元会長の送迎に関する運行業務上負担していた主な費用は、業務委託先である各交通会社への委託料のほか、ガソリン代及び高速道路通行料である。

元会長は、運転手の私的利用によって、これらについてフクダ電子の損害又は財産的損失の下で不当に利得を得ていたと認められる。

そこで、委託料、ガソリン代及び高速道路通行料について、フクダ電子の損害額又は経済的損失額を検討する。

ア　業務委託先である各交通会社への委託料について

（ア）委託料の総額

本件調査の調査対象期間である 2016 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの間にフクダ電子が各交通会社に支払った委託料の総額は合計 9,891 万 3,563 円（税込）であり、その内訳は、基本料金が 6,912 万 2,400 円（税込）、超過料金（委託料から基本料金を控除した料金。以下同じ）が 2,979 万 1,163 円（税込）であった。各交通会社の内訳は、[redacted]が総額 4,881 万 1,644 円（税込）（基本料金：3,289 万円（税込）、超過料金 1,592 万 1,644 円（税込））、[redacted]が総額 5,010 万 1,919 円（税込）（基本料金：3,623 万 2,400 円（税込）、超過料金：1,386 万 9,519 円（税込））であった。

なお、監査役会報告書における金額とは異なるが、これは、監査役会による調査がその調査対象期間を 2016 年 5 月から 2026 年 4 月（同年 3 月分請求分）までとしていたのに対して本件調査の調査対象期間は 2016 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までとしていることとの関係上、監査役会による調査時より 2026 年 4 月から同年 6 月分の[redacted]への委託料（総額 339 万 1,370 円（税込）（基本料金：214 万 5,000 円（税込）、超過料金

（124 万 6,370 円（税込））を加算していること（なお、2016 年 4 月分の委託料については 2016 年 5 月に計上されていたため監査役会による調査にも含まれていた。）、また、監査役会報告書では、委託料総額から基本料金額を控除して超過料金を算出する際に[redacted]の基本料金を全契約期間において月額 65 万円（税抜）であると誤認されて基本料金を過大に算出してしまい、その結果、延長料金が過少に算出されてしまっていたことによるものである。

（イ）フクダ電子の損害額又は経済的損失額の検討

上記のとおり、走行距離を基準として算出すると、[redacted]との契約期間においては約 55.1%、[redacted]との契約期間においては約 15.8%が元会長の私的利用によるものであったと認められ、この分、元会長は不当に利得を得ていたと認められる。もっとも、正当な業務としての運行も行われている以上、フクダ電子は、元会長による運転手の私的利用の有無にかかわらず、各交通会社との業務委託契約上、各交通会社に対し基本料金を支払う義務を負っていることからすれば、たとえ元会長が運転手を私的利用して不当に利得を得ていたとしても、基本料金についてはフクダ電子に損害や経済的損失が生じていると評価するのは困難である。

他方、超過料金についても、正当な業務としての運行も含まれている以上、全額をフクダ電子の損害又は経済的損失と認めるのではなく、私的利用の割合に相応する分がフクダ電子の損害又は経済的損失であると評価することが合理的である。

もっとも、超過料金は、基本料金として設定されている時間・距離を超過した場合の料金、深夜料金、休祝日による規定日外料金といった様々な要因から発生するものであるところ、上記で認定した私的利用について個別にこれらの要因をすべて特定して超過料金額を算出することはそのための根拠資料もなく極めて困難である。他方、前記のとおり、走行距離を基準とする元会長による運転手の私的利用の割合を算出することは可能であるところ、走行距離も超過料金を算定する際の一要因であることからすれば、概算とはなるものの、走行距離を基準とした私的利用の割合に基づいて超過料金部分におけるフクダ電子の損害額又は経済的損失額を算出することには一応の合理性が認められるものと思われる。

そこで、走行距離を基準とする元会長による運転手の私的利用の割合を基に超過料金におけるフクダ電子の損害額又は経済的損失額を算出すると、[redacted]との契約期間においては 877 万 2,825 円（税込）（1,592 万 1,644 円×55.1%）、[redacted]との契約期間においては 219 万 1,384 円（税込）（1,386 万 9,519 円×15.8%）となり、その合計額は 1,096 万 4,209 円（税込）となる。

イ　ガソリン代について

（ア）元会長使用車のガソリン代の総額

元会長のための運行業務によって発生したガソリン代は、総勘定元帳上、負担部門が社長室秘書室における経費として処理されているところ、秘書室によるガソリン代は、元会

長分、社長分、秘書分が含まれるものの、そのいずれによるものかは判別することができなかった。

そこで、秘書による自動車の利用は元会長及び社長による利用と比較すると極めて少ないとのことであるため、秘書による自動車の利用により生じたガソリン代は考慮せず、元会長と社長のいずれかの利用によって発生したものであることを前提とし、本件調査の調査対象期間である 2016 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの間における元会長車（元会長私有車を含む。以下、元会長車と元会長私有車を併せて「元会長使用車」という）及び社長車の総給油量の割合を算出した上で、元会長使用車分に相当するガソリン代を算出することとした。

同期間における秘書室によるガソリン代の総額は 1,581 万 0,141 円（税込）であった。その内訳は、[redacted]との契約期間（2022 年 10 月から 2026 年 6 月）が合計 737 万 3,838 円（税込）（約 46.6%）、[redacted]との契約期間（2016 年 5 月から 2022 年 7 月）が合計 843 万 6,303 円（約 53.4%）であった（両交通会社との各契約期間の間の 2022 年 8 月及び同年 9 月分のガソリン代は便宜上、[redacted]との契約期間の合計金額に含めている。）。なお、監査役会報告書における総額とは異なるが、これは、上記のとおり、監査役会による調査期間と本件調査の調査期間の差異によるものであり、監査役会による調査時より 2026 年 4 月から同年 6 月分のガソリン代（46 万 3,848 円（税込））を加算していることによるものである（2016 年 4 月分のガソリン代については 2016 年 6 月に計上されていたため監査役会による調査にも含まれていた。）。

そして、元会長使用車と社長車について 2016 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日末までにおける給油量を算出したところ、その比率は元会長使用車が約 42%、社長車が約 58%であった。

したがって、同期間における元会長使用車のガソリン代の総額は、664 万 0,259 円（1,581 万 0,141 円×42%）である。その内訳は、[redacted]との契約期間（2022 年 10 月から 2026 年 6 月）が合計 309 万 4,361 円（税込）（664 万 0,259 円×46.6%）、[redacted]との契約期間（2016 年 4 月から 2022 年 7 月）が合計 354 万 5,898 円（664 万 0,259 円×53.4%）となる。

（イ）フクダ電子の損害額又は経済的損失額の検討

ガソリン代は、走行距離に比例して発生するものと考えられることから、元会長による運転手の私的利用によって発生したガソリン代は、走行距離を基準として算出するのが合理的である。

[redacted]との契約期間における元会長の私的利用の割合は 55.1%であるから、これに相応するガソリン代は 170 万 4,992 円（税込）（309 万 4,361 円×55.1%）となり、[redacted]との契約期間における元会長の私的利用の割合は 15.8%であるから、これに相応するガソリン代は 56 万 0,251 円（税込）（354 万 5,898 円×15.8%）となり、その合計額は 226 万 5,243 円（税込）となる。

したがって、元会長の私的利用によってフクダ電子に発生したガソリン代を算出する

と、合計 226 万 5,243 円（税込）となる。

ウ　高速道路通行料について

（ア）　元会長のための運行業務によって発生した高速道路通行料は、総勘定元帳上、負担部門が社長室秘書室における経費として処理されているところ、本件調査の調査対象期間である 2016 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの間における総額は 1,960 万 2,844 円（税込）であった。もっとも、秘書室による高速道路通行料は、元会長分、社長分、秘書分が含まれるものの、そのいずれによるものかは判別することができなかった。なお、監査役会報告書における金額と大きな差があるが、これは、監査役会による調査においては高速道路通行料については総勘定元帳における社長室秘書室が負担部門となっている「支払手数料」科目からのみ抽出していたところ、「旅費交通費」科目にも計上されていたことからこれを加算したためである。

（イ）　高速道路通行料は、必ずしも走行距離に比例して発生するとは限らないことから、元会長による運転手の私的利用によって発生した高速道路通行料額については、上記で特定した元会長による運転手の私的利用のうち、東京都外への運行で通常、高速道路を利用するものと思われる目的地への運行について個別に概算金額を算出することとした。

なお、高速道路の利用状況については、運行記録の一部に記載されているものもあったがそのほとんどについて記載されていなかったことから、高速道路の利用区間については、各運転手の供述、一部記載のあった運行記録の記載のほか、インターネット上のルート検索サイトを利用して特定し、高速道路通行料についてはインターネット上の高速料金検索サイトを利用（平日の日中の時間帯、普通車を前提として検索。）して特定した。

その算出結果は以下のとおりである。

【2022 年 10 月から 2026 年 6 月までの間】

	目的地等	料金（1 回（往復））	回数（往復）	合計金額
1	小山町ガレージ及びその周辺	6,320	195	1,232,400
2	幕張メッセ(AUTOMOBILE COUNCIL(自動車関連イベント)への参加)	2,400	3	7,200
3	幕張メッセ(東京オートサロン 2026(自動車関連イベント)への参加)	2,400	1	2,400
4	鈴鹿サーキット	18,410	1	18,410
5	静岡県三島市内(知人との会食等)	7,400	3	22,200

合計：128 万 2,610 円

【2016 年 4 月から 2022 年 7 月までの間】

	目的地等	高速料金（1 回（往復）	回数（往復）	合計金額
1	静岡県御殿場市周辺	6,460	31	200,260
2	小山町ガレージ及びその周辺	6,320（片道 3,160）	8（片道 1）	53,720
3	東京都内の倉庫（駐車場）② （御殿場市へ車両運搬）	7,140	6	42,840
4	東京都内の倉庫（駐車場）② （小山町へ車両運搬）	7,000	5	35,000
5	東京都内の倉庫（駐車場）② （大磯へ車両運搬）	4,000	1	4,000
6	幕張メッセ(AUT0MOBILE COUNCIL(自動車関連イベント)への参加)	2,400	3	7,200
7	幕張メッセ(東京オートサロン 2026(自動車関連イベント)への参加)	2,400	4	9,600
8	鈴鹿サーキット	18,410	1	18,410

合計：37 万 1,030 円

したがって、元会長の私的利用によってフクダ電子に発生した高速道路通行料を算出すると、合計 165 万 3,640 円（税込）となる。

エ　小括

以上のとおり、当委員会が算出した元会長による運転手の私的利用によってフクダ電子に発生した損害又は経済的損失の算出額は、交通会社への委託料 1,096 万 4,209 円、ガソリン代 226 万 5,243 円及び高速道路通行料 165 万 3,640 円の合計 1,488 万 3,092 円である。もっとも、当該算出額は、交通会社への委託料についてのフクダ電子の損害額又は経済的損失額を算出することが極めて困難であることを前提に走行距離の割合から算出した一応の目安の金額であることは上記のとおりである。

この点、運転手の私的利用による損害については、監査役会報告書において、委託料のうち超過料金全額をフクダ電子の損害と認定するなどの相当程度厳格な基準によって算出した 1,698 万 3,087 円が認定され、既に元会長によって弁済されているところ、当委員会による上記算出結果及び算出方法に鑑みれば、当委員会として、監査役会報告書に記載された金額を超える損害又は経済的損失を認めることまではできないと考える。

（4）その他

なお、上記のとおり、長年にわたり、元会長による運転手の私的利用が行われてきていたものの、関係者のヒアリングやデジタルフォレンジック調査の結果その他関係資料等の精査結果を踏まえても、元会長や秘書等からこれを隠匿するよう指示がなされていたといった事実を認めるに足る証拠は見当たらなかった。

4　秘書及び役職員の私的利用

（1）元会長の業務を担当していた役職員

ア　秘書

（ア）元会長のスケジュール管理や内外部への連絡、来客対応や秘書室の経費申請等の業務は社長室秘書室に所属する秘書が担っており、元会長を担当する秘書は基本的に男性2名、女性1名で構成されていた（秘書の休職、退職等の理由により一定期間担当秘書が不在の状態となる場合もあった。）。

本件調査の対象期間における男性秘書は、秘書室長（部長職）である[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という）、[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という））の2名である。[redacted]氏は先代会長の時代に秘書室へ異動となり約30年にわたって秘書業務を行っている。[redacted]氏は2013年4月に社長室秘書室へ異動となり、秘書業務のほか、異動前から関与していたコーポレートブランド、スポンサーシップ契約締結交渉等の業務も行っており、2025年6月25日から2026年6月30日までの約1年間、元会長の資産管理会社であるセンチュリー産業へ出向した（出向時のフクダ電子所属部署は総務人事部付。）。2026年7月に帰任した後はフクダ電子白井工場総務課へ異動となっている。

女性秘書は、一定の入れ替わりがあり、現在の秘書である[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という）が2025年10月1日から担当するまでの間に、3名の女性秘書が担当しており、[redacted]氏が1994年4月11日から2014年7月31日まで、[redacted]氏が2015年2月1日から2021年4月30日まで、[redacted]氏が2021年6月10日から2025年6月30日まで元会長秘書を担当していた。

なお、秘書室には元会長以外にも、社長担当の秘書、役員担当秘書も所属しているが、勤務場所（2021年に新本郷事業所が建設された後）は、元会長担当秘書は本郷事業所8階、他の役員担当秘書は本郷事業所7階と分かれていた。

（イ）元会長による秘書の私的利用については、女性秘書も一定程度元会長の私的な事柄に関する対応（主にスケジュール調整や振込手続等）を行っていたと考えられるが、私的利用の対象は主に男性秘書2名であり、その程度には大きな差がある。男性秘書2名を対象とした私的利用については以下（3）にて詳述する。

イ　役職員

元会長の業務を担当していたのは上記の秘書であり、秘書室を通じて、他の部署（例えば総務部など）へ依頼がなされた結果、間接的に元会長の私的な事柄に対応することになることはあったといえるが、直接的、継続的な私的利用の対象となっていた役職員は本件

調査により確認された資料からは認められなかった。

（2）事実認定の前提となるインタビュー調査及びデジタルフォレンジック調査等

当委員会による調査概要は、上記第１にて述べたとおりであるが、以下（３）における元会長による秘書の私的利用に関する実態については、元会長担当秘書（主に[redacted]氏、[redacted]氏）に対するインタビュー、元会長へのインタビュー、元会長の資産管理会社代表者等へのインタビューのほか、パソコン、メール等のデータについてのフォレンジック調査、秘書が元会長等との連絡に利用していた私用スマートフォンにおける元会長や秘書等との間のチャット通信データの調査の結果に基づくものである。なお、私的利用の実態に関する[redacted]氏、[redacted]氏の供述は、フォレンジック調査結果とおおよそ整合するものであり（少なくとも矛盾、抵触するものではない）、概ね信用できるものと考えられる。

（3）元会長による秘書の私的利用の実態

ア　前提事項

（ア）[redacted]氏と[redacted]氏は、元会長から要請、指示があれば、それがフクダ電子の業務に関連するものであるかどうかを問わず、対応することが自身の職務であると考えて行動していた。[redacted]氏は先代会長時代から秘書業務を行っており、先代会長及び創業家の雑務も対応していたとのことであり、それらも秘書室の業務であると認識していた。

元会長はいわゆる資産管理会社３社を保有（本件調査で判明している限りにおいては３社であり、同３社の全株式を元会長にて保有）しており、元会長個人の私的な事項だけではなく、これら資産管理会社としての業務を秘書へ対応させることも私的利用にあたるものと評価する。資産管理会社とは、センチュリー産業、セントラル産業、東京エンタープライズの３社である。なお、上記のとおり、[redacted]氏は2025年6月25日から2026年6月30日までの約１年間、元会長の資産管理会社であるセンチュリー産業へ出向しており、同期間、センチュリー産業からフクダ電子へ相応の出向料を支払う旨の合意がなされていることから、同期間中に[redacted]氏が元会長（資産管理会社を含む）から私的の依頼を受けて対応をしていたとしても、同期間中については秘書の私的利用には当たらないものと考えることになる。

また、[redacted]氏は、公益財団法人福田記念医療技術振興財団及び公益財団法人福田孝太郎スポーツ振興財団の一部業務を行っているが、フクダ電子は両財団とそれぞれ出向契約を締結しており、[redacted]氏も出向対象とされているため、これら財団（とりわけ元会長が代表理事である公益財団法人福田孝太郎スポーツ振興財団）に関する[redacted]氏の業務の実施は、秘書の私的利用には当たらないものと考えた。

（イ）[redacted]氏は、元会長（資産管理会社）が用意した車両（スズキ・スイフトスポーツ、黒色、セントラル産業名義）を元会長の私的な業務時の移動に使用していた。同車両貸与以前はフクダ電子の社有車を利用していたが、社有車を利用する場合には運行記録を作成する必要が生じることから、同車が用意されたようである（スイフトスポーツ利用時に運

行記録は作成されていない)。なお、[redacted]氏は、スイフトスポーツのほか社有車を利用する場合もあり、ETC カード及びガソリンカードは、フクダ電子、センチュリー産業、セントラル産業、東京エンタープライズの 4 社分を所持し、用途に応じて使い分け、どれを使うべきか分からないときは元会長に確認していたとのことである。

（ウ）本件調査の結果、元会長による秘書の私的利用と評価し得ると考えられる項目を分類すると以下のとおりである。

No.	事項
①	沖縄（石垣島）の別荘探し・購入手続対応
②	石垣島別荘の維持管理対応
③	住居家具・住居管理・住居用物件探し等
④	小山町ガレージの建設プロジェクトへの関与
⑤	小山町ガレージの管理・維持対応
⑥	小山町ガレージでの私的パーティーの準備対応
⑦	元会長の個人飲食店「さむらい」の開業準備・運営支援・閉店処理対応
⑧	日本酒の買付け対応
⑨	温泉巡り（「健康の旅」）への同行
⑩	旅行や会合の手配、同行等
⑪	病院への付添い・処方薬の受取り対応等
⑫	先代会長の墓の手入れ・親族の法要対応
⑬	ふるさと納税の返礼品選定・手続対応
⑭	私的な買い物の代行・自宅等に関する対応
⑮	トレーニング器具・ジムに関する対応
⑯	元会長個人（資産管理会社）所有車両に関する事務対応
⑰	資産管理会社の事務対応
⑱	元会長の親族・福田家に関する対応
⑲	元会長個人の口座・資産・融資・遺言等に関する事務対応
⑳	元会長個人が就任した外部役職の代理対応
㉑	ヘリコプター利用時の同行・手配

No.	事項
㉒	誕生日会・8 階ラウンジ等での私的会食の準備対応

イ　私的利用に関する実態及び事実

① 沖縄（石垣島）の別荘探し・購入手続対応

[redacted]氏によれば、元会長からの指示で沖縄（石垣島）の別荘探しを指示され、約 3 年間にわたり調査を行い、最終的には、2020 年ころに石垣島に別荘を購入することになった。[redacted]氏は、沖縄本島、離島などを調査し、不動産会社が取り扱う売物件から候補を 100 件程度選定した上で、絞り込みを行い、現地で 10～20 件程度の物件を確認し良さそうな物件は現地から写真を送信して元会長に確認してもらっていた。物件調査のための沖縄渡航は約 3 年間で計 7～8 回、日程は 2 泊 3 日が最も多く、より長く滞在することや、日帰りということもあった。なお、[redacted]氏は、このような目的で平日に沖縄へ行く場合は交通費等を資産管理会社が負担していたことから、フクダ電子へ出張届などは提出していなかった（不在になるため[redacted]氏には報告をしていた。）。物件購入や購入後の管理委託契約に関して[redacted]氏が業者とやり取りをしているメールも確認されている。また、[redacted]氏の私用携帯の LINE からは、購入手続のために元会長の郵便貯金の通帳を借りていること（2019 年以前の LINE データは無いため上記約 3 年間の物件調査期間中の内容は確認できていない）、購入後も 2023 年 3 月、4 月、7 月等に石垣島へ渡航し、元会長の新たな個人不動産の内覧・価格交渉や、元会長の物件見学旅行の航空券・宿泊・食事の手配を行っていることが確認された。以上を踏まえると、[redacted]氏が元会長の指示により、別荘探しを行っていたことは、事実と認められる。また、元会長個人の別荘に関する対応であり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、これらは秘書の私的利用にあたるといえる。

② 石垣島別荘の維持管理対応

[redacted]氏によれば、石垣島別荘の管理は現地管理会社へ委託していたため、[redacted]氏自身が定期的なメンテナンスのために石垣島別荘を訪問することは無かったが、管理会社からの問い合わせ、依頼があった際に、確認のため現地を訪問することがあったようである。石垣島別荘の現地管理会社との管理委託契約の締結手続、年間ランニングコストの確認、月次の管理報告書の受領などを行っていたことは、[redacted]氏と業者とのメールからも確認された。なお、[redacted]氏によれば、別荘に黒カビが生えた際（2 泊 3 日で 2 度程度）や敷地下に鍾乳洞があることが判明した際（1 泊 2 日で 1 度）には現地に赴いて対応したことがあったようである。LINE からも、[redacted]氏が石垣島で別荘用の家電の選定・購入を行っていること（2020 年 6 月）、別荘のケーブルテレビ・テレビ配線や車両の海上輸送を手配していること、元会長から石垣島明石の海岸へ軽石を取りに行くよう指示されていること、平日に石垣島へ渡航して別荘のアリ・ヤモリ対策等を行っていること（2024 年 3 月）、元会長の知人に別荘を貸与する際に元会長から対応を指示され、布団・車・バーベキュー用の肉

等を手配していること（2024 年 7 月）等が確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示により石垣島別荘の維持管理対応業務を行っていたことは事実と認められ、これらはフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

なお、[redacted]氏の LINE データ（2019 年 3 月以降）上、フクダ電子の業務上の出張として沖縄県を訪問しているケース、土日祝日、[redacted]氏の出向期間中を除いて、元会長による秘書の私的利用として、上記①と合わせて沖縄県（石垣島）へ出張していると考えられる日数は、「別紙 4-1」のとおり、少なくとも 27 日あると認められる。ところで、2020 年 10 月 21 日から同月 23 日にかけての石垣島訪問（元会長に[redacted]氏が随行）はフクダ電子の業務として出張報告、旅費等の申請もなされているが、業務上正当な出張とは認められないと考えられるため、秘書の私的利用にあたるものとして上記の「27 日」に含めている。この点については、後記「５ 経費の私的利用」（47 頁）においても別途述べる。

③ 都内・御殿場の住居家具・住居管理・物件探し等

[redacted]氏の供述及びメールによると、[redacted]氏が元会長からタワーマンションを探すように依頼され、不動産会社と面談して元会長向けの都内物件（赤坂、青山、代官山）を「複数駐車場」「寿司屋が多いこと」等の条件で探していることも確認された。また、[redacted]氏が 2021 年 10 月ころ、東京エンタープライズが賃借する元会長が利用すると思われる物件（タワーマンション）物件に関して、ベッド（セミダブル 2 台）の下見・発注、カーテンの仕様確認・発注・納品日調整を業者との間で行っていること、請求書を東京エンタープライズ宛てとするよう依頼していること、また元会長の自宅のソファー・ダイニングテーブルについて、元会長の希望を伝えて提案するよう業者へ依頼していること等が確認された。その他、[redacted]氏によれば、東京で元会長の個人所有車用の駐車場探しをしたこともあるとのことである。さらに、LINE からは、[redacted]氏が、上記物件の清掃（トイレ・風呂・シンク等）を行っていること、東京エンタープライズ名義の別のマンションについて、冷蔵庫・洗濯機・エアコン・ベッド等の購入・設置、家具の組立、ゴミ処理、設備点検の立会いを行っていること、2025 年には元会長の指示を受けて同マンションの売却に関し不動産業者と交渉していること、2023 年から 2024 年にかけて平日に富士五湖周辺・御殿場・小山町須走等で元会長の個人不動産の候補地を現地確認していることも確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示により物件用の家具の選定、発注、住居の清掃・管理、物件調査等の対応業務を行っていたことは事実と認められ、これらはフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

④ 小山町ガレージの建設プロジェクトへの関与

不動産登記簿によれば、静岡県小山町（富士スピードウェイの近隣）の土地（約 10,000 ㎡）を、東京エンタープライズが 2019 年に取得し、同土地上に 2 階建ての工場（床面積約 1800 ㎡）が 2021 年 9 月に建設されている（東京エンタープライズ所有名義）。また、2025 年 2 月にも同土地上に 2 階建ての工場（床面積約 3200 ㎡）が建設されている（セン

チュリー産業所有名義)。これら建物は、登記上の建物の種類は工場であるが、実際には元会長（または資産管理会社）が所有する車両を保管するためのガレージとのことである（2025 年に完成したガレージは FK ガレージと呼ばれていたようであるが、2021 年に建設されたガレージと総称して、以下「小山町ガレージ」という)。[redacted]氏のメールでは、2021 年 2 月ころ、建設予定の建物のセキュリティシステム業者の紹介をフクダ電子社内へ依頼、2021 年 5 月ころに地盤調査業者の選定、事業の資産管理会社への移管方針の説明をセンチュリー産業担当者へ行っていること、建設資金のための元会長保有フクダ電子株式の売却に関する社内説明の依頼などを行っていることが確認されたほか、2022 年には起工式の参加者管理を担当するなどしている。また、[redacted]氏も、工程表の元会長への送付（2020 年)、元会長の小山町での居住用建物・土地取得に向けた建設業者・地権者との調整（2023 年)、新ガレージ（FK ガレージ）の引渡し説明への立会いや引渡し後の確認（2025 年）等を行っていることが LINE から確認された。なお、当該土地を取得するよりも前の時期に小山町の別の土地での建物建設をデベロッパーである[redacted]（当時の社名は[redacted]）から誘致されたようであるが、対象地のインフラ整備状況の不備等から、同土地での建設は断念したようであり、当該トラブルに関して[redacted]との協議や調停における弁護士との日程調整、元会長の意向の伝達等を[redacted]氏が行っていることが認められる。加えて、[redacted]氏は会長に随行して 2020 年 2 月 26 日名古屋へ出張をしており、同出張費用はフクダ電子にて経費申請がなされているが（この点については、後記「5 経費の私的利用」(56 頁）においても別途述べる)、訪問先は[redacted]であり、[redacted]氏の供述等から元会長の私的な用件（小山町の事案）に関連する出張であったと考えられる（なお、元会長は公益財団法人福田孝太郎スポーツ振興財団関連で訪問したと述べているが、同財団法人の成立は 2022 年 9 月 28 日であり同名古屋出張時点で同財団法人が成立していないことから元会長の供述は記憶違いと思われる)。これら建物の建設に関しては元会長ないし資産管理会社の業務であり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから（[redacted]氏も社内への説明にあたり、元会長のプライベート事業であること、建物はフクダ電子とは全く関係が無い旨述べている)、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑤ 小山町ガレージの管理・維持対応

[redacted]氏によれば、2021 年ころから、元会長の指示により週 1 回程度小山町ガレージに赴き、当時ガレージの管理を行っていた[redacted]氏（[redacted]）のもとで車の傷やエンジントラブルの状況を確認して元会長に報告するほか、車のメンテナンスのための来訪者対応を行ったりしていたとのことである。2022 年～2023 年ころには[redacted]氏が[redacted]氏から管理を引き継ぎ、元会長から、小奇麗にするようにとの指示を受け、ガレージの 2 階や近隣の住居（御殿場の社宅マンション）に滞在しながら、敷地の草刈り（5 月～10 月に週 2～3 回程度)、エレベーターの修理、電気・ガス・水道等のインフラ対応、熊が出た際の行政対応などを行っていたとのことである（元会長が私有車両を他人に見られることを嫌ったため、草刈りを業者に依頼することはなかったようである。)。これらの対応は基本的に平

日の日中に行われ、元会長が来訪する際は休日も対応し、2022 年～2023 年ころ以降は、フクダ電子から給与を受けながら、業務は元会長の身の回りのことが主であったとのことである。[redacted]氏も、[redacted]氏がフクダ電子の秘書として小山町ガレージの対応にあたっていたこと、出張扱いにはしていなかったこと、経費は資産管理会社で精算されていたことを認識していた。メールからも、[redacted]氏が、ガレージの車輌倉庫への LED ビジョン設置に関する業者との調整、東京エンタープライズ宛ての草刈機等の見積取得、都内の保管場所から小山町ガレージへの車両約 36 台の運搬手配等を行っていることが確認された。さらに、LINE からは、元会長から、小山町ガレージに宿泊するための必要品を買い集めるよう指示を受け、[redacted]氏が布団・ベッド・家電等を手配していること、[redacted]氏がガレージ 2 階に宿泊しながら平日に連日草刈り等を行い、草刈りのし過ぎでテニス肘と診断されたこと、税務当局の不動産取得税・固定資産税の調査に立ち会っていること等が確認された（これらは[redacted]氏がセンチュリー産業へ出向する以前の内容である）。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示により小山町ガレージの管理・維持対応を行っていたことは事実と認められ、これらは元会長ないし資産管理会社が所有する施設・車両に関するものであり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

なお、[redacted]氏の LINE データ（2019 年 3 月以降）上、フクダ電子の業務上の出張、土日祝日、[redacted]氏の出向期間中を除いて、元会長による秘書の私的利用として、小山町や御殿場（上記③、④、後記⑥のケースも含む）及びその周辺（静岡県）へ出張していると考えられる日数は、「別紙 4-2」のとおり、少なくとも 213 日あると認められる。

⑥ 小山町ガレージでの私的パーティーの準備対応

[redacted]氏によれば、小山町ガレージでは、2021 年ころから元会長の知人（富士スピードウェイでクラシックカーを走らせる会の会員等）を招いたバーベキューが計 3 回程度開催され、[redacted]氏が食材、調理器具、食器の購入やケータリングの手配を行ったとのことである。また、ガレージの披露目会に関し、参加者として[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]等が記載された当日のタイムスケジュール資料案（「250305FK ガレージ披露目会」）を[redacted]氏が送信しているメールも確認された。LINE からも、元会長が 2022 年 4 月の小山町パーティに必要な醤油・小皿・箸・コンロ等の用意を[redacted]氏に指示していること、皿や湯呑購入のため[redacted]氏が岐阜の窯元を訪れていること、2025 年の FK ガレージでのパーティーについて元会長が大量のグラスの購入等を指示し、[redacted]氏がグラス・シャンパン等の備品・酒類の準備を行っていることが確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示により、小山町ガレージでの元会長の私的なパーティーの準備対応を行っていたことは事実と認められ、元会長個人の交友関係に基づく集まりであり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑦ 元会長の個人飲食店「さむらい」の開業準備・運営支援・閉店処理対応

[redacted]氏によれば、元会長の意向により、本郷に飲食店「さむらい」を開業することとなり、[redacted]氏は、出店場所の選定や物件探し、契約手続、店舗デザイナー（設計事務所・施工業者を含む）の選定、食器の購入、職人（料理人）探し、日本酒や魚の仕入先探し等の開業準備を行い、営業開始後も、アルバイトが休んだ際には[redacted]氏がウェイターとして勤務し（3 年間で 7～8 回程度）、閉店することとなった際には（約 3 年で閉店することになったようである）、契約関係の整理、物件の原状回復、取引先への連絡等を行ったとのことである。なお、「さむらい」の経営主体はセントラル産業であったようである。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示により「さむらい」の開業準備・運営支援・閉店処理を行っていたことは事実と認められ、元会長個人の飲食店に関する対応であり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑧ 日本酒の買付け対応

[redacted]氏によれば、元会長のから、おいしい日本酒購入のため、楽天（仙台）の帰りに見てくるよう依頼され、山形・秋田等の酒店へ日本酒の買付けに赴くようになり、2013 年ころ以降は、業務出張のついでに購入する場合のほか、日本酒の購入のみを目的とする出張も行っていたようである。元会長からの依頼時に目的は伝えられず日本酒を買ってくるよう指示され、本数は 10 本以上など大まかな指示であった（頻度は 3 か月に 1 回程度で日帰り又は 1 泊）。元会長の好みは山形の「十四代」で、取り扱う酒店に足しげく通った結果、2013 年頃から安定して入手できるようになったが、購入するためには現地酒店を訪問し、他の日本酒も購入すると十四代も販売してもらえるような仕組みであったようである（後日郵送もしてもらえたが現地に行くことは必要）。日本酒の購入代金や旅費は、元会長に確認の上、元会長の判断（指示）により、フクダ電子、資産管理会社又は元会長個人が負担する形で処理されていた。[redacted]氏も、元会長・[redacted]氏・[redacted]氏の 3 名で山形に宿泊した後に[redacted]氏が秋田へ買付けに行くことが年 1 回程度、[redacted]氏が単独で買付けに行くことが年 1 回は必ずあり、秋田への訪問は子会社（販売会社）訪問の名目で出張精算されていたと述べている。購入した日本酒はフクダ電子の経費での購入であるか資産管理会社の経費での購入であるかにかかわらず、本郷事業所 8 階の冷蔵室で保管され、芋煮会での提供、会食への持込み、贈答、「さむらい」での使用等にも用いられていたようである。メールからも、[redacted]氏が酒店と買付けの日程を調整していること、購入できたことの報告をしていること等が確認された。さらに、LINE からは、[redacted]氏が購入した日本酒について経費申請をフクダ電子とするか、資産管理会社とするかを元会長に確認していること、山形出張の日程を酒店の都合に合わせて調整していること、購入した日本酒の内容等の報告が多数確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示により日本酒の買付けを行っていたことは事実と認められる。購入した日本酒の一部は芋煮会（フクダ電子が本郷事業所で行う役職員や取引先、地域住民も招待するイベントで年 2 回実施）や取引先への贈答に用いられていたようであり、フクダ電子の業務との関連性が全く無いとまではいえないものの、元会長自身の飲用、元会長の知人との会食への持込み、元会長個人の飲食店での使用に充てられたもの

も含まれ、日本酒の購入のみを目的とした出張も行われていたことや、資産管理会社で経費処理されているケースもあるようであることからすれば、日本酒買付け対応について、秘書を私的に利用していたといえる。

なお、[redacted]氏の LINE データ（2019 年 3 月以降）上、フクダ電子の業務上の出張として東北を訪問しているケース、土日祝日、[redacted]氏の出向期間中を除いて、元会長による秘書の私的利用として、[redacted]氏が東北へ出張（主に日本酒の買い付け目的）していると考えられる日数は、「別紙 4-3」のとおり、少なくとも 8 日あると認められる。

⑨ 温泉巡り（「健康の旅」）への同行

[redacted]氏によれば、15 年前くらいに、元会長の身体の治療目的で、元会長、[redacted]氏、[redacted]氏の 3 名で、鳥取の三朝温泉、山梨の温泉、福島の温泉等を 5～6 回巡り、温泉付きホテルに宿泊した（概ね 1 泊、2 泊のときもあった）とのことである。[redacted]氏においても、かなり以前に、元会長が医師から温泉を勧められたことを契機に、「健康の旅」と称して北海道、秋田、山形、福島、栃木、群馬（万座）、長野、岐阜高山などの温泉を巡った（土日が多かった）ことがあったと述べている。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が元会長に同行して各地の温泉を巡っていたことは事実と考えられる。なお、上記温泉巡りについては、元会長の身体の治療目的であったようであり、元会長の私的な旅行に秘書として同行したものと考えられることから、秘書の私的利用にあたる可能性が高いといえる。

⑩ 旅行や会合の手配、同行等

メールから、[redacted]氏が、呼子への「いかツアー」（元会長、資産管理会社社長、[redacted]氏、[redacted]氏）の調整（2021 年 4 月）等を行っていることが確認された。[redacted]氏についても、元会長が自動車オーナーズクラブ（LEXUS LFA オーナーズクラブ）のミーティングに参加するにあたり宿泊予約を女性秘書に指示していることが確認された。また、LINE からも元会長との佐賀県、福岡県への旅行の手配、同行を行っていることが確認された（2019 年 10 月）。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が業務以外の元会長の旅行や会合の手配等を行っていたことは事実と認められ、元会長の私的な旅行・趣味に関するものであることから、これらについては秘書の私的利用にあたるといえる。

⑪ 病院への付添い・処方薬の受取り対応等

[redacted]氏によれば、元会長が病院に行く際には[redacted]氏又は[redacted]氏が付き添っており、[redacted]氏は、元会長の運転手が運転する車の助手席に同乗し、日医大周辺の薬局で薬を受け取るなどしていたとのことである。また、元会長の入院時にひげそりを届けたり、元会長が風邪で休んだ際に食事や薬を自宅に届けたりしたこともあったとのことである。[redacted]氏も、当初は[redacted]氏が同行していたが、[redacted]氏が出向する前の 1～2 年は[redacted]氏に対応を依頼することが多かったと述べている。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が元会長の病院への付添い及び処方薬の受取り等を行っていたことは事実と認められる。元会長個人の健康管理に関するものであるが、フクダ電子の業務との関連性を認めることは基本的には困難であり、秘書の私的利用にあたると考えるのが相当である。

⑫ 先代会長の墓の手入れ・親族の法要対応

[redacted]氏によれば、元会長が父（先代会長）の命日及び母の命日に墓参りする際、[redacted]氏と[redacted]氏が事前に墓を掃除し、花を用意しており、これらは平日のフクダ電子の勤務時間内に行っていたとのことである。[redacted]氏も、墓の手入れ等を実施していること、持ち花はフクダ電子で経費精算していたと述べている。また、メールから、[redacted]氏が、2023 年 3 月に行われた元会長の親族の 13 回忌・一周忌法要について、塔婆・生花の発注やスケジュール・金銭関係の取りまとめを行い、連絡先を「フクダ電子㈱／[redacted]」とする文書を作成していることが確認された。LINE からも、[redacted]氏が平日である先代会長の命日に墓参りを行い、元会長へ報告していることが確認された。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が先代会長の墓の手入れを行い、[redacted]氏が親族の法要の手配を行っていたことは事実と認められる。先代会長がフクダ電子の創業者であることを考慮しても、福田家の墓の手入れや親族の法要は元会長ないし福田家の私的な事柄であり、フクダ電子の業務との関連性を認めることは基本的には困難であり、秘書の私的利用にあたると考えるのが相当である。

⑬ ふるさと納税の返礼品選定・手続対応

[redacted]氏によれば、2020～2021 年ころから 2025～2026 年まで、上限 166 万円の範囲で元会長のふるさと納税の返礼品の選定を行っていた。元会長からシャトーブリアン、ヒレ肉、ワイン、ウイスキー等の指定があり、小山町ガレージのバーベキュー関連のものが多かったとのことである。また、ふるさと納税の関係書類を元会長から手渡された場合は税理士に渡していたとのことであり、これらの対応は平日の日中、主に年末に行っていたとのことである。メールからも、[redacted]氏が 2022 年 11 月に税理士に対し元会長のふるさと納税の管理を行うことになった旨連絡していることが確認された。LINE からは、[redacted]氏が、ウイスキー、シャトーブリアン、冷凍ストッカー、高級ティッシュ、真空管アンプ、スピーカー等の返礼品を選定・申込みし、返礼品を小山町ガレージで受領・保管していることが確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示によりふるさと納税の返礼品選定・手続を行っていたことは事実と認められるところ、これらは元会長個人の納税・寄附に関するものであり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑭ 私的な買い物の代行・自宅に関する対応

[redacted]氏によれば、元会長からひげそり、ジューサー、掃除機、健康器具、食器等の身の

回りのものを買いに行くよう頼まれることがよくあり、元会長がカードの利用やネットでの購入を好まなかったことから、[redacted]氏が立て替えて購入し、後日元会長から現金で精算を受けることが多かったとのことである。また、長野県上田市までスピーカーを見に行くよう頼まれたこともあったとのことである。[redacted]氏も、[redacted]氏が元会長からの様々な買い物の注文に対応し、都内で見つからなければ Amazon 等でも注文していたと述べている。さらに、メールから、[redacted]氏が、元会長の自宅のシャッター修理について業者とやり取りし、請求書の送付先を[redacted]氏としていることも確認された。LINE からは、[redacted]氏が、元会長の依頼により、育毛剤、紅茶、目薬、医薬品、サプリメント、化粧品、ワイン等の購入・支払手続を代行していること、平日にコーヒーやダウンコートを求めて静岡・山梨の複数店舗を回っていること、元会長から指示されて（小山町から移動し）長野県上田市でオーディオ機器を購入していること、元会長の要望で購入した冷蔵庫を本郷事業所地下駐車場に設置するため[redacted]氏宛てに配送していること、元会長の私的な購入品を元会長の自宅に送付していることも確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の私的な買い物を代行し、[redacted]氏が元会長の自宅に関する手配を行っていたことは事実と認められ、これらはフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑮ トレーニング器具・ジムに関する対応

[redacted]氏によれば、元会長が通っていたパーソナルジムのトレーナーが同ジム辞めたことを契機にトレーニング器具を購入することとなり、[redacted]氏が器具 5 台を選定し（購入代金は元会長が振込）、当初は本郷新館に設置し、2021 年 7 月に本郷事業所 8 階に移設したとのことである。ジムの費用は元会長が負担していたようであり、メールからは、[redacted]氏が、元会長が通っていたジムの延長契約代金の振込や予約のキャンセル連絡を行っていることや 2024 年 4 月から 7 月にかけて、スミスマシン（注文書上の発注者はフクダ電子、代金 143 万円）について、元会長個人名義で代金を振り込み、総務課と本郷事業所への搬入の調整を行っていること、2021 年 8 月に元会長のダンベルを購入し、納品先をフクダ電子としていることが LINE から確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長の指示によりトレーニング器具の選定・購入やジムに関する手続を行っていたことは事実と認められ、元会長個人の健康管理に関するものではあるものの、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑯ 元会長個人（資産管理会社）所有車両に関する事務対応

メールから、[redacted]氏が、元会長が譲渡したフェラーリ・ディノの名義変更について、車検証原本の送付や車両引取りの日程調整（元会長の運転手である[redacted]氏が対応）を業者との間で行っていること、元会長のフェラーリの自動車保険追加手続書類について元会長の署名を取り付けて返送していることが確認された。また、[redacted]氏についても、元会長個人や資産管理会社名義の車両購入に伴う自動車保険の手続に関するメールに継続的に加わっ

ているほか、F1 関連車両の資料取得、資産管理会社所有のポルシェの急速充電カードの手配、資産管理会社所有のレース車両の外部への貸出しに係る同意書の送付や運搬手配等を行っていることが確認された。LINE からも、[redacted]氏が、本郷事業所地下の元会長の車 3 台の住所変更手続のため車検証を手配していること、平日にアストンマーティンの修理工場に赴いていること、元会長のクラシックカー購入時の名義を税理士と調整していること、私有車の車検・整備・保険確認・移動・清掃を行っていること、資産管理会社従業員とともに広島・北九州の中古車店を回って元会長の購入候補車両を検分していること（2024 年 11 月）、小山町での納車に立ち会っていることが確認された。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が元会長個人ないし資産管理会社が所有する車両に関する事務を行っていたことは事実と認められ、元会長の趣味である車両に関するものであり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑰ 資産管理会社（東京エンタープライズ・セントラル産業・センチュリー産業）の事務対応

メールから、[redacted]氏が、元会長の指示により資産管理会社（東京エンタープライズ、セントラル産業）の決算書の外部への提出を手配していること（2021 年 2 月）、元会長が個人で入会した団体の賛助会費（30 万円）を東京エンタープライズから支払うよう税理士に依頼していること（2021 年 2 月、2026 年 3 月）、東京エンタープライズの代表者印の作り替えをフクダ電子の総務課員に依頼していること（2021 年 4 月）、東京エンタープライズに関する銀行対応を行っていること等が確認された。また、[redacted]氏についても、資産管理会社の名刺・ロゴの校正、不動産アセットマネジメント業務の移管に関する書類の受領、東京エンタープライズの現金出納帳の税理士への送付、東京エンタープライズ宛て請求とする食器・マグカップ・ぐい呑み等の発注、東京エンタープライズ名義での開店祝いの花の発注等を、平日の就業時間中に行っていることが確認された。LINE からも、[redacted]氏が元会長らの石垣島訪問をセントラル社員旅行として手配していること、資産管理会社の積載車の燃料代の負担先を元会長と協議していること等が確認された。なお、資産管理会社社長は、2025 年 2 月の LINE において、[redacted]氏の状況を他社での実質的長期出張の状態と表現しており、[redacted]氏が資産管理会社の業務に相当程度従事している状況にあったことが伺える。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が資産管理会社の事務対応を行っていたことは事実と認められ、これらは元会長の資産管理会社に関するものであり、フクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑱ 元会長の親族（妹・いとこ等）・福田家に関する対応

[redacted]氏によれば、先代会長の時代から、先代会長、元会長の母、元会長の妹の金融機関関連の対応等、オーナー家関係の作業を引き受けていたとのことである。メールからも、[redacted]氏が、2020 年に元会長のいとこが所有する那須町の山林の処分について、役場・不動

産業者への確認、所有者側との面談、売買価格の調整、契約日の設定等を行っていること、2022 年に福田家の遺産分割協議の状況を不動産会社に説明していること、同年に元会長の妹の病院の検診予約に関与していることが確認された。なお、上記那須町の件については、2020 年 7 月 9 日、[redacted]氏が、不動産調査等を目的として栃木県那須町芦野を訪問（出張）しており、[redacted]氏によれば、本件出張の目的は、元会長が当該山林を買い取る方針での、当該山林の現地確認、土地登記簿謄本の取得申請及び自治体への寄付の可否の確認であったようであり、同出張はフクダ電子の業務との関連性がない又は極めて低く、私的な出張と認められる（この点については、後記「5 経費の私的利用」（47 頁）においても別途述べる。）。

以上から、[redacted]氏が元会長の親族ないし福田家に関する対応を行っていたことは事実と認められ、これらはフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑲ 元会長個人の口座・資産・融資・遺言等に関する事務対応

[redacted]氏によれば、秘書は元会長個人の預金口座の通帳・キャッシュカードを預かっていたとのことであり、元会長から直接指示を受け、元会長個人の通帳と印鑑を預かって、個人車両の修理費やサプリメントの定期便等の支払いのための振込を行っていたようである。メールからは、[redacted]氏が、元会長個人の銀行からの融資契約に必要な書類の準備、東京エンタープライズからの高額送金に関する書類の受領と税理士との連絡、元会長個人の口座への高額入金の確認の指示、元会長の遺言内容の調整に伴う資産管理会社の株主名簿の手配等を行っていることが確認された。また、[redacted]氏によれば、元会長が個人的に購入した株式の発行会社の情報や損益分岐点を調べるよう頼まれたこともあったとのことである。さらに、LINE からは、[redacted]氏が元会長の郵便貯金の通帳を借りて石垣島別荘の手続を行っていること、資産管理会社社長が元会長個人の費用支払い、立て替え精算については従来通り[redacted]氏が金庫で管理している会長個人の現金で対応する旨述べていること、[redacted]氏が元会長個人所有車の点検代の振込のために秘書室で元会長の通帳を預かっていることが確認された。

以上から、[redacted]氏をはじめとする秘書が元会長個人の口座・資産・融資・遺言等に関する事務を行っていたことは事実と認められ、これらはフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

⑳ 元会長個人が就任した外部役職の代理対応

[redacted]氏によれば、元会長が母校である湯島小学校の創立 150 周年プロジェクトの会長に選任された際、[redacted]氏がその事務局として作業を行ったとのことである。また、元会長が本郷法人会（地域の中小企業を含む会社の税務関係の団体）の副会長を務めていた際には、元会長が一度も出席しなかったため、[redacted]氏が代理で出席し、作業の手伝いをしたとのことである。

以上から、[redacted]氏が元会長の就任した外部役職に関する対応を行っていたことは事実と

認められる。本郷法人会については、地域の法人による団体であり、元会長がフクダ電子の代表者の立場で就任した役職である可能性も否定できないことから、業務との関連性が全く無いとまではいえないが、母校の周年事業はフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用にあたるといえる。

㉑　ヘリコプター利用時の同行・手配

[redacted]氏によれば、午後に取締役会のある日に、元会長が[redacted]の社長から富士スピードウェイに来るよう求められ、午前中にヘリコプターで往復した際、元会長から「タイムキーパー」として同行するよう言われて同乗したとのことであり、[redacted]氏自身も業務ではないとの理解であったとのことである。LINE からも、[redacted]氏が元会長に対し、2022 年 10 月 31 日に[redacted]の送迎でフクダ電子から東京ヘリポートへ向かい、富士スピードウェイを往復して 13 時にフクダ電子に戻る行程を送信していることが確認された。メールからも、[redacted]氏が、2022 年 10 月 31 日ころのヘリコプター利用について、運航会社に対し、請求書の宛先を東京エンタープライズ、その後[redacted]とするよう連絡していることが確認された。

以上から、[redacted]氏が元会長のヘリコプター利用について同行していたことは事実と認められ、タイムキーパーという役割は業務関連性を認め得るものではあるが、自動車レース関連の私的な用件に伴うものであり、そのためのヘリコプターでの移動はフクダ電子の業務との関連性が無いことは明らかであるから、秘書の私的利用性を完全に否定することは困難と考えられる。

㉒　誕生日会・8 階ラウンジ等での会食の準備対応

[redacted]氏によれば、元会長の誕生日イベントを企画する際には[redacted]氏と共同で対応していたとのことであり、本郷事業所 8 階ラウンジでの元会長の誕生日会は、社外からは税理士の[redacted]氏や女性レーサー等の元会長の私的な関係者が参加していたとのことである。メールからは、[redacted]氏が、元会長の代理で暑気払いの予定や 8 階ラウンジでの「ワインの会」（参加者：元会長、[redacted]氏、[redacted]氏、税理士の[redacted]氏等）の予定を送信していること、「内緒で会長とともに少人数で」行う芋煮の準備を社内に依頼していることが確認された。また、[redacted]氏によれば、8 階ラウンジでの会食の際には、[redacted]氏が米を炊くなどの準備をしていたとのことである。LINE からも、[redacted]氏が「ワインの会」用のシャトーブリアンの調達、元会長の誕生日の祝賀パーティー用の日本酒 14 本の手配、社内ラウンジでの芋煮会・ワイン会の準備を行っていることが確認された。

以上から、[redacted]氏及び[redacted]氏が元会長の誕生日会、8 階ラウンジでの会食等の準備を行っていたことは事実と認められる。これらには社内の役職員が参加するものも含まれるものの、元会長個人の祝い事や元会長の私的な関係者を交えた会食であることからすれば、フクダ電子の業務との関連性は乏しく、秘書の私的利用性を完全に否定することは困難と考えられる。

ウ　元会長の秘書の私的利用にかかる損害について

（ア）上記のとおり、元会長による秘書の私的利用は多岐にわたるものである。[redacted]氏、[redacted]氏が元会長の依頼については公私問わずに対応していたことは、[redacted]氏、[redacted]氏の供述、メール、LINE の記録から明らかであるが、その程度は、元会長の私的な依頼に時折応じて対応していたというものではなく、[redacted]氏、[redacted]氏については元会長の私的な依頼及び資産管理会社の業務を行うことが経常的に予定されている状態にあったといえる。これは、秘書が元会長個人の預金口座の通帳・キャッシュカードを預かっていたことや[redacted]氏に関しては資産管理会社から車両を貸与されていたこと、ETC カード及びガソリンカードを渡されていたことからも明らかであるといえる。

（イ）元会長は秘書の私的利用により、第三者にこれらを依頼すれば要するであろう費用を負担せず、フクダ電子の費用で利用していたといえる。すなわち元会長はフクダ電子の費用負担により一定の利得を得ていたものといえ、元会長が秘書を私的に利用していた時間に係る当該秘書の給与相当額がフクダ電子の損失と考えることが相当である。

この点、上記イの各類型のうち、沖縄（石垣島）への出張日数、静岡県（小山町や御殿場市等）への出張日数、東北への出張日数については、フクダ電子の損失額算定の基礎になるといえる。また、[redacted]氏の LINE 等からこれら以外の地域への出張も「別紙 4-4」のとおり 9 日認められ、これらの[redacted]氏の私的利用に係る日数は以下の表のとおり、少なくとも 257 日あると認められる。

また、[redacted]氏が会長に随行した 2020 年 2 月 26 日の名古屋への出張及び 2020 年 7 月 9 日那須町への出張は上記のとおり、元会長の私的な用件に関連するものと考えられることから、[redacted]氏の当該出張への随行は秘書の私的利用にあたるものといえ、[redacted]氏に係る上記 257 日に、[redacted]氏の当該出張分（2 日）を加えることとする。これにより、私的利用に係る日数は合計で 259 日となる。これら以外にも私的利用にあたる出張が存在していた可能性はあるが、当委員会が入手した資料等からはそれ以外の日数を認定することは困難である。

なお、元会長が行っていたとされる、温泉巡り（「健康の旅」）への秘書らの同行（⑨）については 15 年近く前のことのようであり客観的な資料では確認できず、またこれらは土曜日や日曜日に行われることが多かったようであることも踏まえ、出張日数への算入は困難と考えた。

また、その他にも元会長による私的利用は上記イで述べたとおり、様々なものが存在しているが、個々の対応に要した時間や回数を具体的に特定することは困難であり、検討の余地はあるものの、当委員会においては、上記のとおり、「259 日」（[redacted]氏 257 日、[redacted]氏 2 日）を損失額算定の基礎と考えることとした。

【[redacted]氏の出張訪問先及び年別日数（元会長による秘書の私的利用によるもの）】

年	沖縄（石垣島）	静岡（小山町周辺等）	東北（日本酒買付け）	その他地域	各年別日数計

2019	**3**	**9**	**2**	**4**	**18**
2020	**9**	**0**	**4**	**0**	**13**
2021	**0**	**5**	**0**	**0**	**5**
2022	**4**	**11**	**0**	**1**	**16**
2023	**8**	**27**	**0**	**1**	**36**
2024	**2**	**99**	**2**	**2**	**105**
2025	**1**	**62**	**0**	**1**	**64**
合計	**27**	**213**	**8**	**9**	**257**

※フクダ電子の業務上の出張と認められるもの、土日祝日、[redacted]氏の出向期間（2025 年 6 月 25 日以降）を除いた日数である。

（ウ）以上のとおり、[redacted]氏について 2 日分及び[redacted]氏についての 257 日分の給与相当額がフクダ電子の損失といえる。具体的な金額については、[redacted]氏及び[redacted]氏についての給与相当額（日額）に上記各日数を乗じた上で算出するのが相当であるといえ、フクダ電子において算出した上で、元会長に対し、同算出金額の返還を求めるべきと考える。

なお、取締役である元会長が、自己の私的な事柄に会社の従業員を従事させていたことは善管注意義務の観点からも問題があり、公私混同行為として強い非難を免れないことは論を待たない。また、会社の人的資源の適切な管理・利用という観点から、フクダ電子における内部統制上およびガバナンス上の問題があることは明らかであり、このような公私混同行為を防止、発見、是正するための監督体制が機能していなかっとものと言わざるを得ない。

5　経費の私的利用

第 3 - 1 - ⑷記載の各事項及び第 3 - 2 - ⑴記載の各事項については、経費の私的利用として共通するから、いずれも本項（第 4 - 5）において検討する。

また、本項において記載する金額は、特に記載のない限り、消費税等抜きの金額である。

（1）元会長による飲食費の私的利用について

ア　フクダ電子における経費処理のルール

フクダ電子において、飲食費・交際費等、各種経費を会社経費として申請する場合は、申請者が当該経費の証憑となるレシート等を所定の精算書に貼付し、同精算書に所定事項を記載し、経理部に提出し、経理部が同精算書を確認して精算処理する運用となっている。また、飲食費に関しては、以下のような社内運用が行われている。もっとも、調査対象期間において、飲食費の支出の可否、上限金額及び承認手続について定めた社内規程は

存在せず、以下の①及び②は、いずれも明文の定めに基づかない社内の運用である。[9]

① 社内の者同士の飲食費

従業員が社内の者同士で飲食する場合には、飲食等企画報告書を作成し、上長の承認を得る運用となっている。上長は、飲食等企画報告書により、業務との関連性の有無及び金額の社会通念上の妥当性を確認し、会社経費とすることを承認するか否かを判断する。

これに対し、元会長の社内飲食に係る経費については、飲食等企画報告書の作成が免除されている（明文の定めはなく、暗黙の運用である。）。また、秘書室の職員が精算手続を行い、経理部が形式的な不備の有無を事後的に確認するのみであり、金額の上限は設けられていないことから、業務との関連性の有無や金額の妥当性については、実質的に確認されていない。

② 社外関係者との飲食費

従業員が社外関係者と飲食する場合には、飲食等企画報告書を作成し、上長の承認を得る運用となっている。上長は、飲食等企画報告書により、業務との関連性の有無、金額の社会通念上の妥当性及び相手先が医療関係者である場合には金額が一定のルール以内であることを確認し、会社経費とすることを承認するか否かを判断する。[10]

これに対し、元会長の社外飲食に係る経費については、飲食等企画報告書の作成が免除されている（明文の定めはなく、暗黙の運用である。）。また、秘書室の職員が精算手続を行い、経理部が形式的な不備の有無を事後的に確認するのみであり、金額の上限は設けられていないことから、業務との関連性の有無や金額の妥当性については、実質的に確認されていない。

イ　元会長の経費処理プロセスの実態

上記アのとおり、元会長の飲食費については、飲食等企画報告書の作成が免除され、他

[9] 経理部は、「飲食費等の処理について」という通知書により、飲食費の勘定科目の区分基準を定めているが、これは税務上の交際費等の範囲に対応した会計処理上の区分であり、支出の可否や上限を定めるものではない。
また、元会長の飲食費については、後記ウのとおり、フクダ電子監査役会が調査を行い、その中に元会長の私的交際に係る不適切な支出が含まれていたと評価した。これを受けて、フクダ電子は、取締役の接待交際費について金額基準や承認手続等を定めた規程がなかったことを踏まえ、再発防止策として取締役接待交際費管理特別規程を制定し、2026 年 8 月 1 日から施行している。同規程は、全ての取締役が行う接待及び贈答を対象として、①接待交際費の利用に当たっての基本原則（会社の事業遂行との関連性及び合理的必要性、社会通念上の相当性等）、②接待 1 回当たりの 1 人当たり上限金額（飲食を伴う接待 100,000 円、飲食を伴わない接待及び贈答 50,000 円）、③上限金額を超過する場合の事前承認（取締役が実施する場合は代表取締役、代表取締役が実施する場合は取締役会）、④経理部長による取締役の接待交際費の明細の監査役会への月次提出及び監査役会による事後監査等を定めている。また、同規程の施行に合わせて、接待交際費事前申請書及び接待交際費使用報告書の様式が整備されている。

[10] 医療関係者に飲食を提供する場合には、医療機器業界の自主ルールである「飲食等の提供に係るルールの基本的な考え方」に従うこととされている。他方、医療関係者以外の者との飲食には明確な金額基準はない。

の者による承認プロセスも経ないことから、経理部による形式的な確認のほかに業務との関連性や金額の妥当性を確認する手続はなかった。

このような運用の下、秘書室の職員は、元会長の飲食費の精算に当たり、伝票の摘要欄に会食の同席者を記載していた。もっとも、同席者が不明な会食については、元会長に確認することなく、領収書に記載された店舗名や元会長の予定等から同席者を推測し、その推測に基づいて伝票の摘要欄に同席者を記載することがあった。また、元会長が一人で食事をした場合に、秘書室の職員を同席者として伝票の摘要欄に記載することもあった。これらの場合、実際の同席者と異なる人物が記載されても、経理部の確認は形式的なものにとどまるため、そのまま会社経費として処理がなされた。

ウ　当委員会が認定する損害額

フクダ電子監査役会（以下「監査役会」という。）の調査においては、総勘定元帳の「交際接待費（社外飲食費）」のうち費用負担部門が秘書室であるものが抽出された（2016 年 4 月から 2026 年 3 月までの 1,085 件、72,964,709 円[11]）。その上で、同席者の属性及び各同席者との会食の頻度から業務との関連性を検討し、業務との関連性に疑いが残る 408 件、21,058,793 円[12]を、元会長の私的交際に係る不適切な支出と評価した。同調査においては、伝票の摘要欄の記載から私的な関係にあることが疑われる同席者との会食と判断される取引を全て請求の対象とすることで、業務との関連性に疑いが残るものは広く元会長の負担とするなど、厳格な基準により評価が行われている。また、元会長は、2026 年 5 月 14 日にフクダ電子との間で弁済契約を締結し、上記金額を含む返還額を弁済している。

以上のとおり、監査役会の調査は相当程度厳格な基準により行われ、その評価に基づく返還も既に完了していることから、当委員会は、監査役会の調査対象となった取引については、同調査の結果を見直すことはせず、監査役会の調査対象外となった取引について元会長の私的な費用が存在するか否かという観点から調査を行うこととした。

フクダ電子においては、交際費等を処理する勘定科目として「交際接待費（社外飲食費）」と「交際接待費」の 2 つが用いられているところ、監査役会による調査においては、社外の者との会食に係る費用が計上される「交際接待費（社外飲食費）」のみを対象としていたため、当委員会の調査においては、監査役会調査の対象とされていない「交際接待費」を調査対象とした。なお、「交際接待費（社外飲食費）」のうち監査役会調査の対象とならなかったものについても、併せて調査対象とした。また、元会長は特定の寿司屋を頻繁に利用しており、その代金が後日フクダ電子宛ての請求書により支払われるものが

[11] 監査役会報告書においては、1,083 件、80,018,360 円（税込）とされている。本報告書においては、監査役会の請求対象とされていたにもかかわらず同報告書の抽出件数に含まれていなかった取引 2 件を加え、税抜金額で記載しているため、同報告書の記載とは一致しない。

[12] 監査役会報告書においては、23,225,873 円（税込）とされている。本報告書においては、同報告書の請求対象のうち重複して集計されていた取引 3 件を除き、また、請求対象とされた取引のうち計上が取り消されていた取引 2 件について取消しの仕訳を反映した上で、税抜金額で記載しているため、同報告書の記載とは一致しない。

存在している。この点、当委員会は、請求書払いの飲食費の経理処理について確認を実施した。その結果、請求書払いの飲食費についても、他の飲食費と同様に、交際接待費（社外飲食費）又は交際接待費として処理することとされていた。そのため、このような請求書払いの飲食費についても、他の飲食費と同様の手続により調査を実施することとした。

上記の調査方針の下、当委員会は、フクダ電子の総勘定元帳から、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までの期間に計上された交際接待費（社外飲食費）及び交際接待費のうち、費用負担部門が秘書室であるものを抽出し、監査役会の調査対象となった取引、元会長が出席していない取引及び別途検討を実施している日本酒の購入に係る取引（後記（３）参照。）を除外した。その結果、調査対象は、1,605 件、46,478,990 円となった。

当委員会は、調査対象となった各取引について、その内容に応じて、取引証憑及び摘要欄の記載の確認、元会長の予定表との突合、デジタルフォレンジック調査の結果との照合並びに元会長及び同席者として記載された職員等へのヒアリングを実施した。その結果、各取引を以下のとおり評価した。

① 私的利用と認められるもの（53 件、942,443 円）

元会長一人での飲食（同席者として記載された秘書室の職員の同席が確認できなかったものを含む。）で、予定表等の関係資料及びヒアリングの結果から業務との関連性が認められなかったもの、及び業務との関連性があるとは認められない又は業務との関連性が極めて低いと考えられる相手先との飲食。また、交際接待費には、元会長の両親（先代会長夫妻）の命日、彼岸等の墓参りに際し、秘書室の職員が勤務時間内に墓の手入れを行う際に購入した花代が計上されていた。当該花代は、フクダ電子の業務との関連性が認められない元会長の私的な費用であることから、飲食費ではないものの本区分に含めている。

② 業務との関連性が認められるもの（1,520 件、44,376,998 円）

フクダ電子の役職員、グループ会社、取引先等の業務上の相手先との会食と認められるもの及び昼食・喫茶等の会議費相当のごく少額の支出、並びに取引先等に対するお中元・お歳暮、季節の挨拶、香典、祝花等の飲食以外の費用。なお、取引先等の業務上の相手先については、業務との関連性を示す事情がある一方で私的な関係も認められる相手先も存在する。このような相手先については、個々に相手先との関係性を検討し、業務との関連性が一定程度認められるものについては、本区分に該当するものと評価した。

③ 私的な利用であるか業務上の利用であるかの判断がつかないもの（32 件、1,159,549 円）

上記①及び②のいずれにも該当しないもの。具体的には、同席者として記載された者が同席の有無について記憶がないと供述しているものや、摘要欄に同席者の記載がない又は人数のみの記載であるなど同席者が不明なものである。これらについては、調査対象期間が約 10 年に及ぶ上、[redacted]氏及び元会長も、各ヒアリングにおいて、個々の会食の同席者や趣旨については部分的な記憶はあるものの全体を正確には記憶していない旨を述べてお

り、関係資料からも同席者や会食の趣旨を特定することはできなかった。そのため、これ以上の追加調査により私的な利用であるか業務上の利用であるかを判断することは困難である。

上記のとおり、当委員会の調査により、監査役会の調査結果に加えて、元会長の私的な会食に係る費用と認められるものが 53 件、942,443 円、私的な利用であるか業務上の利用であるかの判断がつかないものが 32 件、1,159,549 円となった。[13]

監査役会の調査対象となった取引については、上記のとおり、同調査の評価に基づき元会長から既に返還がなされていることから、以下では、当委員会の調査対象とした取引に係るフクダ電子の損害について検討する。

上記①の 53 件、942,443 円は、元会長の私的な費用であり、本来フクダ電子が負担すべきものではないことから、フクダ電子の損害と認められる。したがって、フクダ電子は、元会長に対し、同額の返還を求めるべきである。

他方、上記③については、私的利用が含まれている可能性が有るものの、上記のとおり、フクダ電子の損害額を認定することは困難である。

なお、2024 年 11 月 4 日のアピシウスにおける 400 万円を超える会食費用については、一度はフクダ電子宛てに請求書が送付されたものの、フクダ電子の費用としては精算されず、元会長から提出された出金記録により、元会長が自身の個人口座から支払った事実が確認された。

（2）東京ドーム専用客室及び観戦チケットについて

東京ドーム内の専用客室（「THE SUITE TOKYO」（専用客室名、No304）（以下、「本件専用客室」という。））及び読売ジャイアンツのシーズンシート利用に係る契約（以下、「本件契約」という。）は、株式会社東京ドーム及びフクダ電子の完全子会社であるアトミック産業間で締結されている。

アトミック産業[redacted]代表によれば、本件契約は 2011 年から締結され、毎年 1 年間の契約期間であり、当該契約期間満了前に株式会社東京ドームからアトミック産業に来期契約の意向が確認され、現在に至るまで毎年契約が継続されてきたとのことであった。

本件契約は、アトミック産業が、2015 年 10 月 1 日の株式交換により、フクダ電子の完全子会社となる前に締結されたものであるが、完全子会社となった後も契約当事者は株式

[13] 当委員会における本件調査の母集団 46,478,990 円に対して、私的な会食に係る費用と認められる可能性が高いもの 942,443 円の割合は 2.0%であり、監査役会による同割合 29.2%と比較すると、当委員会の調査における私的な会食の比率は著しく低く見える。しかしながら、これは、当委員会と監査役会とで調査の母集団の性質が異なることによるものである。すなわち、フクダ電子においては、社外の者が参加する飲食は「交際接待費（社外飲食費）」に、社内の者のみで行う飲食は「交際接待費」に計上することとされている。元会長と私的な交友関係にある者との会食は、社外の者が参加する飲食として「交際接待費（社外飲食費）」に計上されることから、その大部分は監査役会の調査の対象に含まれており、同調査において請求の対象とされている。これに対し、当委員会の調査の母集団の大部分を占める「交際接待費」には、社内の役職員との飲食や元会長一人での飲食等が計上されており、私的な交友関係にある者との会食が含まれる余地は相対的に小さい。

会社東京ドーム及びアトミック産業とされた。

本件契約内容は、監査役会報告書記載のとおり、主な内容として、①本件専用客室を1年間独占的に利用できる権利をアトミック産業が有すること、②アトミック産業が読売巨人軍主催試合たるプロ野球公式戦の入場チケット（以下、「本件シーズンチケット」という。）を年間60数試合分購入すること、③アトミック産業が各種イベントの入場券（以下、「本件各種イベント入場券」という。）を任意に購入すること、である。

また、本件契約書及びアトミック産業の総勘定元帳（交際接待費）によれば、上記①～③の対価は、下記のとおりであることが確認できた。

記

・①本件専用客室年間利用料

2016年~2021年：17,180,000円

2022年~2025年：21,475,000円

・②読売巨人軍主催試合たるプロ野球公式戦の入場チケット

2016~2018年：9,371,112円

2019年：9,371,637円

2020年：9,520,000円

2021年：10,872,728円

2022年～2025年：10,705,455円

・③各種イベントの入場券

2016年:609,186円（パリーグ観戦）

2017年:761,482円（パリーグ観戦）

2018年:837,630円（パリーグ観戦）

2020年:145,455円（オープン戦）

2023年:143,453円（楽天主催）

2024年:363,637円（CSシリーズ2試合）

アトミック産業[redacted]代表、[redacted]氏、[redacted]氏の供述によれば、本件シーズンチケットは、アトミック産業が購入した後、フクダ電子の秘書室に送付され、[redacted]氏に管理が委託され、[redacted]氏が元会長に本件シーズンチケットの取扱いを確認し元会長が自身の観戦や元会長による各配布のために取得した後、残りについては[redacted]氏が配布先を決定し、配布等していたとのことであった。また、毎年、使用されず失効となった本件シーズンチケットについては処分していたとのことであった。

一方で、監査役会調査と同様、当委員会による調査においても、本件シーズンチケット利用及び配布先の客観的記録は残されていないことが確認された。また、本件各種イベント入場券の利用及び配布先の客観的記録も確認できなかった。

監査役会報告書においては、本件シーズンチケットの使用類型として、①秘書室から当社・当社子会社への配布、②秘書室から取引先への配布、③会長自身による取引先との観戦、④会長自身による私的な観戦、⑤会長による取引先への配布、⑥会長による私的な配布、の6類型に分け、年間約64セットのうち失効しなかった本件シーズンチケットの総

数から、①②③⑤を除外して④及び⑥の私的利用の回数を概ね算出するという前提に基づき、管理実績が把握できた 2026 年 3 月 27 日～5 月 28 日開催の 24 試合のうち④及び⑥の累計の使用割合が 2016 年~2025 年の使用傾向にも妥当すると仮定した推計計算により、2016 年~2025 年のチケット購入代金総額 110,019,767 円（税込）のうち 38,816,368 円を元会長による私的利用とし、同額を元会長はアトミック産業に返還している。

2016 年~2025 年の本件シーズンチケット利用の客観的記録が残されていないことからすれば、上記の推計をすることが特段不合理な考え方とはいえず、当委員会の調査においても同期間の客観的記録が残されていないことが確認できたことからすれば、当委員会として、監査役会報告書において認定された金額を超える損害を認めることまではできないと考える。

なお、上記①の本件専用客室年間利用料については、元会長による利用の有無にかかわらず、アトミック産業において支払う義務のある料金であるから、当該料金額のうち元会長による私的利用に対応する相当額をアトミック産業の損害と認定することは困難である。

（3）山形等出張について

ア　フクダ電子における出張経費の処理ルール

フクダ電子においては、従業員の国内出張について国内旅費規程が、役員の国内出張について役員出張旅費規程が、それぞれ定められている。

国内旅費規程は、従業員が出張するときは、事前に所属長に出張順路等を報告し、帰着後 3 営業日以内に、日ごとの業務開始時刻及び終了時刻を記入した出張報告書を作成すること、並びに帰着後 3 営業日以内に、領収書等を添付した上で所属長の承認を受けて旅費を精算することを定めている。また、出張中に業務上特別に要する接待費等については原則として事前に所属長の承認を受けること、出張期間を超えて私用により滞在した日の日当は支給しないことも定めている。

これに対し、役員出張旅費規程は、旅費の種類及び額等を定めているものの、出張の事前の承認、出張報告書の作成、精算の承認及び領収書等の添付については定めておらず、帰着後速やかに所定の手続により旅費を精算することを定めるにとどまる。

イ　出張経費の処理プロセスの実態

上記アに記載のとおり、フクダ電子の役員については、出張報告書の作成が求められていないため、元会長の出張についても出張報告書は作成されていない。元会長の出張に係る出張旅費精算書は秘書室の職員が作成の上、経理部に提出されている。経理部においては、提出された出張旅費精算書について形式的な不備の有無を確認した上で費用処理されている。

元会長に同行し、又は元会長の指示により出張した秘書室の職員については、国内旅費規程に基づき、出張報告書及び出張旅費精算書が作成されている。同行した秘書室の職員の出張報告書には、当該職員自身の行動が記載されており、また、元会長に同行した出張

に関しては同行者として元会長の名前が記載されている。

以上のとおり、元会長の出張については、経理部による形式的な確認のほかに、出張の目的や行程及び費用負担の妥当性を実質的に確認する手続がなかった。他方、同行した秘書室の職員の出張については、規程上、出張報告書等の作成及び所属長による承認が定められており、規程に沿って出張報告書等が作成されている実態が認められた。

ウ　当委員会が認定する損害額

当委員会の調査においては、①総勘定元帳の摘要欄の記載に基づき抽出した元会長又は同行した秘書室の職員が東北地方を訪問しているもの、②出張先における交際接待費、会議費等、出張に付随して計上された費用（同一伝票で処理された仕訳、及び出張旅費精算書等の証憑により精算が確認された別伝票の仕訳を含む。）、③その他デジタルフォレンジック調査及びアンケートの結果判明した私的な利用が疑われる出張を調査対象とすることとした。

上記の調査方針の下、当委員会は、フクダ電子の総勘定元帳から、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までの期間に計上された費用のうち、費用負担部門が秘書室であり、かつ東北出張又は酒の購入に関連する取引 256 件を抽出し、これに上記②の費用及び③の出張に係る仕訳を加えた上で出張単位・出張者単位に整理し、元会長が出張者又は同行者となっていない一部の出張（社長の出張等）に係る取引を除外した。その結果、調査対象は、出張 64 件、費用合計 11,329,822 円となった。

当委員会は、これらの出張について、出張報告書、出張旅費精算書、領収書等の証憑、元会長及び秘書室の職員の予定表、デジタルフォレンジック調査の結果並びにヒアリング結果を確認し、出張ごと・出張者ごとに業務との関連性を検討した。

具体的には、出張報告書及び出張旅費精算書に記載された目的を出発点としつつ、予定表、デジタルフォレンジック調査の結果及びヒアリング結果を踏まえて、各出張の目的及び実際の行動を確認した。また、一つの出張の中に業務と私用が混在する場合には、当該出張の主たる目的により業務との関連性を判断した。

上記に基づき検討した結果、当委員会は、調査対象の出張を以下のとおり評価した。

① 業務を目的とし、日本酒の購入が確認されなかった出張の旅費及び関連経費（出張 34 件、3,344,881 円）

純粋な業務上の出張と考えられるものであり、私的な出張をうかがわせる事情も存在しないもの。

② 業務を目的としているものの、日本酒の購入が行われている出張の旅費及び関連経費（出張 24 件、2,264,584 円）

業務の傍ら、日本酒の購入の事実が確認されるものの、販売会社・取引先の訪問やスポンサー先との打合せ、大学病院への表敬訪問といった主たる業務目的が果たされており、業務との関連性がないとはいえないもの。

③ その他、私的な費用と認められる旅費及び関連経費（出張 3 件、取引 5 件、311,302 円）

調査により確認された事実及び当委員会の評価は、以下のとおりである。

(a) 2020 年 2 月 26 日の名古屋出張（元会長・[redacted]氏、費用合計 30,860 円）

2020 年 2 月 26 日、元会長及び[redacted]氏は、[redacted]株式会社との会合等を目的として名古屋を訪問しており、当該出張はフクダ電子の経費として処理されている。

当該出張の目的については、前記第 4・4（3）イ④「小山町ガレージの建設プロジェクトへの関与」（38 頁）に記載のとおり、小山町における元会長の私的な建物建設計画に関連するものであったと考えられる。以上を踏まえれば、当該出張はフクダ電子の業務との関連性がない又は極めて低く、私的な出張と認められる。

(b) 2020 年 7 月 9 日の那須出張（[redacted]氏、費用合計 7,364 円）

2020 年 7 月 9 日、[redacted]氏は、不動産調査等を目的として栃木県那須町芦野を訪問しており、当該出張に係る日当等及び運転手当の合計 7,364 円がフクダ電子の経費として処理されている。

当委員会は、本件出張に係る出張報告書を確認するとともに、デジタルフォレンジック調査及び関係者へのヒアリングにより、出張の目的及び行程を確認した。その結果、出張に先立つ同月 7 日のメールには、元会長が親族から同町芦野の山林の処分について相談を受け、元会長が当該山林を買い取る方向で、[redacted]氏が現地の状況を役場及び不動産業者に確認する予定である旨が記載されていた。また、[redacted]氏によれば、本件出張の目的は当該山林の現地確認、土地登記簿謄本の取得申請及び自治体への寄付の可否の確認であり、元会長が親族から当該山林を買い取った後に自治体へ寄付することを考えていたのではないかとのことであった。以上を踏まえれば、当該出張はフクダ電子の業務との関連性がない又は極めて低く、私的な出張と認められる。

(c) 2020 年 10 月 21 日から同月 23 日までの石垣島出張（元会長・[redacted]氏、費用合計 201,027 円）

2020 年 10 月 21 日から同月 23 日まで、元会長、[redacted]氏及び[redacted]氏等は石垣島を訪問しており、このうち元会長と[redacted]氏の旅費等がフクダ電子の経費として処理されている。本件出張は、出張旅費精算書上は「不動産調査」を目的とするものとされていた。

元会長は、当時秘書であった[redacted]氏に対し、沖縄の別荘候補物件の調査を指示しており、2020 年頃に石垣島の別荘を購入していた。[redacted]氏は、購入に向けた物件調査や手続のほか、購入後も現地の管理会社との連絡窓口を担い、管理会社からの依頼等に応じて現地に赴き対応していた。

当委員会は、本件出張に係る出張報告書を確認するとともに、デジタルフォレンジック調査及び関係者へのヒアリングにより、出張の目的及び行程を確認した。その結果、出張報告書には、初日は元会長の資産管理会社であるセントラル産業の保養所の掃除等を行った旨が記載されていた。また、デジタルフォレンジック調査では、本件出張が同社の社員

旅行及び元会長の別荘に関するものであることをうかがわせるやり取りが確認され、[redacted]氏のヒアリングにおいても、本件出張の目的はセントラル産業の社員旅行であった旨の供述がされている。さらに、元会長も、石垣島への訪問はセントラル産業としての訪問であり、フクダ電子の経費として処理した記憶はないとのことであった。

以上のとおり、書類上の目的に対し、実際には元会長の資産管理会社の社員旅行及び別荘に関する出張であったと考えられることから、本件出張は、フクダ電子の業務と関連しない私的な出張と認められる。

(d) 社外の同行者の交通費及び宿泊費を負担した出張（2020 年 8 月、2021 年 7 月、同年 9 月及び 2022 年 9 月、当該交通費及び宿泊費合計 72,051 円）

2020 年 8 月 29 日から同月 30 日まで、2021 年 7 月 24 日から同月 25 日まで、同年 9 月 11 日から同月 12 日まで及び 2022 年 9 月 17 日から同月 18 日まで、元会長は、[redacted]の[redacted]氏とともに、宮城県又は熊本県を訪問している。これらの出張は、[redacted]氏及び[redacted]氏によれば、フクダ電子がスポンサーを務める者への応援訪問等を目的とするものであるとのことである。

当委員会が関係資料等を確認した結果、元会長がスポーツランド SUGO のレース場等を少なくとも 3 回訪問し、その際の交通費及び宿泊費等がフクダ電子の経費として処理されていたことが認められた。これらの訪問は、同社がスポンサーを務める岩岡万梨恵氏や鈴木亜久里氏/ARTA の応援等を目的とするものであり、当該スポンサー契約は、当社の適切な手続きを経て、同社の判断として締結されたものであった。元会長の訪問に、趣味としてレースを観戦する側面があった可能性はあるものの、上記の事情を踏まえると、当該訪問について業務との関連性を否定することはできない。

他方、当委員会による関係資料等の確認の結果、いずれの出張においても、元会長に同行した[redacted]氏の交通費及び宿泊費が、フクダ電子の経費として処理されていた。

本件各出張における[redacted]氏の役割並びに交通費及び宿泊費の負担理由について、元会長へのヒアリングを実施したものの、フクダ電子がこれらの費用を負担すべき合理的な理由は確認できなかった。

以上から、当該交通費及び宿泊費をフクダ電子の経費として処理したことは不適切であり、元会長の私的な費用と認められる。

④ 調査によっても業務との関連性の有無を判断するに至らなかったもの（出張 3 件、取引 88 件、5,409,055 円）

関係資料の確認及び関係者へのヒアリング等によっても、業務との関連性の有無を判断することはできなかったもの。この中には、日本酒購入費用及び日本酒の購入のみを目的として行われた出張に係る旅費及び関連経費 5,358,852 円が含まれる。

これらの日本酒購入費用及び当該出張に係る旅費及び関連経費については、単に日本酒の購入を目的とすることのみをもって、直ちに業務との関連性がないとはいえない。すなわち、フクダ電子においては、役職員慰労・懇親、取引先との懇親等を目的として、毎

年、芋煮会を開催しており、当該芋煮会において、元会長は、上記山形等において購入した日本酒を相当数振る舞っていた。また、元会長は、毎年開催される各販売会社の成績を表彰する会においても上記日本酒を相当数振る舞っていた。そして、元会長は、フクダ電子の取引先や来客に対し、贈答品として上記日本酒を相当数提供していた。これらの日本酒についてはいずれもフクダ電子の業務との間に関連性があると評価することもできる。よって、日本酒の購入のためだけに山形等に出張したことがあったとしても、上記目的で購入したものであるとすれば、当該出張に業務との関連性がないとはいえない。

ここで、ある特定の出張の際に購入した日本酒が、何のために消費されたかを確認する必要が生じるが、上記山形等出張の際に購入された日本酒は、8 階フロアの一室にまとめて保管されており、上記確認のための記録が残っていなかった。また、フクダ電子の費用で購入された日本酒の中には、元会長が私的に消費したものも存在する。このため、個々の出張で購入した日本酒の使途を特定し、日本酒購入費用及び当該出張に係る旅費及び関連経費について、業務との関連性の有無を判断することは困難であった。

また、これらの日本酒購入費用及び出張に係る旅費及び関連経費とは別に、関係資料の確認及び関係者へのヒアリング等によっても出張目的の確認に至らず、業務との関連性の有無を判断することができなかった出張が 1 件（50,203 円）あった。

上記のとおり、当委員会の調査により、元会長の私的な費用と認められるものは出張 3 件、取引 5 件、311,302 円、業務との関連性の有無を判断するに至らなかったものが出張 3 件、取引 88 件、5,409,055 円となった。

上記③の出張 3 件、取引 5 件、311,302 円は、元会長の私的な費用であり、本来フクダ電子が負担すべきものではないことから、フクダ電子の損害と認められる。したがって、フクダ電子は、元会長に対し、同額の返還を求めるべきである。

他方、上記④については、私的利用が含まれている可能性が有るものの、上記のとおり、フクダ電子の損害額を認定することは困難である。

（4）ヘリコプター利用について

元会長が私的な目的でヘリコプターを利用し、その費用をフクダ電子の経費として処理していたとの疑義があったことから、当委員会は、元会長のヘリコプター利用に係る費用がフクダ電子の経費として処理されていないか、また、処理されている場合には業務との関連性が認められるかについて調査を実施した。

当委員会は、フクダ電子におけるヘリコプターの利用状況を把握するため、総勘定元帳（2016 年 4 月から 2026 年 6 月まで）からヘリコプターの利用に係る内容を示す可能性がある取引として 89 件の取引を抽出し、内容を確認した。その結果、実際にヘリコプターの利用に係る取引は、2024 年 5 月 3 日の元会長によるヘリコプターの利用に係る 3 件（合計 336,682 円）のみであった。

当委員会は、当該取引について、取引証憑の確認及びヒアリングを実施した。その結果、2024 年 5 月 3 日の元会長のヘリコプター利用については、東京ヘリポートと富士ス

ピードウェイとの往復であり、仕訳の摘要には「不動産視察等」と記載されているものの、同日は祝日である上、行先は自動車レース場であり、その他不動産視察をうかがわせるような証拠は不見当であった。また、仮にスポンサー関係としてのレース場への訪問であったとしても、特段ヘリコプターを利用する必要性を生じさせる事象も不見当であり、往復で336,682円を要するヘリコプターの利用は移動手段として相当性を欠くものと考えられる。以上から、当該費用は元会長の私的な経費と認められる。

また、当委員会のデジタルフォレンジック調査において、2022年10月31日及び2023年5月4日にも、元会長がヘリコプターを利用していたことが確認された。2022年10月31日の利用は、元会長が[redacted]氏及び[redacted]の[redacted]氏とともに、ヘリコプターで富士スピードウェイを訪問したものである。しかしながら、デジタルフォレンジック調査により検出された[redacted]氏とヘリコプター運航会社のメールにおいて、当該費用は元会長の資産管理会社である東京エンタープライズ及び[redacted]が折半して負担する旨のやり取りが確認された。2023年5月4日の利用は、元会長が富士スピードウェイで開催されたスーパーGTレースを観戦した帰路、ヘリコプターで東京に戻ったものである。しかしながら、デジタルフォレンジック調査により検出された元会長が翌日に知人に送信したメッセージの内容から、当該利用は元会長の知人が手配したヘリコプターに同乗したものと考えられ、元会長又はフクダ電子がその費用を負担したことをうかがわせる事情は確認されなかった。さらに、上記のとおり、フクダ電子の総勘定元帳その他帳簿類から、2022年10月31日及び2023年5月4日のヘリコプターの利用に係る経費はいずれも不見当であった。以上のことから、これらの各取引について、フクダ電子に損害は発生していないと判断した。

さらに、ヒアリング、デジタルフォレンジック調査及びアンケートの結果、上記以外に、元会長の私用でのヘリコプターの利用をうかがわせる取引は検出されなかった。

以上の当委員会の調査の結果、2024年5月3日のヘリコプター利用に係る336,682円は元会長の私的な目的に係る費用であり、本来フクダ電子が負担すべきものではないことから、フクダ電子の損害と認められる。したがって、フクダ電子は、元会長に対し、同額の返還を求めるべきである。

（5）スガテツ建商への委託料ないし報酬について

ア　取引経緯

スガテツ建商は、建築工事業及び内装仕上工事業等の業務を取り扱っており、遅くとも2009年頃には、フクダ電子の設備修繕等の施工を行うようになっていた。

スガテツ建商代表取締役である[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という。）によれば、同社は、元会長の紹介によりフクダ電子の工事を請け負うようになったとのことである。また、当時の人事総務部の担当者である[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という。）によれば、元会長から、スガテツ建商が元会長の自宅の工事を高品質に行ったことから、高品質な施工業者としてスガテツ建商を使うことを勧められたことが発注のきっかけであったとのことである。

イ　支払稟議に関するルール

フクダ電子の職務権限表によれば、稟議は、経費の執行について、2020 年 3 月以前は予算内の支出は 50 万円を超える場合、予算外の支出は 20 万円を超える場合に必要とされ、2020 年 4 月以降は、予算内の支出は 100 万円を超える場合、予算外の支出は 50 万円を超える場合に必要とされている。また、相見積の取得については社内規程上の定めはなく、個々の決裁者の判断に任されていた。

ウ　スガテツ建商との取引

当委員会は、フクダ電子の総勘定元帳から、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までのスガテツ建商に対する支払いを抽出した結果、該当する取引は 134 件、累計金額は 199,619,577 円であった。

当委員会は、取引証憑として稟議書、見積書、請求書及び検収・作業の完了を示す書類等を入手し、これらの資料を精査するとともに、各取引の施工場所とフクダ電子の所有不動産一覧及び固定資産台帳との照合、[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏及び[redacted]氏に対するヒアリング、デジタルフォレンジック調査及びアンケートの結果との照合を実施した。

その結果、134 件の取引について、元会長の依頼による取引が 1 件検出されたものの、当該業務は会長室の棚のガラス交換に係るものであり、元会長の私的利用が疑われる取引はなかった。

また、取引金額については、相見積先の見積書がある稟議 6 件のうち、5 件はスガテツ建商の見積額が相見積先の見積額以下であった。他方、残る 1 件はスガテツ建商が 32,790,000 円、相見積先が 32,397,620 円[14]となっており、相見積先の方が低い見積額を提示していた。この点、ヒアリング及び関連資料によれば、本件については納期が重要であったところ、相見積先の納期は 8 か月であったのに対してスガテツ建商の納期は 5 か月であり、短納期での対応が可能であったスガテツ建商を選定したとのことである。当委員会は、上記を踏まえれば、相見積先より高い見積額を提示したスガテツ建商を選定したことが不合理とまではいえないと判断した。

また、相見積が存在しない取引 128 件のうち 113 件[15]について、請求書及び見積書の工事明細、内容、金額及び金額割合等を検討した。その結果、取引金額が著しく不相当と考えられる取引はなかった。なお、見積書及び請求書が入手できず、工事明細及び内容を確認できなかった工事（1 件）は 146,204 円であり、金額的重要性に乏しく、後述する親族の世話の対価になり得る金額ともいえないことから、これ以上の調査は実施しないこととした。

[14] いずれも税抜金額である。相見積先の見積範囲（春木町ビル本館・別館）に揃えて比較した。

[15] 相見積が存在しない取引 128 件から、見積書及び請求書の両者が入手できない 1 件、明細が一式のみで費目の内訳がない 10 件、及び工事に係るものでない芋煮会の飲料の手配 4 件の計 15 件を除いたものである。

エ　[redacted]氏と元会長の親族との関係

[redacted]氏によれば、[redacted]氏は元会長の妹の身の回りの世話を約 20 年前から行っているものの、その対価としてフクダ電子から金銭を受け取ったことはなく、世話の費用をフクダ電子への請求に上乗せしたこともないとのことである。また、元会長も、[redacted]氏が自身の妹の世話をしてはいるものの、その対価は妹自身が支出しており、フクダ電子との取引とは何ら関係がない旨を供述している。さらに、[redacted]氏によれば、スガテツ建商においては、元会長個人及びその資産管理会社から、フクダ電子との取引額を上回る取引を受託しており、フクダ電子との取引はむしろ元会長との人間関係に基づいて通常よりも採算性が悪い案件として受託しているとのことである。

オ　結論

以上のような供述及び上記ウの検討結果を踏まえ、当委員会は、[redacted]氏が元会長の親族の世話を行うことの対価を、取引金額に上乗せする等の方法によりフクダ電子に負担させている事実は認められなかったと判断した。

（6）フクシン販売保険について

ア　取引経緯

フクシンは、フクダ電子の完全子会社であり、当初は旅券の発券、自動販売機の管理及び不動産の所有・管理等の業務を扱っていたが、その後、保険代理業務を扱うようになった。

フクシンは、遅くとも 1994 年 10 月にはフクダ電子からビル清掃等の業務を受託し、遅くとも 2007 年 11 月には保険代理業務を通じたフクダ電子との取引を行っていた。フクシン代表取締役である[redacted]氏（以下「[redacted]氏」という。）によれば、フクダ電子がフクシンを通じて保険契約を締結しているのは、グループ内に保険代理店を置くことで、保険会社から支払われる代理店手数料がグループ内に留まり、グループ全体としてみれば当該手数料分だけ実質的に保険料を値引きできるためと考えられるとのことである。また、ビル清掃等については、グループ内の会社が受託することで小回りが利き、清掃の品質を管理しやすいとのことである。

イ　自動車保険に係る取引

フクダ電子は、自動車保険料として、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までに合計 36,037,330 円を保険会社に支払っている。フクダ電子の車両は、フクダ電子を契約者とし、フクシンを代理店とする全車両一括の自動車保険契約で付保されており、その保険料は、フクシンを経由せずにフクダ電子から保険会社に直接支払われている。もっとも、代理店であるフクシンを通じて、元会長個人や元会長の資産管理会社の車両がフクダ電子の契約に含められ、その保険料をフクダ電子が負担するおそれがあることから、当委員会は、自動車保険についてその内容を検証した。

当委員会は、まず、契約の対象となった車両 69 台を、固定資産台帳、秘書室管理車両

一覧、フクダ電子から提出を受けた会長車（元会長が使用していた車両）の資料及び総勘定元帳（リース料、自動車税等）と照合した。その結果、いずれの車両もフクダ電子の保有資産又はリース車両であった。

さらに、[redacted]氏及び[redacted]氏に対し、元会長個人や元会長の資産管理会社の車両の保険料の負担について確認したところ、両氏とも、これらの保険料は元会長側が負担しており、フクダ電子の契約に含めたことはないと述べた。また、[redacted]氏によれば、元会長個人や元会長の関係会社を契約者とする自動車保険もフクシンが取り扱っているが、その保険料は各契約者から収受しており、保険料を通常よりも安くしたり、手数料の一部を返戻したりすることは保険業法に違反する行為であり、一切行っていないとのことである。

以上から、当委員会は、元会長個人や元会長の資産管理会社が所有する車両が上記契約の対象に含まれ、その保険料をフクダ電子が負担しているとは認められず、また、元会長側の自動車保険の保険料や手数料が通常より低く設定されている事情も認められないと判断した。

ウ　フクシンとの直接取引

当委員会は、フクダ電子の総勘定元帳から、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までのフクシンとの直接取引を抽出した結果、フクダ電子がフクシンに支払いを行う取引が 767 件、699,787,469 円、フクシンがフクダ電子に支払いを行う取引が 160 件、2,007,113 円抽出された。

当委員会は、これらの取引を以下のとおり分類した上で、総勘定元帳を閲覧し、契約書等の取引証憑を精査するとともに、フクダ電子及びフクシンの固定資産台帳等との照合、フクシンの総勘定元帳の検索、[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏及び[redacted]氏に対するヒアリング、デジタルフォレンジック調査及びアンケートの結果との照合を実施した。

①　保険料

フクダ電子は、生産物賠償責任保険、貨物保険等の保険料として、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までに 391 件、271,935,808 円をフクシンに支払っている。この点、フクシンは、保険代理店として、自動車保険に限らず、各種保険をフクダ電子及びグループ各社に案内しており、これらの保険の成約手数料を保険会社から受領することで収益を上げている。フクダ電子がフクシンを経由して保険契約を締結している理由は、上記アのとおりである。また、[redacted]氏によれば、保険会社からの成約手数料は定型的に定まっており、顧客ごとに操作の余地は一切ないとのことである。以上を踏まえれば、当該保険料は、フクダ電子の保険契約に係る実態のある取引の対価であるといえる。また、生産物賠償責任保険や貨物保険等の保険については、フクダ電子の業務に関連した保険である。したがって、これらの保険に係る取引により、元会長の私的な費用を負担したものとは認められない。

②　ビル清掃

フクダ電子は、ビル清掃料として、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までに 183 件、398,450,818 円をフクシンに支払っている。ビル清掃については、フクシンが受託した上

で当該業務を再委託しており、フクシンは再委託先の見積に手数料を上乗せしてフクダ電子に請求していた。このうち本郷事業所 7 階の社長室及び 8 階の会長室の清掃については、[redacted]氏によれば、以前から会長室の清掃を担当していた者が所属する会社に任せたいという当時の総務部門の依頼により、フクシンが受託したとのことであり、金額は月額 57,000 円（2025 年 2 月分以降は 41,000 円）であった。[redacted]氏も、元会長の希望で以前からの担当者に引き続き任せたものと思われる旨を述べている。また、フクダ電子によれば、本郷事業所の建物全体の清掃を受託している業者との間で、清掃範囲の重複はないとのことである。

当委員会は、ビル清掃料について、フクダ電子の保有する建物の清掃に係る再委託先への支払いにフクシンの手数料を加えたものであり、実態のある取引の対価であることから、元会長の私的な費用を負担したものとは認められないと判断した。

③　軽井沢の建物 2 棟の賃借料

フクダ電子は、軽井沢の建物 2 棟の賃借料として、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までに 123 件、27,675,000 円をフクシンに支払っている。当委員会は、軽井沢の建物 2 棟について、賃貸借契約書（月額 225,000 円）を入手し、物件がフクシンの所有物であることを同社の固定資産台帳で確認した。[redacted]氏によれば、これらの建物は、1 棟は災害備蓄倉庫として、もう 1 棟は従業員等の保養所として使用されているとのことである。

軽井沢の建物 2 棟の賃借料は、フクシンが所有する建物を災害備蓄倉庫及び従業員等の保養所として使用するための賃借の対価であり、元会長との関わりも認められないことから、当委員会は、元会長の私的な費用を負担したものとは認められないと判断した。

④　その他フクシンへの支払取引

上記のほか、フクダ電子は、フクシンへの支払取引として、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までに、修繕・剥離清掃・漏水補修等 70 件、1,725,843 円を支払っている。これらの取引は、春木町ビル・本郷新館の漏水補修や白井事業所の剥離清掃といったフクダ電子の物件に係る作業や月額 4,000 円の業務委託料といった少額の定額の支払い等であった。当委員会は、これらの費用の性質から元会長との関わりは認められないため、元会長の私的な費用を負担したものとは認められないと判断した。

⑤　その他フクシンからの入金取引

フクダ電子は、フクシンからの入金取引として、2016 年 4 月から 2026 年 6 月までに、出向者等の給与・通勤費の請求・振替、フクシン事務所（金助町ビル）の水道光熱費の請求等 160 件、2,007,113 円を受領している。これらの取引は、フクダ電子からフクシンへの出向者の給与やフクシン事務所の水道光熱費の精算によるものであった。当委員会は、これらの取引はフクダ電子が金銭を受領する取引であり、収入の性質から元会長との関わりも認められないため、元会長の私的な費用の負担に関わる取引ではないと判断した。

エ　フクシンと元会長との取引

当委員会は、フクシンの総勘定元帳から、元会長名、元会長の資産管理会社・関係者名、リベート等に関連する語句で摘要欄を検索し、フクシンから元会長等への支払いの有無を確認した。

その結果、元会長個人や元会長の資産管理会社への支払いは確認されなかった。

オ　結論

以上のとおり、フクダ電子とフクシンとの間の取引について特段問題となるものは認められず、また元会長に対する特別な便宜が図られた事実も認められなかった。

（7）不動産の私的利用について

フクダ電子が保有する不動産の中に、元会長が私的に利用しており、一般の役職員が利用できない物件が存在するとの疑義があったことから、当委員会は、元会長がこれらの不動産を私的な目的で利用していたか否かについて調査を行った。

具体的には、フクダ電子で 2016 年 4 月から 2026 年 6 月までの期間に固定資産として計上されていた土地・建物のうち、所在地がフクダ電子の事業拠点と一致しないもの（保養所、研修所、山荘等）を抽出し、旧事業所を除いた 9 件、取得価額合計 978,491,073 円を調査対象とした。その上で、これらについて、稟議書による取得経緯の確認、利用台帳・社内誌等の利用実態を示す資料（以下「利用台帳等」という。）の確認、[redacted]氏及び[redacted]氏等へのヒアリング、現地視察、現地管理担当者へのヒアリング及びデジタルフォレンジック調査を実施した。

その結果は、以下のとおりである。

まず、研修所及び保養所として所有している軽井沢研修所、軽井沢オーナーズヴィラ、熱海保養所及び那須ゴルフ倶楽部内山荘については、利用台帳等により、従業員又は役員による利用実態が確認された。

次に、保養所として所有している那須保養所及び軽井沢山荘（雲場池）については、社内誌、利用台帳、周知文書、役員研修の案内等の確認ができなかった。[redacted]氏によれば、当該物件は利用されておらず、そのため上記のような台帳や案内も存在しないとのことであった。そこで、当委員会は、現地への視察及び現地管理担当者へのヒアリングを実施したところ、使用の形跡は認められなかった。

また、リゾートマンションである那須ビューパレス（現フォートリート+那須高原）についても、利用台帳等は確認できなかった。当該物件は、稟議書上、従業員の福利厚生施設として取得したとされているところ、[redacted]氏によれば、少なくとも 2022 年以降は従業員の利用はないとのことであるが、それ以前については不明とのことであった。また、同物件の管理者に過去の利用履歴の提出を依頼したが、データが残っていないとのことであった。もっとも、[redacted]氏によれば、元会長は那須に個人の別荘を保有していたため、同物件に宿泊することはなかったと思われるとのことであり、元会長が資産管理会社を通じて那須に別荘を保有していたことはデジタルフォレンジック調査の結果でも判明しており、

[redacted]氏の上記説明は当該事実とも整合する。加えて、当委員会による現地視察の結果、同物件は一般的なビジネスホテルのダブルルーム程度の内装であった。以上のことから、元会長が同物件を私的に利用していた可能性は極めて低いと判断した。

さらに、那須町大字豊原丙の土地（取得価額 78,423 円）及び西新宿の社員寮（取得価額 600,000 円）についても利用台帳等の確認ができなかったが、いずれも元会長の代表取締役社長就任前に取得された資産であり、取得価額も僅少であることから、元会長が私的に利用していた可能性は極めて低いと判断した。

以上より、現時点で利用されていない不動産が複数存在し、そのうちの一部については長期間にわたり使用されていないとされている。また、一部の不動産については、利用台帳の整備が行われておらず、担当者においても利用実態が正確に把握されていない状況にあった。このような資産が取得され、その後適切な管理がなされず、利活用や売却の検討がされてこなかったことは、フクダ電子の資産管理に問題があったといわざるを得ないものの、元会長がフクダ電子の不動産を私的な目的で取得し、又は利用していたと認められるものはなかった。

（8）寿司屋における請求書払いについて

元会長が頻繁に利用していた寿司屋の代金が、後日フクダ電子宛ての請求書により支払われていたとの外部指摘については、上記（1）に含めて調査を実施している。

第5　ホットライン調査及びアンケート調査の結果

1　ホットライン調査の結果

前述のとおり、当委員会は、当委員会の調査に関連する情報を広く収集するため、フクダ電子グループ全役職員を対象として、ホットラインを開設した（開設期間は、2026 年 7 月 22 日～同年 9 月 4 日）。ホットライン開設にあたっては、開設期間初日たる 2026 年 7 月 22 日に、フクダ電子からグループ全役職員に対して協力要請を行った。

ホットラインを通じて当委員会に提供された情報は合計 9 件であり、この 9 件について当委員会から個別にコンタクトし、追加資料の提供ないしヒアリング調査への協力を要請した。このヒアリング調査依頼に対して 6 名の情報提供者から協力を得られることとなり、当委員会は 6 名の情報提供者に対してヒアリング調査を実施した。

当委員会は、ヒアリング調査で確認した情報も踏まえ、当委員会として更なる追加調査を実施すべきか否かについて、慎重に審議を行ったが、本件調査との関連性、本件調査の結論に与える影響の程度、客観的証憑の有無、当委員会の調査期間等を総合的に勘案し、当委員会としては追加調査を実施せず、情報提供者の同意を得た上で、当委員会に提供された情報（ヒアリング調査結果を含む）をフクダ電子の監査役会に引き継ぎ、監査役会に対してしかるべき調査を実施していただくよう促すこととした。

2　アンケート調査の結果

前述のとおり、当委員会は、フクダ電子の役員及び従業員合計 508 名を対象に本アンケートを実施し、447 名から回答を得た（回答率 87.99%）。このうち、自由記述欄に記載のあった回答者は 220 名であり、その記述は合計 365 件であった。当委員会は、得られた全ての回答を通査した上で、その内容を、①上記第 3 に記載した調査対象事項に直接関連する情報を含むもの（以下「直接関連回答」という。）、②調査対象事項そのものではないものの、元会長による経費の私的利用若しくは公私混同行為に類似する取引等又は社内ガバナンス上の問題に関する情報を含み本件調査と関係する可能性があるもの、その他当委員会が確認の必要を認めたもの（以下「関連可能性回答」という。）、③見聞きした事実はない旨の回答その他本件調査と関連しないもの、の三つに分類した。

このうち、直接関連回答は 161 件であった。その内容には、当委員会が既にヒアリング、取引証憑の精査及びデジタルフォレンジック調査等により把握していた事実と整合するもの（152 件）と、新たな事実又は調査の手掛かりとなる情報を含むもの（9 件）があった。当委員会は、直接関連回答を事実認定の参考とするとともに、必要に応じて、回答者に対する追加ヒアリング（5 名）、回答に係る取引証憑の確認及びデジタルフォレンジック調査の結果との照合を実施し、その結果を上記第 4 の 1 から 5 の各該当箇所に反映した。

それ以外の 204 件のうち、関連可能性回答 22 件については、回答者を含む関係者へのヒアリングや証憑類の確認を実施し、本件調査との関係の有無を確認した。その結果、本件調査との関係が認められたものはなかった。当委員会は、これらの関連可能性回答について、本件調査との関係性、本件調査の結論に与える影響の程度、客観的な証憑の有無及

び当委員会の調査期間等を総合的に勘案し、当委員会としてこれ以上の調査は実施しないこととした。なお、回答のうち社内ガバナンスに関する指摘については、後記第 7 及び第 8 の原因分析及び再発防止策の検討に当たっての参考とした。

第６　その他の外部指摘事項について

第３の１及び２において記載した各事項以外に、元会長らによる行為として、アトミック産業を通じた不正な利益移転、元会長への違法な高額報酬、創業家財団への株式有利発行、が為されたとの外部指摘があるが、これら各事項については、係属中の株主代表訴訟において審判される事項であるため、本件調査対象としないものとした。

第7　原因分析

1　前提事実（元会長による私的利用を認識していた役職員の存在）

元会長による私的利用は、一部の者だけが知る隠れた行為ではなかった。第4で認定したとおり、多くの役職員が日常業務の中で私的利用を目にし、あるいは自ら関与していた。それにもかかわらず、元会長に是正を求めた者も、取締役会や監査役会に報告した者も確認されなかった。

（1）地下駐車場

社長およびその他の役員は、社有車の乗降のため地下駐車場を利用しており、元会長の私有車が多数駐車されている状況を目にしていたと考えられる。地下駐車場には部門長以上の役職員が入室可能であった。運転手や担当秘書も定期的に出入りしていた。監査役会報告書も、社長ほか複数の取締役がこれを知りながら注意せず黙認していたと指摘している。

（2）秘書の私的利用

[redacted]氏及び[redacted]氏は、元会長の要請であれば業務との関連を問わず対応することが自らの職務であると考えていた。資産管理会社名義の車両を業務時の移動に使っていた。[redacted]氏は元会長個人の通帳、キャッシュカード及び現金を管理していた。こうした状態は秘書室内で公然のものであり、女性各秘書も一定程度関与していた。

（3）運転手の私的利用

運転手は、小山町ガレージへの送迎や私有車の入替えなどを継続的に行っていた。運行記録には私有車の運転と社有車の運転が区別されないまま記録され、その記録に基づいて委託料が支払われていた。運行記録や請求書を確認する部署は、私的利用をうかがわせる記載に接していたことになる。

（4）経費処理

経理部は、秘書室が作成した精算書をそのまま処理していた。出席者の記載が実態と一致しているかは確認されていなかった。代表取締役については飲食等企画報告書の提出が免除されていたが、経理部を含む関係部署でこの運用が問題とされた形跡はない。

（5）その他監査役会報告書公表後に指摘された公私混同行為

前記（1）～（4）は、すでに監査役会調査にて対象のものであるのに対し、以下では、監査役会報告書公表後に新たに指摘された（ア）~（カ）について原因を検討する。これまでに認定のとおり（エ）（オ）については公私混同の事実が確認されなかったものであるが、疑義を生じさせ又は事後の検証を困難にした統制上の問題について検討する。

（ア）山形等への出張

[redacted]秘書は元会長の依頼により、日本酒の買付けを目的とする出張を3か月に1回程度

行っていたが、その一部の出張については買付けのみを目的としていた。

この背景には次の問題が指摘できる。

- 出張の申請と精算において、申請された目的と実際の行動を照合する仕組みがなく、「販社訪問」「子会社訪問」といった名目がそのまま承認されていた。
- 日本酒の購入代金や旅費を会社、資産管理会社、元会長個人のいずれが負担するかを、秘書が元会長に確認し、元会長の判断で振り分けており、会社の経費となるかを元会長個人で決定できる構造となっていた。
- 購入した日本酒は本社8階の倉庫内の冷蔵庫で保管され、芋煮会や贈答品としてだけでなく、元会長自身の飲用や自身が運営していた飲食店での使用にも充てられていた。会社の物品として受払いを管理する仕組みがなく、業務用と私用が混在していた。

（イ）ヘリコプターの利用

小山町のガレージ訪問へのヘリコプター利用は確認されなかったが、富士スピードウェイへの往復に係るヘリコプター利用料が会社の経費として精算されていた。なお、フクダ電子の交通費に関する規定ではヘリコプターは移動手段として認められていない。

それにもかかわらず費用の精算が行われたのは、元会長の旅費交通費について、規程上認められた移動手段かどうかを確認する者がいなかったためである。秘書が手配と同行を行い、請求書の宛先も秘書が運航会社と調整していた。経費の発生、手配、精算のすべてが秘書室の中で完結していた。

（ウ）秘書による私用の代行

秘書は、元会長個人の不動産の選定・購入・管理、私的な飲食店の開業準備、元会長個人の口座管理、資産管理会社の事務など、会社の業務と関係のない私用を広く担っていた。

この背景には次の問題が指摘できる。

- 秘書の職務範囲が規程上明確でなく、秘書室においては元会長の要請であれば公私を問わず応じることが職務と受け止められていた。
- 秘書が会社と資産管理会社の双方から報酬を受け、双方の業務を区別なく行う状態が放置されていた。勤務時間中の私用の代行は、会社の人的資源の私的利用にあたるが、これを問題とする者はいなかった。

（エ）スガテツ建商への支払い

スガテツ建商への報酬が相場より高額である事実や、元会長の妹の世話の見返りに発注していた事実は確認されなかった。

もっとも、同社は元会長個人からも会社の施設の修繕工事等を頻繁に依頼されていた業者であり、その代表者は元会長の妹の世話をしていた。会社の取引先が経営トップ個人とも密接な関係にあったにもかかわらず、会社の発注先の選定や価格の妥当性を、相見積もりの取得のみで元会長から独立した立場で確認する仕組みはなかった。このことが、会社の支払いに私的な費用が含まれているのではないかという疑義を生じさせた原因と考えられる。

（オ）フクシンを通じた保険の手配

元会長の私有車の保険料や手数料が通常より低額であった事実など、フクシンから元会長への利益供与は確認されなかった。

もっとも、元会長個人や資産管理会社名義の車両の保険を、従業員向けの福利厚生として運営されている子会社が継続的に取り扱っていた。子会社と経営トップ個人との取引について、取引条件が通常と同じかどうかを確認し、親会社に報告する仕組みはなかった。疑義が生じたのは、このように経営トップ個人と子会社との取引が見えにくい状態にあったためと考えられる。

（カ）寿司店への請求書払い

同席者が元会長の私的な関係者との会食について、寿司店から会社に請求書が送付され、会社経費として処理していたものは上記認定のとおりである。

このような請求書払いは飲食等企画報告書を経ずに処理され、個々の会食の参加者や目的を事前及び事後に客観的に確認する手続は存在していなかった。監査役会の調査でも対象から外れていた。代表取締役の飲食等企画報告書の提出免除と相まって、請求書払いは経費の統制が及ばない経路となっており、私的な会食が含まれていても発見できない状態にあった。

（キ）小括

上記（ア）～（ウ）及び（カ）に共通するのは、会社の経費と元会長個人の費用を区別する判断が、元会長本人又はその意向を汲む秘書に委ねられ、第三者による確認が及ばなかったことである。また、元会長個人、資産管理会社、取引先、子会社が会社の取引や業務と入り組んでおり、その境界を管理する仕組みがなかった。

（6）前提事実のまとめ

このように、私的利用は社長、取締役、秘書室、経理部、運転手など広い範囲の者に認識されていた。問題は、発見できなかったことではなく、認識されながら止められなかったことにある。以下では、その原因を企業統治、内部統制及び社風の観点から検討する。

2　フクダ電子の企業統治体制の評価・問題点

（1）元会長への権限と影響力の集中

元会長は、1985 年から 2012 年まで代表取締役社長、その後 2026 年 6 月まで代表取締役会長の地位にあった。約 40 年にわたり代表権を持ち続けたことになる。2025 年 3 月末時点では筆頭株主（持株比率 19.4％）でもあり、資産管理会社を通じた保有も含め、経営、人事及び株主の各面で圧倒的な影響力を持っていた。

フクダ電子は「経営の意思決定・監督と業務執行の分離」を基本方針に掲げていた。しかし実際には、会長職は監督と執行の双方から切り離された、誰の監督も及ばない地位となっていた。社長以下の取締役は、元会長の意向を忖度する雰囲気が社内に醸成され、元会長の行動に対して異を唱えることが難しい雰囲気があった。

（2）取締役会の監督機能の不全

例えば地下駐車場の私的利用は、利益相反取引（会社法 356 条 1 項 2 号）につながりうるような行為であり、取締役会の議論を要するような行為であるものの、そのような事実は確認されない。その他の元会長の経費や会社資産の利用状況が取締役会に報告される仕組みもなく、取締役会で議題とされたこともない。

社外取締役は、元会長の経費の内訳や秘書室の業務実態に関する情報に接する機会がなかった。異変に気づく手がかりがない以上、社外取締役による監督は形式的なものにとどまらざるを得なかった。

社内取締役の何名かは私的利用を認識していたとみられるが、元会長に是正を求めた事実は確認されなかった。本来取締役は業務執行に対する広範な監視義務を負うべきものであるが、上記のような元会長を忖度する雰囲気より特に異議を唱える等の是正処置をとろうとしなかった。このように社長を含む社内取締役の対応には問題があったといわざるを得ない。

（3）監査役による監査の機能不全

元会長の経費、秘書室の業務及び会社資産の利用状況の詳細は、監査役監査の対象として実質的には取り上げられていなかった。常勤監査役によって経営会議もしくは取締役会において、私的利用を問題として指摘した記録は確認されなかった。

監査役会報告書は、取締役だけでなく監査役にも大きな責任があると自ら認めている。外部からの指摘を受けて初めて調査が行われた経緯からみても、監査役会が平時に十分な牽制機能を果たしていたとは評価できない。

（4）本件発覚後の対応

監査役会は、外部指摘から約 1 か月で調査を取りまとめ、調査において認められた損害相当額について元会長による全額弁済の合意に至った。迅速な対応は一定の評価に値する。他方、調査主体の監査役会自身が監督責任を負う立場にあり、補助者は社長室長及び経理部であったことにより調査には一定の限界が生じたことはやむを得ない点がある。調査対象も 4 項目に限られ、秘書の私的利用や請求書払いなどは対象外であった。その結果、追加の指摘を受け、当委員会の設置に至っている。

3　フクダ電子の内部統制体制の評価・問題点

（1）経費処理における代表取締役の例外扱い

フクダ電子では、従業員が飲食費を会社経費として申請する場合、参加者、目的及び店舗等を記載した飲食等企画報告書を作成し、上長の承認を得る運用がとられていた。しかし、元会長についてはこの手続が免除されていた。元会長が確認の対象外とされる運用には問題があったと言わざるを得ない。

また、業務関連性を判断する実質的な基準もなかった。フクダグループ行動規範は、会社資産の私的流用の禁止や手順に従った経費精算を定めていたが、元会長の経費にも適用

されるような運用はなかった。

（2）秘書室による代理申請の形骸化

元会長の経費は、[redacted]氏が精算書を作成して経理部に提出していた。[redacted]氏は元会長に確認せず、領収書の店名などから参加者を推測して記載することがあったことが認められる。元会長の明示的な指示は認められないが、[redacted]氏は元会長の手を煩わせないよう、その意向を汲んで処理していた。元会長も申請内容を確認せず、秘書室に任せきりにしていた。

その結果、精算書の記載が実態と一致しているかを誰も確認しない状態が常態化した。経理部も記載内容の真実性を確認していなかった。

（3）秘書室への機能の集中と牽制機能の欠如

[redacted]氏は、経費申請、東京ドームのチケット管理、元会長個人の口座管理、資産管理会社や財団の事務など、性質の異なる業務を一手に担っていた。チケットの配布先は記録されず、元会長と[redacted]氏だけで管理されていた。

元会長担当秘書は 8 階に、他の秘書は 7 階にと勤務場所も分かれていた。秘書室長である[redacted]氏に対する上位者による業務の確認は、実質的に機能していなかった。

（4）会社資産の管理体制の欠如

地下駐車場には利用状況を記録する資料がなく、元会長の私有車の台数や駐車期間を事後に特定することすらできなかった。会長車の運行記録には目的地の名称が記載されず、私有車の運転とも区別されていなかった。8 階の倉庫には元会長の私物が保管されていた。このように会社資産の利用について、申請、承認、記録のいずれの仕組みもなかった。また、その他の会社資産についての台帳が網羅的に整備されておらず、そもそも会社の管理体制に問題があることは否めない。

（5）内部監査の対象外

内部統制部の監査室による内部監査は、元会長の経費や秘書室の業務を重点対象としていなかった。この点、内部監査は、組織のリスクを評価した上で限られた人員を高リスク領域に重点配分して計画されるべきものである。フクダ電子には、創業家出身の元会長への約 40 年に及ぶ権限集中と筆頭株主としての地位、経費統制を免除されていた事実、秘書室がオーナー家の私的業務を引き受けてきた慣行、資産管理会社等との業務の交錯といった、経営トップの領域で私的利用が生じやすいことを示す固有の事情が従前から存在し、そのような実態の少なくても一部は内部監査部門においても認識可能であったと考えられる。しかし、内部監査部門のリスク評価においては、このような実態を必ずしも十分に反映しておらず、実際に行われた内部監査も拠点巡回と定型的な重点項目の確認にとどまっていた。監査役会及び当委員会が会社内部の帳簿・記録を主な証拠として短期間で私的利用を認定できたことに照らせば、内部監査部門が同社固有の事情をリスク評価に加味

して元会長の経費及び秘書室の業務を監査対象としていれば、私的利用の少なくとも一部は早期に発見され、是正の端緒となった可能性があったものと考えられる。

（6）内部通報制度の機能不全

「フクダヘルプライン」の窓口は外部委託で運営され、匿名通報も可能であった。ハラスメントや一般社員の経費精算などでは是正につながった事例も確認された。しかし、元会長による経費の私的利用について通報された記録は確認されなかった。

「フクダヘルプライン」においては、通報受付後の対応方針は、人事総務部の[redacted]部長・[redacted]部長及び内部統制部の[redacted]氏の３名で協議し、案件に応じて法務部や関連会社管理部等に共有・協力を求めるとのことであった。

処分の検討は主に人事総務部・関連会社管理部が担い、内部統制部は基本的に処分内容の決定には関与しないとことであり、さらに、コンプライアンス・リスク管理委員会は内部通報制度については特に関与していない運用であった。また、内部通報の宛先について社外役員や監査役に直接行えるような制度設計もなされていなかった。

このような制度においてはトップに関わる本件案件を通報しても、元会長の影響下にある者が調査することになり、しかるべき役員に対して情報が伝達されるのかについて通報者がこれを懸念する可能性も推認できる。このような状況の下で結局本件が表面化することとなった。

４　フクダ電子の社風

（1）創業家と会社の境界の曖昧さ

フクダ電子は創業家による経営が長く続き、先代会長の時代から、秘書室がオーナー家の私的業務対応などを引き受けていた。例えば、先代の墓の手入れが勤務時間内に行なわれ、費用が会社経費で精算されていたことは、創業家の私事と会社の業務の境界が組織において不明瞭となっていたことを表している。

社会の公器である上場会社の組織として、会社の資産、経費、人員と、元会長や資産管理会社の資産を区別する意識が乏しかったと考えられる。

（2）忖度と沈黙

[redacted]氏と[redacted]氏は、元会長の要請に公私を問わず応じることを当然の職務と受け止めていた。[redacted]氏による実態と異なる経費申請処理も、元会長から都度明示的・具体的な指示によるものではなく、元会長の意向を汲んだ結果であった。また、各取締役も、地下駐車場の状況を目にしながら是正を求めなかった。

元会長は自ら指示しなくても周囲が意向を汲んで動き、周囲は異を唱えない。この構図が長年続いたことで、元会長に関わる事項は社内である意味「触れてはならない領域」となっていたと考えられる

（3）公私混同を問題視しない感覚の定着

私的利用は長期間にわたり、多くの役職員の目に触れていた可能性がある。それにもかかわらず問題とされなかったのは、元会長の公私混同が社内で「いつものこと」として受け入れられ、違和感を持つ感覚自体が薄れていたためと考えられる。一般社員による不適切な経費精算は内部通報を通じて対応されていたことと対照的である。

5　小括

本件の根本原因は、元会長の公私混同の意識と、それを長年にわたり許してきたフクダ電子の企業統治、内部統制及び社風にある。主な原因は次のとおりである。

1. 元会長に権限と影響力が集中し、会長職が誰の監督も及ばない地位になっていた。
2. 元会長の経費と会社資産の利用は、代表取締役の申請免除をはじめ、ルール上も運用上もチェックの対象外とされていた。
3. 秘書室に機能が集中し、秘書室長が元会長の意向を汲んで実態と異なる申請や私用の代行を行う一方、これを確認する者がいなかった。
4. 取締役会と監査役会に情報が届かず、私的利用を認識していた可能性のある取締役も是正を求めなかった。
5. 内部通報制度は、トップに関わる事案を安心して通報できる設計・運用になっていなかった。
6. 創業家の私事と会社の業務の境界が曖昧なまま、周囲が忖度して沈黙する社風が定着していた。

これらは相互に関連性があると思われる。権限の集中が忖度の社風を生み、忖度が牽制機能を弱め、牽制の欠如がさらに元会長の行動を助長した。再発防止策は、この連鎖を断ち切るものでなければならない。

第８　再発防止策

１　はじめに

フクダ電子は、監査役会報告書の提言を受け、2026 年 6 月 3 日に再発防止策（詳細版）を決議した。代表取締役の交際費管理特別規程、会社資産利用規程、取締役規程の制定、内部通報制度の強化、社外取締役の過半数化などを内容とするもので、方向性は当委員会の原因分析とおおむね一致している。

もっとも、同再発防止策は、監査役会の調査範囲を前提に策定されたものである。当委員会の調査で明らかになった秘書による広範な私用代行、秘書室への機能の集中、私的利用を認識しながら沈黙した役職員の存在といった問題には、十分に対応していないと思われる。

また、規程や体制を整えても、元会長の在任中と同じく、運用が形骸化すれば意味をなさない。本件でも、飲食等企画報告書の提出義務や行動規範は存在していた。以下の提言は、既存の施策を補強し、これを実際に機能させることに主眼を置いている。

２　監査役会報告書及び会社の再発防止策に対する評価

（1）監査役会報告書に対する評価

ア　調査について

監査役会は、2026 年 4 月 10 日の外部指摘から約 1 か月で、会社帳簿等の資料の抽出・分析、関係者へのヒアリング及び金融機関への照会を行った。地下駐車場、会食経費、東京ドームのチケット及び運転手の 4 項目について私的利用を認定し、関連費用として元会長との間で総額 154,497,155 円の弁済合意に至っている。

損害の評価にあたっては、ある程度広い範囲を損害と認定している（例えば、地下駐車場は 24 台分ではなく 28 台分、会食経費とチケットは抽出された費用の 2 分の 1 ではなく全額）と思われるが、元会長の責任を厳格に問う姿勢で臨み、短期間で被害の回復を図った点は評価できる。

他方、監査役会調査においては下記のような限界があった。

- 調査主体の監査役会自身が監督責任を負う立場にあり、補助者は社長室長（常務取締役）及び経理部であった。
- 調査対象は外部指摘の項目に限られ、秘書の私的利用、山形出張、ヘリコプターの利用、請求書払いなどは対象外であった。
- 会食経費の抽出は秘書室負担の社外飲食費に限られている。

これらは、短期間の任意調査として一定程度やむを得ない面があることは否定できない。

イ　原因分析について

監査役会報告書は、根本原因を「創業一族による経営が長年続いてきた当社の独特の環境下で、創業者トップによる公私混同行為が行われ、それに対して当社のガバナンスが機能しなかったこと」とした。そのうえで、社長ら取締役による黙認、代表取締役の飲食等企画報告書の提出免除、チケットの管理の杜撰さを具体的に指摘し、取締役と監査役にも

大きな責任があると自ら認めている。

この分析は、当委員会の原因分析と基本的に一致しており、的確であると思われる。もっとも、秘書室への機能の集中と忖度の構造、内部監査が及ばなかった理由、内部通報制度が機能しなかった理由については言及がない。これらは当委員会の調査で明らかになった点であり、第 8 で補った。

（2）会社の再発防止策に対する評価

会社の再発防止策（詳細版）は、監査役会報告書の提言をおおむねそのまま施策化したものである。代表取締役の交際費管理、会社資産の利用管理、内部監査、取締役規程、内部通報、研修、取締役会と監査機能の強化、会社資産の適正管理のいずれも、第 8 で指摘した原因に対応しており、おおむね的を得ている。当委員会は、その基本的な方向性を妥当と評価し、着実な実行を求める。

もっとも、各施策には、次のとおり具体化又は補完を要する点がある。

会社の施策	評価	具体化・補完すべき点
代表取締役の交際費管理特別規程	申請免除という直接の原因に対応している	免除の廃止と全役員への適用を明記する。業務関連性の基準、請求書払いの統制、代理申請時の本人確認を定める
同上	同上	交際費規定についての包括的な整備も必要
会社資産利用規程	地下駐車場、倉庫、チケットなどの私的利用に対応している	駐車区画の割当と入出庫記録、運行記録への目的地の記載、チケットの配布記録を義務付ける。利益相反取引の承認手続と結びつける
内部監査の強化	対象外だった役員の経費を重点化している	秘書室の業務も対象とする。監査役の指示権限と、監査結果の監査役会への報告経路を定める
取締役規程の整備	禁止行為と処分の明確化に資する	秘書その他の役職員に私用をさせることを禁止行為として明記する
内部通報制度の強化	社外監査役への共有は前進である	共有にとどめず、役員が関わる通報は社外役員が調査を指揮する等の調査体制の整備が必要である。また、社外取締役にも直接届くようにする
取締役向け研修の充実	経営陣の意識改革に資する	秘書室員など役員を補佐する者も対象とする。監査役会が提言したコンプライアンス宣言書の提出を取り入れる
社外取締役の過半数化・経費等の定期報告	監督機能の強化として妥当である	2027 年の定時株主総会までに確実に実行する。報告には役員ごとの内訳を含める
監査機能の強化	人員と専門性の補強として妥当である	役員の経費と会社資産の利用を、監査役会の毎年の重点監査項目とする

会社資産の適正管理	公私混同の温床の除去に資する	東京ドームの専用客室など、私的利用の温床となり得る資産の必要性を見直す

さらに、会社の再発防止策には、秘書室の業務範囲の見直しが含まれていない。監査役会報告書が提言した外部有識者を含む「フクダ電子刷新委員会（仮称）」の設置も、決議では明示されていない。これらは、当委員会の調査で明らかになった問題に直結するため、後記３で提言する。

３　再発防止策に係る委員会提言

（1）経営トップの意識改革と責任の明確化

経営陣は、本件を元会長個人の問題として片付けず、私的利用を黙認してきた組織全体の問題として受け止めるべきである。社長自らが、公私混同を許さないという方針を社内外に繰り返し発信することが求められる。

- 役員向けの倫理研修を毎年実施し、役員にコンプライアンス宣言書の提出を義務付ける。
- 私的利用を認識しながら是正を求めなかった取締役・監査役の責任について、本件調査報告書に基づき、再度取締役会で検討する。
- 会長職を置く場合は、その役割と権限を明文化する。

（2）取締役会の監督機能の強化

会社が決定した社外取締役の過半数化（2027 年 3 月期定時株主総会を目途）は、確実に実行すべきである。また、社外取締役及び社外監査役の会社情報へのアクセスを確実にする制度設計を整備し、監督の実効性を高めるような仕組みを併せて整備する必要がある。また、今般改定されるコーポレートガバナンスコードの趣旨に沿うような社外役員の監督機能が発揮できるような運用を求める。

- 役員の経費と会社資産の利用状況を、監査役会の監査項目であることを明示し、必要があれば取締役会に報告する。必要があれば報告には役員ごとの内訳を含めることができることとする。
- 役員と会社との取引（会社資産の利用を含む）は、利益相反取引として取締役会の承認を要することを規程と運用で徹底する。
- 指名・報酬に関する任意の委員会を社外取締役中心に設け、役員の選任審議でコンプライアンス上の問題を検討する。

（3）監査機能の強化

監査役会は、役員の経費、秘書室の業務及び会社資産の利用を毎年の重点監査項目とし、これらに対する監査を重視するものとする。

- 監査役と内部監査部門における連携及びリスク評価の協議を密にするものとする。内部監査の結果は、社長と同時に監査役会にも報告する。
- 監査役は、是正を求めても改善がみられない場合、速やかに取締役会に報告する

（会社法 382 条）。その経緯は記録に残す。

(4) 役員の経費管理の厳格化

- 代表取締役の飲食等企画報告書の提出免除を直ちに廃止し、すべての役員に例外なく事前申請を義務付ける。
- 交際費の業務関連性と相当性の判断基準（相手方の属性、頻度、金額、場所）を明文化する。
- 請求書払いによる飲食は原則として認めず、例外とする場合も事前申請との突合を義務付ける。
- 飲食等企画報告書の作成対象を「社外飲食費」に限定せず、類似する支出項目も対象とする

(5) 秘書室の業務の見直し

- 秘書の業務範囲を職務規程で明確にし、役員個人、親族、資産管理会社または外部団体の事務を禁止する。
- 代理申請の際は本人に目的と参加者を確認し、本人の承認を記録に残す。
- 経費申請、チケット等の会社資産の管理、役員の個人資産に関わる事務を同一人に担わせない。役員個人の通帳や現金を秘書室で預からない。
- 秘書室員に対し、上司や役員の意向より法令と社内規程が優先されること、問題があれば社外役員や監査役に相談できることを研修で周知する。

(6) 会社資産の適正な管理

- 会社資産の資産台帳を網羅的に整備すると共に、同利用規程を制定し、役員による会社資産の利用に事前申請、承認及び利用台帳の作成を義務付ける。
- 地下駐車場及び 8 階の倉庫等の利用目的・管理規定及び管理者を改めて整備する。
- 社有車の運行記録には目的地と用務を記載させ、私有車の運転を禁止する。運行記録は秘書室以外の部署が定期的に点検する。
- 東京ドームの専用客室等、私的利用の温床となり得る資産や契約等は、適宜取締役会等において必要性を見直し、保有を続ける場合は配布先と利用目的を記録する等の管理体制を整備する。

(7) 内部通報制度の実効性の強化

- 経営陣から独立した通報ルートとして、外部の弁護士や社外取締役及び監査役に直接通報できる窓口を設ける。現在会社が実施している社外監査役への内部通報の情報共有にとどめず、役員が関わる通報等内部通報の性質に応じ、社外取締役もしくは監査役が調査を指揮する等の制度設計へと変更・修正する。
- 内部通報に関する処理の手続を明確化し、執行組織から一定程度の独立した制度とすることを検討する

- 通報者の保護と不利益な扱いの禁止を改めて周知し、役員に関する通報でも制度上保護されることを明示する。
- 内部通報制度の信頼性および透明性向上のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を会社組織上においても正式な組織として整備した上で、会社代表者及び社外役員を必須の委員とする。その上で、内部通報窓口への運用状況や通報件数、通報内容・処理結果等を同委員会に報告することとする。

(8) 再発防止策の実施状況の検証・モニタリング

- 外部有識者を含む刷新委員会（監査役会報告書が提言した「フクダ電子刷新委員会（仮称)」）を設置し、再発防止策の具体化と進捗管理を行う。
- 1 年後をめどに、再発防止策が実際に機能しているかを第三者が検証し、その結果を公表する。
- 役職員アンケートを定期的に実施し、上位者に意見を言える風土が根付いているかを確認する。

4　結語

本件は、創業家出身の経営トップによる公私混同が、多くの役職員に認識されながら長年放置されてきた事案である。元会長は退任し、会社が算定した額の弁済も済んでいる。しかし、元会長の退任によって問題が解消したわけではない。私的利用を可能にした権限の集中、例外扱い、忖度と沈黙の構造は、組織に残っているからである。

フクダ電子は医療機器メーカーとして、医療従事者と患者から高い信頼を寄せられる立場にある。その信頼を回復するには、規程や体制を整えるだけでなく、それが形式にとどまらず実際に機能していることを、継続的に示していく必要がある。当委員会は、フクダ電子が本報告書の提言を真摯に受け止め、全社を挙げて改革に取り組むことを強く期待する。

別紙１　デジタル・フォレンジック調査の概要

1　調査目的

当委員会の委託を受けた株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）は、本件調査を実施するため、デジタル・フォレンジック調査を行った。

2　調査手法

①　電子データの保全

当社は役職員に対して PC 及びスマートフォンを貸与している。当委員会は、調査対象者の一部について、会社貸与 PC、会社貸与スマートフォン及び本人の同意を得た上で私用スマートフォンを保全した。

また、当社はメールシステムとして Microsoft Outlook を、チャットシステムとして Microsoft Teams を利用しており、ファイルの保存領域として OneDrive 及び SharePoint を利用している。当委員会は、Microsoft Purview の電子情報開示（eDiscovery）機能を利用して、調査対象者の Outlook メールデータ、Teams チャットデータ及び OneDrive データ並びに調査対象者が所属する Teams チーム（計 43 チーム）のチャネルデータ及び SharePoint データを、2020 年 2 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの期間を対象として保全した [16]。

さらに、当社は 2020 年 9 月頃までメールアーカイブシステムとして Barracuda を利用しており、2015 年 7 月 29 日から 2020 年 9 月 10 日までのメールデータが保管されている[17]。当委員会は、当社が Barracuda からエクスポートした調査対象者のメールデータを受領した [18]。

また、当委員会は、2026 年 6 月 15 日から 2026 年 6 月 21 日の期間の、当社本社駐車場の監視カメラ録画データを受領した。

デバイス及び電子データの保全又は受領、解析並びにレビューの実施状況は以下のとおりである。

[16] [redacted]氏は当社の従業員ではなく、当社が業務委託している運転手であるため、当社の Microsoft 365 アカウントを保有していない。そのため、同氏の Outlook メールデータ及び Teams チャットデータは保全していない。

[17] 2015 年 7 月 28 日以前のメールデータはメールアーカイブシステム（mimosa）に保管されているが、同システムからはデータのエクスポートができないため、保全の対象外とした。

[18] Barracuda については、[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏、古屋一樹氏、伏黒久高氏、[redacted]氏、廣江昇氏、藤戸久寿氏及び[redacted]氏の該当データは存在しなかった。また、Teams チャットデータについては、杉山昌明氏、古屋一樹氏、伏黒久高氏、藤戸久寿氏及び[redacted]氏の該当データは存在しなかった。

対象者	保全対象	保全の概要	解析・レビュー対象
福田　孝太郎	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与 PC	当委員会が保全	
	会社貸与スマートフォン①	当委員会が保全	対象
	会社貸与スマートフォン②	当委員会が保全	
	私用スマートフォン	当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与 PC	当委員会が保全	
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
	私用スマートフォン（LINE トーク履歴）	LINE トーク履歴のテキストデータを当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与 PC	当委員会が保全	

対象者	保全対象	保全の概要	解析・レビュー対象
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
	私用スマートフォン	当委員会が保全（LINE トーク履歴についてはテキストデータでも保全）	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与 PC	当委員会が保全	
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	私用スマートフォン（LINE トーク履歴）	LINE トーク履歴の動画データ等を当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象

対象者	保全対象	保全の概要	解析・レビュー対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与 PC	当委員会が保全	
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	OneDrive データ	当委員会が保全	
	会社貸与 PC	当委員会が保全	
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
白井　大治郎	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
小川　治男	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
玄地　一男	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象

対象者	保全対象	保全の概要	解析・レビュー対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
	私用スマートフォン	当委員会が保全	対象
久野　直樹	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	会社貸与スマートフォン[19]	当委員会が保全	対象
福田　修一	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
杉山　昌明	Outlook メールデータ	当委員会が保全	
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	
古屋　一樹	Outlook メールデータ	当委員会が保全	
伏黒　久高	Outlook メールデータ	当委員会が保全	
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	
太田垣　吉	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象

[19] 久野直樹氏のスマートフォンは、私用スマートフォンの名義を当社に変更したものであり、会社貸与モバイルではあるが、業務用と私用を兼用している。

対象者	保全対象	保全の概要	解析・レビュー対象
孝	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
廣江　昇	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	Teams チャットデータ	当委員会が保全	対象
藤戸　久寿	Outlook メールデータ	当委員会が保全	
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	
[redacted]	Outlook メールデータ	当委員会が保全	対象
	アーカイブメールデータ（Barracuda）	当社がエクスポートしたデータを当委員会が受領	対象
[redacted]	会社貸与スマートフォン	当委員会が保全	対象
	私用スマートフォン（LINE トーク履歴）	LINE トーク履歴の動画データを当委員会が保全	対象
	私用タブレット	当委員会が保全	対象
Teams チーム（43 チーム）	Teams チャネルデータ	当委員会が保全	対象
	SharePoint データ	当委員会が保全	

② Outlook メールデータ、Teams チャットデータの調査

当委員会が保全又は受領した Outlook メールデータ及び Microsoft Teams チャットデータについては、専用ソフトウェアにてデータベース化処理を施した上で、調査用レビュープラットフォームである「foxcope-DI」へのアップロード作業を行った。

「foxcope-DI」にアップロードしたデータに対して、当委員会のレビューの下、foxcale が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。レビュー数については以下のとおりである。

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	Outlook メールデータ及び Microsoft Teams チャットデータ	21,200
合計		21,200

レビュー体制については、当委員会のレビューの下、foxcale が策定したレビュープロトコル（レビュアー向け指示書）に従って、foxcale による一次レビューを実施した。
一次レビューにおいて重要と判断されたデータ 319 件を対象として、当委員会による二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。

③ モバイルデバイス内のデータ及び LINE データの調査

スマートフォン内のチャットデータ及びテキスト形式で保全した LINE データについても同様に、当委員会のレビューの下、foxcale が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。レビュー数については以下のとおりである。

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	モバイルチャットデータ	7,198
2	テキスト保全した LINE トークデータ	3,523
合計		10,721

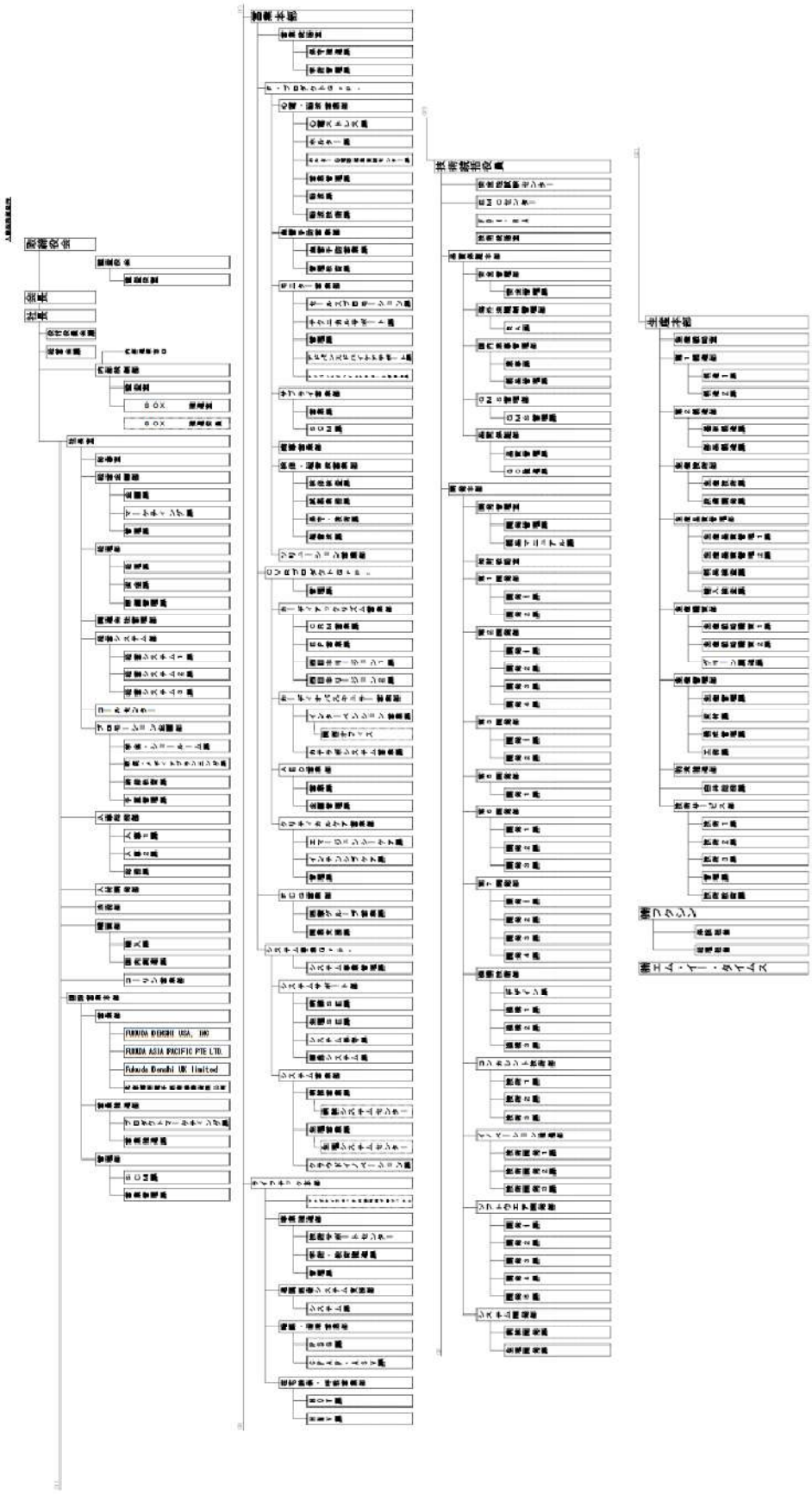
また、画像または動画形式で保全した LINE データについては、全件に対して foxcale によるレビューを実施した。

一次レビューにおいて重要と判断されたコミュニケーションデータ 667 件については、当委員会による二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。

④ その他のデータの調査

当委員会は、本件調査の実施にあたり、当社本社駐車場の監視カメラ録画データを必要な範囲で確認した。

別紙２　会社組織図


FUKUDA DENSHI USA, INC
FUKUDA ASIA PACIFIC PTE LTD.
Fukuda Denshi UK Limited